

平成27年9月8日から  
平成27年9月9日まで

標 茶 町 議 会  
第 3 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

## 平成27年標茶町議会第3回定例会会議録目次

### 第1号(9月8日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
一般質問	11
黒沼俊幸君	11
渡邊定之君	13
深見迪君	22
鈴木裕美君	39
櫻井一隆君	51
報告第8号 専決処分した事件の承認について	55
報告第9号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について	57
延会の宣告	61

### 第2号(9月9日)

開議の宣告	66
議案第53号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について	66
議案第54号 工事請負契約の変更について	68
議案第55号 工事請負契約の締結について	69
議案第56号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	70
議案第57号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	70
議案第58号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について	70
議案第59号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について	74
議案第60号 標茶町勤労者会館条例の一部を改正する条例の制定について	86
議案第61号 標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例の制定 について	88
議案第62号 標茶町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	89
議案第63号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	96
議案第64号 標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情 報の提供に関する条例の制定について	100

議案第65号	平成27年度標茶町一般会計補正予算	106
議案第66号	平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	106
議案第67号	平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	106
議案第68号	平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	106
認定第1号	平成26年度標茶町一般会計決算認定について	110
認定第2号	平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定 について	110
認定第3号	平成26年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	110
認定第4号	平成26年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	110
認定第5号	平成26年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	110
認定第6号	平成26年度標茶町病院事業会計決算認定について	110
認定第7号	平成26年度標茶町上水道事業会計決算認定について	110
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	111
議員提案第3号	標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	112
意見書案第18号	「安全保障関連法案」の今国会成立に反対し廃案を求める 意見書	113
意見書案第19号	マイナンバー制度の施行中止・撤回を求める意見書	113
意見書案第20号	憲法解釈変更による集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回と 関連法「改正」反対を求める意見書	114
意見書案第21号	義務教育費国庫負担制度堅持等2016年度国家予算編成における 教育予算確保・拡充に向けた意見書	115
意見書案第22号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め る意見書	117
閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）		117
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）		117
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）		116
議員派遣について		117
日程の追加		117
議案第65号	平成27年度標茶町一般会計補正予算	117
議案第66号	平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	117
議案第67号	平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	117
議案第68号	平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	117
	（議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号 審査特別委員会報告）	
閉議の宣告		119



## 平成27年標茶町議会第3回定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成27年 9月 8日（火曜日） 午前10時08分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第8号 専決処分した事件の承認について
- 第 6 報告第9号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について

### ○出席議員（11名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君  | 2番 後藤勲君   |
| 3番 熊谷善行君  | 4番 深見迪君   |
| 5番 黒沼俊幸君  | 6番 松下哲也君  |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君  |
| 9番 鈴木裕美君  | 11番 本多耕平君 |
| 12番 菊地誠道君 |           |

### ○欠席議員（2名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 10番 平川昌昭君 | 13番 館田賢治君 |
|-----------|-----------|

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |         |       |
|---------|-------|
| 町 長     | 池田裕二君 |
| 副町長     | 森山豊君  |
| 総務課長    | 島田哲男君 |
| 企画財政課長  | 高橋則義君 |
| 企画財政課参事 | 常陸勝敏君 |
| 税務課長    | 武山正浩君 |
| 管理課長    | 中村義人君 |
| 保健福祉課長  | 佐藤吉彦君 |
| 住民課長    | 松本修君  |
| 農林課長    | 牛崎康人君 |
| 建設課長    | 狩野克則君 |
| 水道課長    | 細川充洋君 |
| 育成牧場長   | 類瀬光信君 |
| 病院事務長   | 山澤正宏君 |

やすらぎ園長	春日智子君
教 育 長	吉原平君
教委管理課長	穂刈武人君
指 導 室 長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	村山裕次君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(副議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○副議長(菊地誠道君) ただいまから、平成27年標茶町議会第3回定例会を開会します。  
ただいまの出席議員11名、欠席2名であります。

(午前10時08分開会)

◎開議の宣告

○副議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○副議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

4番・深見君、 5番・黒沼君、 6番・松下君、

を指名いたします。

◎会期決定

○副議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月9日までの2日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、9月9日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○副議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 先の定例会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと思います。存じます。

なお、次の6点について補足をいたします。

1点目は、町立病院小児科外来の診療日数の拡大についてであります。

この度、町立病院小児科外来の診療日数を拡大することとなりましたので、ご報告いたします。

ご承知のとおり、町立病院の小児科外来は現状、毎週火曜日と毎月1回水曜日を加えた診療を行っております。

小児科で実施しております、ヒブ、肺炎球菌、BCG、MR、四種混合ワクチン等各種予防接種のほか、来月からインフルエンザワクチン予防接種が始まりますことから、小児一般患者の診療時間を確保するため、かねてより医師派遣元であります旭川医大小児科医局へ診療日数の拡大について要請してまいりました結果、前年度と同じく来月から来年3月までの6ヶ月間、医師を毎月1日、延べ6日の追加診療派遣をいただくこととなりました。

医師派遣をいただきます旭川医大小児科医局のご理解とご協力に感謝いたしますと共に、来年度の診療体制については改めて協議することとなっております、診療日数の拡大について今後も引き続き、要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目は、スポーツ合宿誘致の結果についてであります。

本年度の合宿誘致の結果についてご報告申し上げます。

本町のスポーツ合宿につきましては、地域経済の活性化、人的・技術的交流による情報収集と良質な情報発信が例年行なわれ、本町の夏の風物詩とも言うべき事業となっております。

本年度につきましては、合宿誘致推進員をはじめ関係者のご努力によりまして、天満屋・九電工・大塚製薬の実業団陸上チーム、釧路市立共栄中学校バスケットボール部、武修館高校アイスホッケー部、日本体育大学スケート部、釧路地方陸上競技協会などの団体が来町し、総勢で531名の競技者が本町に集い、汗を流していただきました。また、中学校野球夏季標茶交流大会が管外を含む7チームの参加により開催され、本町の賑わいづくりに貢献をいただきました。

合宿団体については、本町の恵まれた環境の中でトレーニングを積む中、住民との交流や地元児童生徒に対する技術指導を行なうなど、所期の目的を達したところであります。また、本町で合宿トレーニングを積んだ大塚製薬の岡田 唯選手が、8月30日に札幌で行われた北海道マラソンで初優勝いたしました。同日、北京で開催の世界陸上マラソン大会において、大塚製薬の伊藤 舞選手が7位に入賞し、本町の今後の誘致への効果を期待するところでありますし、本町の合宿地としての魅力は確実に定着し、広がりを見せはじめておりますことから、合宿誘致推進員の活動を中心とする積極的な誘致を行い、質、量、ともに充実した展開を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目は、地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。

このたび、地方自治法第180条に基づく、4件の損害賠償について、専決処分をいたしましたので、ご報告いたします。

はじめに、町道で発生した事故にかかる損害賠償についての、ご報告を申し上げます。

報告いたします事故は、経年劣化により発生した舗装破損を原因とする事故2件と道路付属物の破損を原因とする事故1件の計3件であります。

舗装破損を原因とする事故は、5月23日に町道下御卒別1線、6月1日に町道多和幹線にお

いて、いずれも道路上に発生した舗装の破損箇所を通過した車両がタイヤを破損したものです。

もう1件は、6月23日に町道虹別斜線において道路脇に設置したスノーポールが道路上に倒れこみ、走行中のダンプカーと接触し、サイドミラーが破損したものです。

事故要因となったトラブルは、いずれも、直近の定期パトロール時点では、大きな舗装破損や道路付属物の変化を確認されていなかったものです。

事故後、舗装破損箇所については補修工事等を行い、道路安全対策を講じたものです。

次に、公用車による物損事故についてですが、7月10日、介護サービスの利用者との調整を行うために自宅を公用車で訪問した際、利用者宅の駐車場に駐車し、職員が降車しようとする運転席のドアを開けた時に、ドアが風にあおられて隣に駐車していた利用者家族の所有の車の助手席側ドアに接触し、損傷させたものであります。

日頃から、職員に対し安全管理、安全運転について、指示しているところでありますが、より一層努力してまいる所存でありますので、ご理解を願いたいと存じます。

4点目は、大雨による本町の災害対応についてであります。

去る8月10日から11日にかけての大雨による本町の災害対応について、ご報告いたします。

10日午前10時6分に釧路地方気象台より標茶町に大雨（浸水害）警報が発表されたことを受け、降雨量、河川水位等の情報収集を行い、午後7時00分に標茶観測所での総雨量が、125ミリメートルに達し、さらに降雨が予想される状況から災害対応に備えたところです。

午後7時40分に、下オソベツ樋門での水位が13.4メートルに達し、釧路川本流から国営総合農地防災事業南地区のシロンド排水路への逆流により、近隣農家への浸水の恐れがあるため、釧路開発建設部に排水ポンプ車と照明車の出動要請を行い、併せて現地へ職員2名を派遣し状況確認にあたりました。

照明車を設置し、ポンプ車を待機した状態で、4班8名の職員で継続し現地の状況を確認していたところですが、幸いポンプ車を作動することなく、安全レベルまで水位が低下したため、11日午前2時10分に、ポンプ車、照明車及び派遣職員を撤収したところです。また、10日午後8時15分には、釧路地方気象台より標茶町に土砂災害警戒情報が発表されたことを受け、即時標茶消防署へ、シラルトロ地域の巡視を要請し、午後11時00分より、再度、職員による土砂災害警戒区域5箇所の巡視を行い対応したものであります。

11日午前5時5分に土砂災害警戒情報、そして、午前5時56分に大雨（浸水害）警報が解除されましたが、午後0時28分に、再度、釧路地方気象台より標茶町に大雨（浸水害）警報が発表されたことを受け、降雨量、河川水位等の情報収集を行い、状況を注視しておりましたが、午後4時48分、標茶町北部に記録的短時間大雨情報が発令されたことを受け、午後5時00分に災害対策会議を開催し、建設課職員による道路パトロールを開始、また、下オソベツ樋門の監視班（3班6名）の待機を行い、災害対応に備えたところであります。

午後8時48分、大雨（浸水害）警報が解除された後、河川水位を継続して観察していましたが、安全レベルまで水位が低下したため、12日午前0時45分をもって、対応にあたった職員を

解散といたしました。

なお、本町の気象観測史上、最大となる、1時間降雨量48ミリの記録的な集中豪雨となりましたが、幸いに冠水等の被害はありませんでした。

今回の被害状況につきましては、町道の法面崩壊等が81路線86箇所、明渠の護岸ブロック崩壊4箇所、排水路の法面崩壊1箇所の被害がありました。

町内の被災状況確認と情報収集、防災対応には、職員一丸となって対応したところであり、幸い大きな被害もありませんでした。今後とも、災害に対しての備えを充実し、安全安心なまちづくりに努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

5点目は、平成27年度標茶町総合防災訓練についてであります。

去る、9月1日防災の日に合わせて実施致しました「平成27年度標茶町総合防災訓練」についてご報告いたします。

本年度の標茶町総合防災訓練は、長時間の大雨による河川氾濫、各地での停電発生を災害想定として、第1部住民避難訓練、第2部技術訓練、第3部避難所模擬訓練と3部構成で実施いたしました。

1部住民避難訓練では、市街地町内会、要支援施設において避難訓練を実施いたしました。標茶町災害対策本部から避難勧告の発表を行い、消防サイレン、エリアメール、広報車による住民周知を実施した後、町内会と災害対策本部との伝達訓練、最終避難所であるトレーニングセンターまでの輸送訓練を行いました。

第2部技術訓練では、標茶消防署職団員による倒壊家屋からの救出訓練、標茶町災害対策土木協議会構成員による水防工法土のう作成訓練、開発建設部による排水ポンプ車等設置訓練を行いました。また、トレーニングセンターを避難所に想定した第3部避難所模擬訓練では、弟子屈警察署、釧路气象台、北電弟子屈営業所による災害発生時の備えや心がけの学習、各団体による災害に関する展示物の見学、日赤奉仕団、自衛隊第27普通科連隊による非常食の試食体験等を行いました。

市街地町内会や要支援施設の皆様の参加や、各関係機関のご協力をいただいた結果、平日の開催にもかかわらず、総数500名の参加となり、町全体の防災力向上のための充実した訓練となりました。

自助・共助・公助が連携され、生命と財産を守ることのできる、安全・安心の町づくりが推進されるよう引き続き進めていく所存であります。

最後に、ご参加いただきました多くの皆様、訓練にご協力いただきました関係機関の皆様方に感謝を申し上げ報告とさせていただきます。

6点目は、職員の在職状況についてであります。

職員の在職状況について、ご報告申し上げます。

平成26年度の年度途中で退職した職員は、技術職、介護職各1名、また看護職1名を中途採用し、そのほか一部臨時職員による補充対応をしております。

今年3月31日付の定年退職者等につきましては、事務職5名、技術職2名、保育士1名、看護師1名、看護助手1名、介護職1名あわせて11名が退職しており、本年4月1日付の正職員採用は事務職5名、技術職3名、保育士2名、福祉専門職1名、合計で11名の採用を行った結果、退職者13名、採用補充12名で差し引き1名の削減となり、4月1日現在の職員総数は259名となっております。

過去5年間における職員削減数は、5名となっております。

現在、第4期行政改革に従い、新たな行政需要にも柔軟に対応できるよう適正な人員配置に努めることとし、事務事業の見直し等により職員数の削減を実施してまいります。住民サービスの低下を招かぬよう充分意を配しながら、適正な人員配置に努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○副議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成27年第3回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物を持ちまして詳細に報告いたしておりますが、以下6点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、外国語指導助手の交代であります。

平成24年7月から外国語指導助手として活躍されていた「ディービス・スティーブン」さんが任用期間満了により、去る7月29日に退職され、その後任として、「エイドリアン・ジェイクス」さんが8月3日に着任いたしました。

エイドリアン・ジェイクスさんは、アメリカ・メイン州のホープ出身で、小学校時代に4年間、日本で暮らした経験があり、日本の文化や歴史に興味を持ち、今年大学を卒業しすぐに、ALTを希望したそうです。

趣味はスポーツと音楽で、年齢も子ども達に近いということもあり、本町の子ども達に、より身近な「英語教育と国際理解教育」に大きな効果をもたらすものと期待しております。

2点目は、平成28年度から使用する「中学校の教科用図書の採択結果について」であります。

採択にあたっては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、本年5月26日に管内5町1村の教育委員会で構成する「第13教科用図書採択地区教育委員会協議会」を開催しました。協議会には調査委員会を設け、専門的な調査研究を行わせ、その結果報告を踏まえながら、教科用図書に関する地区内の実態などに応じて教科ごとに1種類を採択する協議を行い、8月12日開催の協議会において各教科用図書の採択決定がなされました。

協議会の協議経過等については、定例の教育委員会において報告を行うとともに、8月27日開催の第7回定例教育委員会で採択結果を報告いたしております。

なお、採択された中学校教科用図書の発行者は、「国語、書写、社会の地理・歴史、音楽、英語」が「教育出版株式会社」。「社会の公民、数学、理科、保健体育、技術・家庭」が「東京

書籍株式会社」。「地図」が「株式会社帝国書院」。「美術」が「日本文教出版株式会社」であります。

3点目は、児童・生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

町教委としては、よりきめ細かく児童生徒の実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応に向けた取り組みと、今後の指導改善に役立てるため、年2回のアンケート調査と、それに関連した追跡調査を実施しております。

その結果についてご報告いたします。

まずはじめに、これまでの調査で、「いじめられた」と答えた児童生徒は5月末の段階において全体で約3.0%（19名）いました。そのうち、「今もいじめられている」と回答した児童生徒については、各学校で状況を把握し指導したところ、深刻なものではないということでしたので、今後も注意深く見守っていきたいと考えているところであります。

また、「どないじめをされましたか」の問いに対しては、いじめられたと答えた子のうち約53%が「悪口」で最も多く、次に、「仲間はずれや無視」が32%と続いており、例年と同じ傾向を示しています。

一方「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか。」という問いにつきましては、90%の児童生徒が「そう思う」と答えており、若干増加しているものの、「そう思わない、どちらともいえない。」と答えた子が、10%いることとなります。

このことにつきましては、引き続き課題として受け止め、各学校の取り組みはもとより、調査結果を保護者に配付して協力を求めてまいります。また、学校における活動を紹介するリーフレットを作成したり、児童生徒の交流する場を設けたりして、いじめの問題を児童生徒が自らの問題として捉え、未然防止に向けて行動できるよう働きかけていきたいと考えているところであります。

集団生活を営む上では、さまざまな人間関係のあつれきや対立が生じることから、いじめは常に起こり得るものであります。今後も学校のどこかでいじめが存在し、それによって悩み苦しんでいる児童生徒がいるかもしれないという意識をもって子どもたちを見守るとともに、学校いじめ防止基本方針に基づいた組織的な対応が大切です。

今後も、いじめ根絶に向け、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を発揮するとともに、連携を強化し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

4点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

はじめに、7月27日から8月2日にロシア・ハバロフスク市で開催された「緑の少年団国際交流事業」に、中茶安別中学校の山本光貴君（2年）、眞野美咲さん（2年）、庄野朱音さん（3年）3名が参加し、日本とロシアの13団体による「論文・活動発表会」において、「中茶安別緑の少年団活動報告」が優秀論文として表彰されました。

次に、7月25、26日に千歳市で開催された「第33回北海道小学校陸上競技大会」に標茶陸上少年団が出場しました。

「ソフトボール投げ」で簾内 董さん（標茶小6年）が7位に入賞しました。

7月26日には、千歳市で開催の「第29回マルちゃん杯北海道少年柔道大会」に標茶柔道スポーツ少年団が出場し、中学校女子団体の部で準優勝となり9月22日に東京都で行われる「マルちゃん杯全日本大会」の出場権を獲得しました。

8月22日、23日に大阪市で開催された「第55回空手道連盟糸東会全国選手権大会」に標茶空手スポーツ少年団の渡邊穂乃香さん（標茶小5年）が出場し、「形の部」で5位に入賞しました。

次に、道内各地で開催された「中体連・全道大会」の結果について、ご報告いたします。

7月28、30日に室蘭市で開催された「第46回全道中学校陸上競技大会」に標茶中学校陸上部と虹別中学校陸上部が出場しました。

「女子200メートル」で熊谷 麗さん（標茶中3年）が8位に入賞しました。

7月31日～8月2日に釧路市で開催された「第46回全道中学校バドミントン大会」に標茶中学校バドミントン部が出場しましたが、1回戦で敗退いたしました。

7月31日から8月3日に乙部町で開催された「第36回全道中学校剣道大会」に虹別中学校剣道部が出場しましたが、予選敗退いたしました。

8月5日から6日に函館市で開催された「第43回全道中学校柔道大会」において標茶中学校・柔道部女子団体が圧倒的な強さで決勝戦に進み、見事2年連続で優勝いたしました。また、個人戦では、女子63キロ級の北村里奈さん（標茶中3年）が優勝いたしました。

女子団体と北村さんは8月17日、函館市で開催された「全国中体連・柔道大会」に出場しました。結果は、北村さんが個人戦で3回戦まで進出し、ベスト16となりました。女子団体は、予選リーグを勝ち上がり、決勝トーナメント1回戦で敗退しましたが、ベスト16と健闘しました。

次に、8月1日、2日に釧路市で開催された「第52回釧路地区吹奏楽コンクール」において、標茶中学校吹奏楽部が「中学校C編成の部」で金賞を受賞し、8月27日から30日に札幌市で開催された「第60回北海道吹奏楽コンクール」に30年ぶり3回目の出場を果たしました。

全道大会では銅賞を受賞しました。

今後の児童生徒の更なる活躍を期待するものであります。

5点目は、「第26回子どもの夢を育てるまつり」についてであります。この事業につきましては実行委員会が主体となり関係機関、団体の協力を得て7月26日、駒ヶ丘公園において盛大に開催されました。当日は、開会前から多くの子ども達や親子が会場に訪れ、本来の目的であります子どものためのイベントとして、多くの町民の参加をいただきました。

内容につきましては、毎年人気を博しているミニSLの運行や白バイ・ミニ消防車の乗車体験などを楽しんでおりました。

会場では各ブースとも盛況でいろいろと工夫された遊びと食べ物コーナーが提供され、思いの遊びを体験するなど、将来を担う子どもたちに楽しい夢を与えることができた一日となりました。

6点目は、図書を受贈についてご報告いたします。

標茶町図書館への図書の寄贈であります。標茶古本市の会から児童図書4セット、32冊（7万2,360円相当）の寄贈をいただきました。昭和59年から累計で1,406冊（214万6,181円相当）となりました。

心より感謝の意を表すものであります。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○副議長（菊地誠道君） ただいまの、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

本多君。

○11番（本多耕平君） 2点お伺いいたします。

道路の舗装における補償、さらには道路標識等というこの2件についてですね、災害時であったのかそれともどうであったのかということと、町長の報告で直近のパトロールでは異常がなかったと報告がありますが、町道におけるパトロールはどのような期間、何日くらいの期間あるいはまた何時間くらいで一般的な町道のパトロールをやっているのか。さらにもう1点はですね特に舗装の傷みよっての補償とありますけれども、その因果関係ですね、これは間違いなく立証されたのかこの2点についてお伺いいたします。

○副議長（菊地誠道君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 質問についてお答えいたします。

まず、災害についての因果関係という1点目の質問でございますが、この事故につきましては、3件とも災害については無関係な事故でございます。多少の降雨はありましたが災害が起こった後の事故ではございません。

2点目の因果関係ということでございますが、舗装につきましては舗装、舗設からかなりの年月が経っております。それで当然ひび割れ等が発生していた状況ではございましたが、事故のおこる程度のものではなく、その経過をみるパトロールといいますか状況を確認するパトロールをしております。パトロールの時期につきましては、現在町内の土木会社に4ブロックに分けて町道のパトロールを委託しております。パトロールの回数につきましては、月に前半と後半、2回にわたってパトロールをするという委託を行っております。その報告をいただき、そこで道路等がいたんでいる状況であれば、そこですぐ維持作業を行い、舗装の破損等は補修する、そういう内容の委託を結んでいる状況でございます。

以上です。

○副議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 町長の行政報告で、6月30日に標茶町エコヴィレッジ推進協議会の総会が開催されているようですが、これの構成員と簡単な内容を・・・

（「口頭での部分だけ」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 口頭による行政報告に対してです

○3番（熊谷善行君） 失礼しました。

○副議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

#### ◎一般質問

○副議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

5番・黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君）（発言席） 一般質問を行います。

災害後の道路の改良は計画を持って行っているかという題名でございます。

近年の天候の変化によって、過去10年くらい前と比較して台風シーズンばかりではなく、大量に降る豪雨により町道、農道の破壊は驚くケースがあります。集乳道路と早期に出勤する農場の方々のため、雨で流されたり、秋から冬にかけてスリップして上れない道路の改良の必要はあると存じます。

町内で傾斜地の多い阿歴内地域、弥栄地域は、道路の改良が完全とは言えない状況ではないかと思えます。何度も災害が起きての応急手当はされておりますが、それだけでは不安であります。

ミルクローリーの大型化、飼料運搬車の大型化についていけない町道及び農場道路の改良計画はどのようになっているかについて伺います。

○副議長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 5番、黒沼議員の災害後の道路の改良は計画を持って行っているかのご質問にお答えをいたします。

町道において災害が発生した場合の復旧につきましては、原状復旧に加え、必要な機能の強

化を図り、災害の再発防止を考慮した改良計画により行っております。

また、議員お尋ねの町道の改良計画につきましては、第4期総合計画において主要施策にあります町道等の整備促進及び農業基盤の整備の施策を効果的、効率的に推進する目的で、地域から上げられた改良要望路線について重要性、緊急性を勘案し決定して、路線について大型の農業用車両の通行を視野に入れた実施計画を策定しております。

現在は、策定しました第3次3ヶ年実施計画に基づき、町道改良舗装事業の3路線、農道改良補修事業の6路線について改良舗装整備を実施しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） この道路に関する質疑というのは非常に大きなテーマでございまして、標茶は他の町村に比べて本当に倍も、それ以上の路線であるというふうに私は日ごろ思っているわけですが、今、茶安別では地域の方々が今まで手をつけていただかなかったところをどンドンやっただいて本当にありがたいというお話を聞いております。

それは非常に結構なことで、私この2カ所、阿歴内地域と弥栄地域というふうにちょっと広い地域を指してお話をしていますが、翻って、私、磯分内の出身でありますから磯分内のことは、酪農振興会も長くやまして、バルクローリーが昭和51年に運行される状況になりまして、振興会では挙げて農協とタイアップして町に牛乳、搾乳施設まで道路が砂利が入って埋まらないように非常に勢いで整備したことを私もその仲間の一人でしたから、よく覚えていますが、どうも農家数の少ない地域には、町内会もあって、それぞれ町に要望しているようですが、磯分内は当時100戸でしたから、100戸の方々がまとまって発言すると大きな声になったかと思えます。

私が申し上げたいのは、町政懇談会でも申し上げているのだが、なかなか実施がおくれていると。町はやらないとは言っていないけれども、おくれているので予算の配分とかそういうことを、例えば2戸か3戸しかその道路を利用しない方がいても、やっぱり砂利が入って滑ったり、路肩が崩れたりしないような道路に改良してほしい、こういうような、やはり毎日の生産道路ですから、牛乳集荷、それから牛の搬出も木曜日といったらホクレン市場が開かれますので、毎朝、集荷車が、トラックが、今は大型化して15頭ぐらいの親牛を積んだトラックが入りますから、相当道路がよくないと、牛乳ばかりでなく困ると、そういうようなことでありますから、3ヶ年計画にのっとってやるというのはよくわかりますが、私が要望申し上げたいのは、そういう町政懇談会の意見も再度点検されて、具体的に計画に盛っていただくようなことを、そういう内容を聞きたいと思って質問しているので、できれば再度その辺については、やる計画にあるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 議員もご理解をいただいておりますけれども、いわゆる整備の

要望等については、全町的に各地域から上がってきておりまして、それを限られた予算の中でどう優先順位をつけていくのか、緊急性、それからやはり利用の頻度等々も総体的に判断をしながら、何よりまた地域の皆様方にとってどういう位置づけがということで地域におきましては、地域みずからが道路の優先性を町政懇談会等々の場で要請されるというようなケースもありますし、そういった意味で私どもとしてはできるだけ実情を的確に把握し、先ほど言いましたその緊急性、安全性等々の確保をどうしていくのか等々について判断をし、優先順位をつけて整備してまいりたいと、そのように考えておりますので、ただ、ご案内のように非常に大きいし、それと昨今のやっぱり災害の状況等が、今年の集中豪雨等々によりまして被災箇所もかなりの数になっておりますので、そういった中で私どもとしてはできる範囲の中で取り組んでまいるといってございまして、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） 具体的にはいろいろこれから地域の方が例えば地域の近いところの議員に頼んだりして、いろいろこのことが進んでいくのではないかと思いますので、きょうは災害の応急手当はすぐやっていたいただいているのは、私もよく知っていますけれども、そればかりでなく、1年間通じて特にこれから降雪、それから夜凍る道路、そういう危険箇所はやはりよくマークして改良を早めていくような手だてをぜひしていただきたいと、再度お願いをして、質問を終わりたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 以上で5番、黒沼君の一般質問を終了します。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君）（発言席） 通告に従って質問いたします。

8月27日に参議院農林水産委員会で農政改革法の一部を改正する等の法律案が可決され、翌28日には参議院本会議で可決成立いたしました。法案の中身、これまでの審議の内容を見ますと、私はこの法案は日本の農家を守るためのものではなく、まさしく米国と日本の財界のためのものではないかと考えざるを得ない内容です。まずは、この点について町長の所見を伺います。

次に、農業委員会も農政改革法の中で一部改正が行われました。農業委員会は、地域農業を守り育てるための農地の番人として、その役割を果たしてまいりました。農業委員会の公選制の廃止は地域の農業の維持を一層衰退させると考えますが、どうでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

また、農業委員については、今後、町長の選任となりますが、地域農業を守る観点からどのような姿勢で臨むおつもりでしょうか。

次に、農協事業についてであります。

農協事業は非営利規定がありましたが、これを削除することによって農協が協同組合として農家や農業を守り育てているという第一義的な任務から、営利中心のみの組織に変質する危険性があると思われまます。標茶の基幹産業を守る上で、町長はこの内容にどのようなご所見をお

持ちなのか、伺います。

農協組織の株式会社化も認められることになりました。ここに日本の経済界、米国の金融保険業が参入することによって、企業の支配が進められると思います。農協の役割が一層薄められるおそれがあると危惧されますが、この点についても町長のご所見を伺います。

次に、農協改革法等で地域農業に関する町長の権限が拡大していくと思われませんが、今後、本町の基幹産業である酪農を守り、発展させるために、どのような視点で挑むか、改めて町長の基本的な姿勢を伺います。

○副議長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の農協改革法は農業組織の解体につながり、地域農業を衰退させないかとお尋ねについてお答えいたします。

まず、1点目の法律の目的に関する私の所見についてであります。今次法改正に際しましては、その目的として農業の成長産業化に向けた対策の一環で、地域農協が農業所得の増大に対する貢献度を高めることを狙いとしていると説明をされており、まずはそのとおりに理解すべきものと考えているところであります。

次に、農業委員の公選制の廃止は地域農業の維持を一層衰退させることとならないかとお尋ねでございますが、改正農業委員会法が成立したことにより、農業委員の選出は選挙及び選任制ではなく市町村長の任命制となりましたが、農業委員が守るべき農地法の基本理念であります耕作者みずからによる農地の所有と、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地の権利の取得を促進を遵守し、さらには農地の所有はあくまで家族経営の農業者や農業生産法人に限られるという基本的な考え方は何ら変わっておらず、引き続き踏襲されるものと考えています。

これまで農業委員会が担ってまいりました農地の利用関係の調整及び農地の農業上の利用を確保するための許認可業務は、農業委員の重要な役割と認識をされており、公選制の廃止が即農地の利用調整や農地の流動化と面的集積化の停滞及び許認可業務の遅延を招くなどの影響は考えられず、これまで同様、農業委員は重要な生産基盤である農地を守り、農地の農業的な有効利用を促進するという使命に基づき活動するものと考えておりますし、今後とも変わらず農業者、農業委員会の基本的な考え方を尊重してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、今後は町長の選任となるが、地域農業を守る観点からどのような姿勢で臨むかとお尋ねですが、改正法が成立したばかりであり、詳細な政省令等がまだ示されておりませんが、衆参両院における附帯決議にあるように公共性の高い農地の集約や権利移動に関する農業委員会の決定は高い中立性と地域からの厚い信頼を必要とするもので、地域の代表制が担保されるべきと考えておりますし、任命に当たっては手続等も透明性、公平性に意を配ってまいりたいと考えているところであります。

次に、農協の非営利規定削除による組織の変質を危惧するお尋ねですが、農協法の目的は第

1条で「農業者の協同組織の発達を促すことにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与すること」と記されています。そして、今回の改正内容であります。第8条中「営利を目的としてその事業を行ってはならない。」との文言が削除され、同時に「農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。」という一文と「高い収益性を実現し、事業から生じた利益をもって、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めなければならない。」との文言が加えられました。

法律案の概要説明では、地域農業が自由な経済活動を行い、農業所得の増大と高い収益性を実現し、農業者への配当などに努めることを規定するとなっております。この規定から農協は直ちに営利のみの組織に変質するとは思いませんし、組織の目的や組織としての意思決定過程に何者かが簡単に介入できる仕組みにはなったわけではありませんから、組合員たる農業者の皆様がどのように考え、運営していくかに尽きるものだと理解しているところであり、これまでどおり公共的団体としての自覚と責任を持って組合員の経営発展と地域貢献に努力していただけるものと期待するところであります。

また、株式会社化をきっかけに我が国経済界、米国金融保険業界が参入することによる企業支配の危惧であります。今改正においては全農が株式会社化できることになったほか、地域農協においては組織の一部を株式会社や生協に変更できるようになりましたが、強制ではなく、あくまで組合員たる農業者の民主的議論の中で決められていくものだと理解しておりますし、そうでなければならないと考えるところであります。

最後の農協改革法等改正と地域農業に関する町権限拡大については、農業委員が任命制になったとはいえ、私は地域農業の振興発展のためには、農業者や地域の自主性こそ尊重すべきであると考えておりますし、これからも農業者の皆様の声を聞き、そして農協を初めとした関係機関と連携をしながら多様な生産形態が環境に配慮しながら安全・安心な食料を安定的に供給し、消費者から大きな支持を獲得できる農村社会の構築に努めてまいりたいと存じますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○副議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今、町長の答弁ありましたが、私は今回のこの改正で農業そのものが家族農業を今までは大切にされてきた時代でありますけれども、その農業を産業としての利潤追求の場に変える、変わっていく、変えていくための法律改正ではないかというぐあいに思っているところであります。その一連の道筋が農業委員会の公選制の廃止であったり、農協の営利規定の除外であったり、そういうことにあるというぐあいに思います。

具体的には、今日、農業委員会を中心に農地中間管理機構が中心になりつつあるのでありますけれども、その点でその管理機構の果たす役割が家族農業を軽視し、もうかる農業、産業としての農業、企業的農業に進んでいってしまうのではないかという疑問を持っているわけであ

りますが、この点についての町長の見解を伺いたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 議員のご質問の趣旨はなかなかちょっと理解をできないのですが、これまでも農業というのは、家族農業であれ法人経営であれ、利潤を追求してきたというのは、これは事実ではないのかなと思います。ただ、そのことだけがこれから先の農業のいわゆる進むべき道かということになりますと、平成11年に新農業基本法が制定をされまして、その中で農業はそれまでの農業者の所得を都会並みに確保するためだけではなくて、農業の持つ多面的機能の発揮ということが大きな柱として位置づけられたというぐあいに私は理解しております。そういった意味で、その法律の改正に基づいて、中山間地域直接支払制度というのがスタートをいたしまして、いわゆる耕作放棄地の発生の防止に向けて地域の中で協力するという体制が現在続けられていると思っております。

これからの農業がどういった方向に向かうのかということになりますと、単純に利潤追求だけで成り立つ農業もあるし、そうではない、この限られた限定した土地の中でなかなか利潤が追求できない農業もあろうかと思っておりますけれども、一つの答えとしては例えばEUのように環境支払いとか、先ほどの中山間地域直接支払制度がスタートしたときに、将来的には環境支払いという方向に向かうのではないのかというぐあいに私どもは期待をしておったのですが、まだ、なかなかそういう方向には向いていないような気がしますけれども、これは消費者の皆さん方のご理解をいただきながら進められると思っておりますけれども、私はやはり農業の果たす役割の中で、食料を生産するだけではなくて、やはり環境に対する貢献ということも非常に大きいというぐあいに考えております。そういった意味で、地域の農協さんが利潤追求は当然なのですけれども、それではなくてやはり地域の環境をどういうぐあいに守っていくのかということに対して、これからもそういった活動をしていただけるものと考えておりますので、利潤追求だけで家族経営を軽視しているということではないと思っております。経営というのはいろいろな方法があるわけで、多様な経営があることが農業の強さだと思っておりますし、作物についても多様なものをつくるということがこれが農業の強さだと、そのように私自身は考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今、町長の答弁の中で、遊休農地を出さないという意味での農地中間管理機構等の果たす役割でお答えいただいたと思うのですが、実際問題、標茶の場合の中間管理機構の実態について、もしお答えいただければ。

（何事かいう声あり）

○副議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

○副議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 農業委員会法についてちょっと具体的に質問させていただきます。

今回の農業委員会の改正法で公選制が廃止され選任制が導入されるわけでありますけれども、この権限が町長に移るといいますか、町長の責任で選任するということになるわけでありますけれども、いろんな報道されている資料によりますと、人数等についても今現在標茶町で農業委員として仕事されている方の人数に比べれば非常に少ない。それから、その都度いろんなときに建議として国なり道なりに行ってきたそれもなくすということなのでありますけれども、そういう意味で人数の問題、建議制の問題で大きな影響が出るというぐあいに思うのですけれども、そういう点で町長はどのような具体的なお考えがあるのか、お聞かせください。

○副議長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、国の制度が変わって市町村長の任命制となりますけれども、今までの農業委員会が果たしてきた役割の重要性を私は踏襲をしたいと思っておりますので、責任はと先ほどおっしゃいました。確かに今回は責任は私になるわけですが、そういった意味で地域や関係団体さんのご意見を承りながら、ただ、これはいろんなお考えがあるかと思っておりますけれども、農地というのは確かに私有地なのですが、私はやはり公共財産というぐあいに考えておまして、先ほど申し上げましたように、新農業基本法の趣旨の中にある環境への配慮といえますか、そういうことに対してはやはり十分意識していかなければいけないということは考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） それでは次に、農協の改革についての質問であります。

農協改革の具体的な内容を見ていきますと、新聞等いろんな報道で一番目玉にされている部分で金融保険共済事業の問題、これが北海道共済連、それから信連等に統合され、地域でその業務に当たっている職員の皆さんが窓口業務的な扱いになるという報道がされています。そういう意味では、今、標茶農協で金融の窓口にいる職員の皆さんの将来、生活という点では、このことが本当に実施されれば、窓口業務だけということになるのであれば、職員の皆さんの生活は保障されない事態になるというぐあいに思います。その点では非常に町を挙げてこの農協改革に対する確固たる姿勢でそこら辺に注意を払った対応が必要ではないかというぐあいに思います。

先ほども家族経営の問題で町長の答弁がありましたけれども、私は家族経営の問題で言えば、環境の問題も町長さんお話しされましたけれども、本当にこの標茶なら標茶の地域の特性を生かした酪農が発展していくことが望ましいし、それが環境への配慮にもつながり、地域の学校、それからコミュニティも保たれていくのだという点では、今進められようとしている農業改革

とは、かけ離れたものになっていくというぐあいに思います。そういう意味では、家族経営を守る標茶の酪農、農業のあり方をしっかりと議論してつくり上げていく、ある意味ではそういう時期ではないかというぐあいに思います。

最後にその点についての見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

私は今回の法律の趣旨は、できる規定だというぐあいに理解をしているのです。したがって、株式会社化するか否かはそれぞれの農協さんの組合員の皆さん方が決定されることでありまして、確かにいろいろなご意見はあろうかと思いますが、それはやはり農協の組合員の皆様方が決定すべきことではないのかなということです。

それと、何度も私申し上げていますが、やはり農業というのは消費者の皆様方にどういったものを提供するかということが私は非常に問われているのだと思います。そういった意味で、環境に十分配慮した資源循環型の酪農畜産というものが標茶にとって一つの方向性ではないのかなということでもあります。ただ、やはり消費者の皆様方にお話を伺いますと、やはり乳量が少しとまっていますけれども、やはり内地府県の生産量がどんどん酪農だけに限定させていただきますと、乳量が落ちていて、北海道でも減少がとまらない。それに対して、非常に不安感というものを持っているのも事実でありまして、それが家族農業だけでもとどおりになるのか、また、法人化、大規模化による生産というものもやはりその一つの選択肢としてあるのではないのかと。それはやはりそれぞれの皆さん方が経営者として判断されることだと思っておりますし、それを結集されるのが地域農協だろうと思っておりますので、私はこれからもやはり家族農業が中心でいくというのは変わらないと思いますけれども、家族農業だけではなくて、標茶においてはいろいろな試みというのがされております。それはやはり生産量をどうやって維持していくか、そのこともやはり非常に大きなことだと思っておりますので、そういった意味で関係機関の皆様方といろいろなお話をさせていただきながら、標茶町の酪農の振興、農業の振興については協議してまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） それでは、2つ目の質問に移ります。

私の居住する虹別地区のように市街地から離れた地域の集落に住む高齢者の皆さんの医療、介護、日常生活について不便を余儀なくされている現状、そのことについて質問させていただきます。

本町の高齢者保健福祉計画では、アンケートの中で緊急時対応サービスの要望が非常に、介護3以上の方たちでは54.4%の回答率になっています。そして、移動手段の確保についていろんな意味でニーズも多くなってきている。この点で市街地から離れた集落で暮らす高齢者の皆さんのニーズをどう捉えているかお聞かせいただきたいと思います。

そして、これらのニーズに対して、どのように解消しようとしているのか、町長の考えをお聞かせください。

次、周辺地域に各種の介護施設があれば、これらの地域が抱えている問題点の一部が解消されると考えますが、地域での小規模多機能ホーム施設の設置などについての考えはないでしょうか。

もし設置するとすれば、このことによって介護保険料の負担等についてはどの程度になるか、お聞かせください。

高齢者福祉計画を作成するに当たってアンケートでは、さまざまな問題点、要望も挙げられています。しかし、また、全体として本町の高齢者対策や介護事業についての評価をすると答えられた方も多いように見受けられます。本町の高齢者福祉の水準が比較的良好に評価されているということだと思いますが、そういう地域の中で、現在、保健推進委員並びに健康づくり推進の活動など、地域の高齢者の皆さんの健康維持に努力が払われている活動が行われていますが、今後、高齢化が進む中で、ある意味では人口比の中でも非常に高い高齢者、超高齢者時代を前にして、そういう活動がまだ不十分だと考えますが、そしてそれを充実・発展させるべきだと考えますが、いかがでしょうか。ご所見をお聞かせください。

○副議長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の地域集落の高齢者の健康を維持し、十分な介護事業の展開をすべきではないのかとのご質問にお答えをいたします。

1点目の市街地から離れた集落で暮らす高齢者へのニーズについてであります。緊急時対応サービスにつきましては、広大な面積である本町では採算がとれず、専門の民間事業者は立ち上がっていない状況ですが、町内の各介護サービス事業所では、24時間の連絡体制を確保し、緊急時にはそれぞれの事業所において緊急連絡網等により、スピーディーな対応を行うようになっていくところであります。

また、生命の危険に直面するような場合には、一刻も早い発見と医療機関への引き継ぎが必要であることから、町の施策として希望者に緊急通報システムを設置しており、設置家屋の近隣住民の協力者、消防署とも連携をして、対応に当たることとなっております。

また、移動手段の確保については高齢者保健福祉計画におけるアンケートの回答結果や福祉施策検討委員会での議論を受け、検討を始めたところであります。既に本町では標茶ハイヤーのほか、福祉ハイヤーや町営バス、寝たきりの方に対しては町の移送サービス等の移送手段がありますが、先進自治体の取り組み情報も収集しながら、本町ではどのような形が望ましいのか、検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目の小規模多機能ホーム施設の設置、保険料負担についてであります。町が小規模多機能型居宅介護を新築した場合、施設整備に要した経費も3年間の保険料に反映させなければならない介護保険上のルールがあり、介護保険料は現在1人当たり基準額の月額が5,725円ですが、これが1万円を超えることとなると試算をしております。また、民間が町内で施設を整

備し、事業を開始した場合には、月額で400円程度の保険料増額となる試算であります。

最後に、高齢者対策や介護事業の発展、拡充についてであります。平成27年度から開始されました第6期介護保険計画は、これから日本が迎える超高齢化時代に向け、行政だけでなく、住民の協力も得ながら地域全体で取り組んでいくための10年長期計画の第1期目であります。国が一律で基準を決めていたこれまでの制度から、各自治体、地域に応じた課題や問題点を整理し、活用できる地域の力を見つけ、育てることも求められております。また、これまで介護保険事業は要介護状態になった方への支援が中心でしたが、これからは要介護状態にならないための支援のため、それぞれの地域に合わせた支援体制も求められております。新たな施設等を整備することが厳しい環境の中で、今ある地域の資源の有効活用を検討しながら、不足する部分については補填していくそれぞれの地域にあわせた支援体制をどのように構築していくのが重要だと考えております。

なお、具体的な施策につきましては、平成27年度中に新総合事業の原案を作成し、平成28年度に福祉施策検討委員会に諮るよう準備を進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（菊地誠道君） 再質問についてですが、1件目のほかに3点今回質問されておりますけれども、一度に聞いておりますので、一度に再質問をお願いしたいと思います、できれば。

○8番（渡邊定之君） 順番。

○副議長（菊地誠道君） よろしいですか。

○8番（渡邊定之君） 順番にということですね。

○副議長（菊地誠道君） 順番に一度に。1回目の質問と同じようにできれば聞いてほしいと。

（何事か言う声あり）

○副議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時24分

○副議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○8番（渡邊定之君） この質問するに当たって、私も実際の経験から地域での健康推進活動等の実践に携わった経験もありまして、その中でさまざまな意見をお聞きしながら来たわけがありますけれども、高齢者の皆さんのニーズ、今、私どものところでは、地域の酪農センターというところでそういう実践をしているわけがありますけれども、そこに通ってくる交通手段、それから実際にそこに携わっていただいている社会教育の職員の皆さん、そういう意味で元気な高齢者の皆さんにサービスの担い手として活動してもらい、活躍してもらいするための研修、そういうものに対してもう少し充実した対応が必要ではないのかというぐあいには思っているところ

るであります。

そういう中で、具体的に私が今質問したように、小規模多機能ホームの実践をされている事例を見ることができまして、その中で、この多機能ホーム、そういう意味では通い、それから泊まり、それから訪問サービスということで、お年寄りがうちで一人で留守番しなければならない、そういう生活環境、それからそういう場所に参加する交通手段がない等々の悩み等をお聞きしているところでもあります。そういう意味では、それを網羅できる機能をこのホームは解決できる手段であり、2006年、平成18年4月に介護保険制度の改正で地域密着型のサービスとして位置づけられたものであるというぐあいに書かれていました。そういう意味では、市街地から離れたところで生活する高齢者の皆さんにとっては非常に中身の濃い、いい場所であり、制度ではないかというぐあいに思います。そういう意味では、こういう機能を持った施設がそれぞれの市街地から離れた遠隔地で実現されることを要望したいというぐあいに思います。その辺の見解を町長さんにお伺いしたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどもお答えをしたと思うのですが、要はその施設を整備し、維持していくために皆様方がどれだけの負担をされるという覚悟があるのかということだと思います。当然サービスをもっともっと充実してほしいということは、それは要望としては当然あるわけですが、では、それを維持していくための財源とマンパワーをどう確保していくのか、それが標茶町において可能かどうか等々については、やはり一概にそれはいいものだからつくってくれという話にはならないというぐあいに私は、それで結局標茶にとってどういった形がいいのか等々についてはこれから検討を始めておりますので、ぜひご理解を賜りたい。

それと、渡邊議員が冒頭お話をされましたことで、私はとても重要なことだというのは、私この場でお話ししたかどうかちょっと記憶が定かでないのですが、昨年、金美齢さんの講演会に行って、80歳の金美齢さんが死ぬまで税金を払うのだということをおっしゃっていました。いわゆるいつかは支えられる側になるかもしれないけれども、それまでは支える側で生きていきたいというお話をされていて、私は感銘を受けたということをお話ししたかと思えますけれども、私はやっぱりそのことが大事だと思うのですよ。

日本は、みんなで高齢化を目指してきたわけです。それでやっと実現したわけです。それで何か高齢化が困ったというようなニュアンスで物を語るというのは、私は違うと思います。私自身も高齢者になりましたので、だから言うのではないのですが、やはり高齢者の中でも支える側の人たちをどうやってふやしていくのか、それは議員が先ほどお話をされました健康づくりであるとか、いろいろな地域での取り組み、それがやはり一番重要なことではないのかなと思っておりまして、ただ、まだ介護を支える側にはそのための資格等々という法的な問題がありますので、そこら辺をどうやってやはり高齢者の方たちでもそういった任につけるような形にしていくのかというのは、私はこれから非常に重要なことだと思っております。人口減少ということは、これはもうとめようがないわけでありまして、若い人たちにこれから先期待

するというのは非常にかわいそうだなと私は思いますので、やはり高齢者の中で支える側の人をどうやってふやしていくのか、それが介護を含めたこういった任にどういつてつけるのか等々について、皆さんのご意見を承りながら標茶でどういったサービスが提供できるか等々については検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） それでは最後に、そういう意味では、やはりこれから先、みずからがそういう時代を迎えるという立場の人たちの意見を聞く機会を多くして、自分たちの地域にはどういうものが欲しいのかという生の声を本当に自分たちで町長さんが言われましたようにつくり上げていく、そういう発言をたくさん集めて、自分たちの地域づくりにも役立つ方向性を目指すような環境づくりにご支援していただきたいというぐあいに思います。

以上、質問を終わります。

○副議長（菊地誠道君） 以上で8番、渡邊君の一般質問を終わります。

深見君。

○4番（深見 迪君）（発言席） 質問いたします。

先ほど同僚議員がいろいろ注意されたので、私も何か質問しづらくなったのですけれども、一般質問が議会の改革ということで、とにかくできるだけ議論を深めるようなものにしていくということが改革の趣旨であったわけですから、多少のことはちょっと目をつぶっていただいて、ルールどおり質問いたしたいというふうに思います。

1点目は、就学援助の支給月を早め、親の支出が必要な時期にしてはどうかということについての質問であります。

標茶町就学援助事務処理要領には「給与費目」として、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が加えられました。これが加えられたのは、平成25年1月22日教委訓令第1号と記されているので、この年月日であると理解してよろしいですか。

また、附則として「この訓令は、平成25年4月1日から施行する。」とありますが、新たに加えられたこの3つの費目の支給は平成25年度から行われていたのか伺います。

2つ目に、就学援助の支給月については、本町の事務処理要領に定められていますが、学用品等の購入でお金が必要な新学期に支給してほしいとの要望があります。つまり、このことは、4月から新学期始まるわけですが、その前に準備しなければならないので、3月ということなのですが、そういう要望があります。これは前年度の所得を確認した上での決定であり、申請し認定に基づくものなので、事務处理的には難しいことだとは思いますが、就学援助費を立てかえて仮に支給することもできると思いますが、いかがですか。

特に新入学児童生徒については、他の児童生徒より多く出費が必要なので、前期学用品等とあわせて支給すると5月支給になってしまいます。そうすると5月支給になってしまいます。これを前倒しで支給し、新入学児童生徒の新学期に間に合うように支給する方法は考えられま

せんか。

新たに加えられるいわゆる3項目のうち、クラブ活動費は9月末日まで、PTA会費、生徒会費は7月末日までとなっています。これは、各学校の納付期日と合致していますか。

以上、伺います。

○副議長（菊地誠道君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 4番、深見議員の就学援助の支給月を早め、支出が必要な時期にしてはどうかという質問についてお答えいたしたいと思えます。

1点目の給与費目としてクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が加えられた年月日と3つの費目が平成25年度から支給されているかのご質問ですが、この3つの給与費目につきましては、国が給与費目として追加したことを受けまして、本町におきましても標茶町就学援助事務処理要領の一部改正を行い、平成25年4月1日施行で国と同様に給与費目に追加したところでありますが、実際の支給につきましては、管内的な状況等を参考にしながら、支給の開始時期等の検討を進めてきたところであります。

今般、管内的にはこの3つの費目の支給を開始した町村も出てきたことから、本町におきましても、今年度から支給を開始することといたしました。

2点目の学用品費等を前倒しで支給する方法を考えてはどうかのご質問でございますが、就学援助制度につきましては、学校教育法第19条により経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないとされており、その認定に当たっては、議員ご質問のとおり、申請世帯の前年度の所得を確認した上で決定するものでありますので、前年度の所得確認等の事務処理を考えますと、立てかえ支給や前倒し支給で現在の5月末日までの支給を大幅に早めることは困難と思えますが、できる限り保護者の負担を軽減するよう、早期の支給に努めてまいりたいと思えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目のクラブ活動費、PTA会費、生徒会費の支給月が各学校の納付期日と合致しているのかのご質問ですが、まず納入期日のほかに納入費目及び納入金額についても認定世帯が通う学校により違いがございます。PTA会費につきましては、認定世帯が通う全学校、小学校5校、中学校4校で、それぞれ徴収金額に違いがありますが、全校保護者から一律に徴収しております。納入期日につきましては、5月と10月の2回、6月の1回、9月の1回など学校により異なってございます。生徒会費とクラブ活動費につきましては、認定世帯が通う全学校のうち、中学校1校、標茶中学校のみが全校保護者から一律に徴収しており、納入期日につきましては5月、6月、7月の3回で納入することとなっております。

議員ご質問のとおり、就学援助事務処理要領ではPTA会費、生徒会費は7月末日まで、クラブ活動費については9月末日までとなっておりますので、この3費目の支給を開始する今年度につきましては、今後、早期の支給に努めるとともに、次年度以降につきましては、各学校の納入期日に合わせて支給し、保護者負担の軽減を図ってまいりたいと考えておりますので、

ご理解賜りたいと存じます。

○副議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○4番（深見 迪君） 今ご答弁があったことについて、さっき議会改革の話、またちょっと戻るのですが、今の場合3点質問したのですが、3点まとめられて答弁されました。それに対して私が3点まとめて質問するということになる、あのときの議会改革では、ここでしゃべることではないと思うのですが、ちょっと違うのではないかなというふうに思うのです。それで、ぜひ議長にお願いしたいのですが、その点についてもう一度、休憩時でもいつでも確認していただきたいなというふうに思います。

それで、今は後ろからいろいろ言われたとおりにやってみたいと思うのですが、1つは、私よくわからないのですが、施行という言葉の意味なのですか。25年4月1日から施行するというのは、必ずしも4月1日から実施するということと同義語ではないのかということなのですか。

それで、私は、施行すると書いてあったら、25年度の4月1日から施行するでありますから、支給されるのは7月や9月なので、当然25年度から支給されるものと思っていたのですが、今、教育長の話の聞いたら、周りを見て、待っていたような言い方ですね。標茶町が施行したのにも関わらず、周りがやっていないから待っていた。これは標茶町の住民の利益に合致することではないのではないかと、おかしいのではないかとということが第1点です。何で横並びに周りの様子を見ながら、連絡をとり合っていると思うのだけれども、やらなければならないのか。条例、これは条例でないですか。事務処理要領の中で、施行すると書いてあるのだったら、その年度に施行するべきだというふうに思うのですが、そういう姿勢というのはやっぱりおかしいかなというふうに思うのですが、いかがなのでしょう。

それと、所得が決まる前にこれを立てかえたり、仮に支給ということはなかなか難しいということがあります。ただ、これ全国的に見るとやっているところがあるのです。うちうちと言うかもしれませんが、やっているところの自治体の方針を見れば、本当に困ってこういう学用品とかその他の教育に係る費用に困っている家庭に対して要保護あるいは準要保護については支給するわけですから、その困っている部分を解消するためのものですから、これは。そうすると、やっぱり機械的にその前年度の所得がはっきりするまでは支給できないということではなくて困っている部分を本当に解消するための法律であれば、実際的に困っているところをやっぱり解決していくべきではないかという点で検討をぜひしてほしいなというふうに思います。

学用品等は5月支給と言っていますが、早期の支給に努めたいと教育長さっきご答弁されました。その早期の支給というのは、どの程度のことを考えているのか、そのこともちょっと聞きたい。所得の問題で言えば、5月支給だっただけ何かかなり結構厳しいのかなというような、決定するのはだよ、思うのですが、その辺の矛盾もありますし。

3点目はすばらしい答弁をいただいたので、いいと思いますが、1点目、2点目についてご答弁をお願いします。

○副議長（菊地誠道君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたします。

過去にも議員のほうから質問を受けておまして、管内情勢を検討しながら考えてまいりたいというふうに答えをしておるのです。この施行期日を25年というような形にしておきましたのは、なるべく対象者に対して管内的にそういう情勢が発生した場合は、遅滞なく対応できるようにという配慮をしながら自分たちのほうでは進めてきたということで、今年度たまたま1町村がこの3費目について支給するという状況になったということで、その情報を得まして、今年度から支給をしたいということで作業を進めているということで、ぜひその辺をご理解いただければなど、こんなふうに思っております。

それから、要支援者の確定というのが、困窮するかしらないかというのは、今の法律でいきますと所得で決めなければならないことになっているのです。だから、その辺を前倒しして決めていくということは今の法律上というか、例えば税法上からいきましても、かなり問題というか、できないという考え方でありまして、もし先ほど議員がおっしゃられるそういった事例が全国的にあるというのであれば、それについては情報収集しながら会計処理上、可能かどうかということ判断しながら研究してまいりたいなど、こんなふうに考えているところであります。

それから、早目はいつごろということでもありますけれども、これについては今の段階でいきますと、5月の大体末日ぐらいになるのですね。かなり努力はしているのですけれども、結果的にその学校とのやりとりとか、いろいろありますので、そういった面からすると、まず申請に基づいて所得があるかどうかということですね、その基準に適合するかどうかという調査をしながら、それから判断していくという形、事務手続を進めていかなければならないものですから、申請自体も3月の段階でとるようなことで進めているところでありますが、そういったやりとりなんかも学校ともしなければならぬものですから、当然学校は保護者とのやりとりもありますから、そういった意味での期間というのは一定程度必要なわけなのです。だから、そういう意味では、なるべく遅滞なく作業を進めているつもりはいるのですけれども、なお一層、もし2日でも3日でも早まるような状況ができれば、事務方と協議しながらなるべく保護者のほうに負担かからないようなそういった対応を今までもやってきていますけれども、これからも進めてまいりたいなど、こんなふうに考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

（「施行の意味」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 答弁漏れがあるようなので。

○4番（深見 迪君） いやいや、そっち、理事者のほうがプロですから、施行という法律用語の意味を教えてください。

○副議長（菊地誠道君） さっき聞いたのは、施行が即実施するかと聞いたの。

○教育長（吉原 平君） お答えいたします。

基本的には、そういうふうにしていきたいということの意思表示でありますので、その辺については議員のご理解と、私どもの理解もそのようにしているのですけれども、現実的に先ほど申しましたように管内的な情勢を見ながら、そういう対応をしていきたいという考え方が全体にありましたし、そのように答えもしておりましたので、たまたま今回そういった状況ができてきましたので、実際に支給をするということでもうちも進めているということで、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 背景はわかりましたけれども、私は法律でも条例でも細則でも、施行と書いていたら、その日からこれは生きていくのだよと、始めるのだよというふうに解釈していたのですよ。それは間違っているということですか。それは教育長に聞けばいいのかな。こういう法律の専門という、これは副町長ですか。総務かな。

○副議長（菊地誠道君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

条例と法令に関しての窓口、総務課になっていきますので、私のほうからお答えさせていただきますけれども、条例、規則それぞれ要綱も含めて分けてございます。

実際に今回の就学援助事務処理要領、この部分については内部でそれぞれ事務の手続を行うという内容でございます。ですから、条例、規則それぞれの部分と違いまして、事務手続上の取り扱いをどうするかという内容のこととなります。

それでお尋ねの施行についてですが、実際には改正ですからその中身についてこれからその事務手続を行っていくということの解釈になると思います。

○副議長（菊地誠道君） 深見君。

○4番（深見 迪君） そうすると、この訓令は平成25年4月1日から施行すると書いてあっても、実際何年先になるかわからない場合もあるということなのですか、周りの町村の状況を見て。普通は施行する、この日から施行しますよといったら、この日からこの法律なり訓令なりが動くというふうに解釈すべきではないのですか。それはどうなのですか、実際問題として。今までそういう例もあったのですか。

○副議長（菊地誠道君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） それぞれ用語の部分の定義ですけれども、施行というとその内容を実施に向けて事務手続を行う手段ということ、内容ですね。それに基づいて行っていくということでもあります。要領ですから。

○副議長（菊地誠道君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 私、気持ちとしても納得いかないのね。つまり、25年4月1日から施行する、この訓令は施行すると書いてあって、25年度、26年度、2年間やらなかったわけです。

ね。でしょう。27年度やるかどうかははっきり聞いていないですけども。言ったか、さっき。25年度、26年度の2年間もこれやらなかった。これ怠慢ではないですか。どうなのですか。その点での反省とかというのはないですか。そして、しかも周りの町村を見ながらという、幾つか私を含めて何人かの議員がそういうたぐいの質問したら、そこはそのやり方があるでしょうと、うちはうちでやりますよということで否定されたことだってあるでしょう、今まで。ありますよね。だから、それは周りを見ながら2年間も、施行してから2年間もこれ実施しなかったというのは、いかにもおかしくないですか。その辺はどういう考えを持っていますか。

○副議長（菊地誠道君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

先ほどもお話ししましたとおり、これは義務教育の中の保護者軽減、負担軽減という形になりますから、極力やっぱりバランスをとっていくというのが我々の執行側のほうの考え方で、管内的に見ますと、まだ当時はどこもやっていなかったのです。そういった意味では、そういう状況を、先ほど申しましたように、やるという気持ちはきちっとあるのですけれども、管内的にまだそういう情勢が整っていないので、それで2年間ちょっと様子を見まして、ことが1町村が始まるということになりましたので、それで私どもも27年度から実施するというので、先ほど申しましたように作業を進めているということでもありますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 深見君。

○4番（深見 迪君） いや、だから、そういうやり方が正しいと今でも思っているのかということ私には聞きたいのさ。だって、施行してからの、はっきり施行すること書いてあるわけですから、それから2年間の空白、周りの町村の様子を見てと。そうすると、多くの市町村がやっているいい事例があれば、それはやるということなのですか。この問題だけが周りの町村の様子を見るということなのですか。さっきバランスと言ったけれども、何のバランスなのか。管内の町村のバランスという意味でおっしゃったのか。僕はやっぱり施行すると言ってから2年間しなかったというのは、いかにもやっぱり怠慢ではないかなと。その言葉が、いや、私は半分喜んで、半分だめだなと思っているのですよ。これ少なくとも3項目は、この入れられたということは前進だと思いますから、その点については本当によかったなというふうに思っているのですけれども、いい判断をしてくださったなというふうに思っているのですが、しかし施行を書いてから2年間、周りを見ながら何もしなかったという態度というのは、やめるべきだというふうに思うのですけれども、どうですか、その点は。

○副議長（菊地誠道君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

周りを見ながら何もしなかったのではなくて、管内情勢をこの2年間情報収集していたということでもありますので、ぜひその辺をご理解いただきたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 深見君。

○4番（深見 迪君） だから、そういう情勢を見て、管内調整をするというやり方は待っているわけですから、これが欲しい人たちは。待っているわけでしょう。管内情勢を見ながら2年間せつかく決まったことを支給しないということは、その人たちがやっぱり2年間サービスが提供されなかったということになるわけだから、管内情勢よりも標茶の住民でしょう、見るべきことは。その辺で改めるの一言もないし、僕はやっぱり改めてほしいなど。いい法律、この場合いい訓令ですが、決まったらやっぱりいち早く、施行日からいち早くやってほしいということなのですよ。その点ではどうですか。

○副議長（菊地誠道君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

我々、極力そういった支援を要する保護者に対しては手厚い保護をとという基本的な考え方を持ちまして、それでそういう手続を進めながらやってきてはいるのですが、ただ、今回議員ご指摘になっているように、即すべきでないかということについては、それは気持ち的には私どももしたかったのですが、だから管内的な情勢がありますので、そういった意味ではたまたま今回27年度になったということでもあります。

我々のこれからの法律の解釈の仕方等含めまして、施行という文言がついた場合は、即刻できるような、そういうふうな体制を持って進めていきたいなというふうに思っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思えます。

○副議長（菊地誠道君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 時間ですので、今、最後の教育長で施行を決めたら、それが住民のためになることであれば、できるだけ早くやっていきたいという答弁を得ましたので、僕は休憩するわけではないのですが……

○副議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時08分

○副議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

深見君。

○4番（深見 迪君） それでは、2つ目の質問をいたします。

2つ目の質問は、いわゆるマイナンバー制度の導入についてでありますけれども、この導入はプライバシー侵害、個人情報漏えいや、それによる犯罪の危険性はないだろうかということについての質問であります。

本年8月27日、参議院内閣委員会で、翌28日、本会議で、マイナンバー制度の利用範囲を拡大する改定法案が可決されました。これにより一層プライバシーの侵害や、それを悪用する成り済まし犯罪の危険がより深刻になると思いますが、これらの心配はないのか、この点での町

長の所見を伺います。

また、今後マイナンバー制度によるデータはどこまで拡大する見通しなのでしょうか。

本町では条例提案もしないうちに広報しべちゃ8月号、9月号と、条例可決を前提に説明が掲載されていました。これは議会軽視ではありませんか。

次に、本町ではマイナンバー制度導入に当たって、個人情報保護対策が完全にできているのか伺います。マイナンバー制度は2013年に可決しましたが、税や社会保障などの個人情報を国が一元管理する12桁の共通番号、いわゆるマイナンバーは10月に個人に通知されると聞いています。これについて個人情報の漏えいの危険性はないと言えるか、伺います。

本町におけるマイナンバー制度実用化の実務はどこまで進んでいますか。また、これにかかる費用は幾らぐらいですか。

さらに、本町での制度導入の際の実務量は大きな負担になっていると考えますが、実態を教えてください。

マイナンバー制度導入後の自治体業務の利便性、業務向上のメリットはどのようにあると把握していますか。

マイナンバー制度は、住民の周知徹底は進んでおらず、さらには個人財産に対する国や自治体の監視が強まり、個人情報漏えいの危険、犯罪に結びつく危険もあり、行政の幾らかの利便性はあっても、住民には何らメリットはないと考えます。諸外国でも見直しが続出している実態を見ると、制度の延期もしくは廃止を国に対し要請すべきではないでしょう、町長のご所見を伺います。

以上。

○副議長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員のマイナンバー制度の導入は、プライバシー侵害、個人情報漏えいや、それによる犯罪の危険性はないかとのお尋ねについてお答えをいたします。

まず初めに、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法または番号法などと呼びますが、平成25年5月に成立をし、平成27年10月から施行されることとなっております。これは町民一人一人に付番された番号を利用して、社会保障、税、災害対策の分野で国、地方自治体、民間において広域的に情報連携をする制度であります。今後10月から全国民に対し、マイナンバーが記載された通知カードが郵送され、来年1月から申請された方に対し、個人番号カードが交付される予定となっております。

1点目のお尋ねである個人情報の侵害、悪用の危険性についての所見であります。あらゆる制度、業務を行う上で個人情報の管理を完璧なものとするのは、現状においては厳しいものと考えますが、それぞれ制度、システムの両面からさまざまな安全対策を講じ、仮に事件等が発生した場合、原因の究明、再発防止策の検討結果により、迅速な各種ガイドラインの見直し、セキュリティ対策を施すことが肝要と考えるところであります。

次に、マイナンバーのデータ活用については、現在のところ社会保障、税、災害の分野で利用されることとなっておりますが、既に本人の同意を条件に、金融機関の預貯金口座にも運用が拡大されることが決まるなど、今後の利用の範囲の拡大について国の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、町広報掲載についてですが、法律などに基づき法定受託事務として定められた内容について掲載をしており、10月から始まる予定の申請手続等について町民の方々が混乱のないようお知らせしたものであり、ご理解を願いたいと存じます。

2点目の本町の個人情報保護の対策についてであります。番号制度は重要な取り組みであり、各種事務で横断的に情報が利用されることから、法で定められた例規の整備、あるいは取り扱い等を規定した安全管理措置、職員の危機管理対策の確認、パソコン情報の管理について取り組みを進めております。

また、10月から個人番号通知カードについては、世帯ごとに書留郵便により送付されることとなっております。

3点目の本町の制度への対応状況であります。マイナンバー導入に関しましては、対応方針を策定し進めております。1つはマイナンバーの利用についてですが、法で定められた分野の事務でのみ利用することが可能ですが、町で条例を定めることにより独自のサービスで利用することも可能となっております。町行政機関内での情報連携をすることにより、住民票や所得証明書のような添付書類が削減できる事務については住民のメリットがあるものと判断をし、マイナンバーを活用すべく、今回、新規条例を提案させていただいております。

また、業務システム等には現時点で3,000万円程度の経費を予定しております。うち1,800万円程度は、国の補助が受けられることとなっております。

次に、制度導入に際しての事務の負担、事務向上メリットについては、カードの交付事務への対応あるいは来年1月からの各種手続の変更など、町民サービスの向上を主眼として全町挙げて取り組んでいるところであり、今後の各種申請等事務手続の上で、軽減が図られるものと考えております。

4点目の国の制度延期、廃止の要請についてであります。法制度の目的である行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤として導入されるものであり、社会保障にとって最も大切な給付が本当に必要な人に届き、税や保険料は公平に分担されることに資することを期待しており、カードの便利さを利用者にご理解いただけるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○4番（深見 迪君） 第1点目は、プライバシーの侵害、情報漏えいの問題については、あらゆる制度に当てはまると町長はおっしゃいましたけれども、この共通番号、マイナンバーというのは、今までとは比較にならないほどビッグデータなのですね。そして、その中身が深い

のです。今まで個別に番号が付されて個別に処理されていたことが全部一括されるということ、その危険な度合いは一層大きくなるというふうに思うので、あらゆる制度に当てはまるという見方というのはちょっと安易かなというふうに私思います。それをまずそうは思わないかどうか、第1点目に伺いたいというふうに思います。

それから、第1の法定受託事務であることは私も承知しておりますが、しかしこの制度の危険性については、聞くところによるとアメリカのペンタゴンさえも情報漏えいのサイバー攻撃にも遭っているということでもあり、具体的には言いませんが、諸外国もかなり、先にやった諸外国が見直しをかけてきているのですね。業者も大変困っていると。これは大企業も含めて6割は自分たちにはメリットがないと言っているのです。

国は情報保護については大丈夫だというふうに言っているけれども、何か問題が起きた場合に漏えい、ベネッセがあつて、年金があつて、これも考えられないような数字での情報漏えいがあったわけですよ。だから、もう今やそういう制度をつくれば情報が漏えいされると、売り買いされるということはもう今の社会では当たり前なので、だったら、その根を断つことが大事なのではないかというふうに私は思うのですが、何か問題が起きたときに、これ国は責任を持たないですよ、例えば情報漏えいがあったときに。業者とか、それをマイナンバー制度を委託された業者がありますよね。そこが責任を持つということになるのではないかなというふうに私は思うのですけれども、これについてもかなり4年以下の懲役とかということで厳しい懲役の状況が、罰則の状況がついていますけれども、そういう点からいっても、何か情報漏えいされることが、情報漏えいしていくことが、当たり前と言ったらおかしいですけれども、そういうことを前提としたような内容でないかなというふうに思います。

今までこの1カ月ぐらいの間、マイナンバー制度について報道されない日はなかったぐらい、新聞報道、テレビでも報道されています。それは必ずしもそれを周知徹底させる内容ではなくて、例えばプライバシー保護が万全か不安視する声も上がっているとか、不正が完全に防げるかわかりませんと、これQ&Aなんかでね。それから、国民への監視強化につながる懸念があると。さっき町長おっしゃいましたけれども、私の記憶では2018年度から預貯金も使えると。21年度から何と義務になってしまうのですね、これが。というようなことがあつて、国民が丸裸にされるというような内容なのです。しかも今回はまだ施行もされていないのに改正法がどんどん採択されていくというのは、むちゃくちゃな国会での法案審議であつたわけなのです。そういう心配を私は持っています。

だから、情報漏えいについて、いま一度町長の、本当にさっき言ったようにあらゆる制度に当てはまるので、そういう言い方をされると大したことではないみたいに聞こえるのですけれども、情報漏えいについて本当に万全なのか、国の責任はどうかということをお答えいただきたいことと、もう一つはこれは実務的なことになるのですが、これカードが出ますよね。住基カード、私、余り使われていないのではないかと思います。来年1月からは申請すればカードをもらえるのですけれども、このカードというのは申請しなくてもいいということな

のですよね。その辺も伺っておきたいということですね。

国税庁に聞いたのですよ。これがなかったら困るのかと聞いたら、いや、税金や社会保険には番号がちゃんとあって、マイナンバーがなくても実務的には困らないと国税庁は答えているのですね。税務署では番号は書かなくて番号よりも税金等の申告書のほうが優先だというふうにも答えているのですよ。だから、そういう点では何でこのマイナンバーが誰のために出てきたのかということが非常に不思議なのです。いうことで、さっきの個人情報の漏えいの心配、このことと、それからこれはカードの申請は個人の自由でいいのですよねということの2つをとりあえず答えていただきたいというふうに思います。

○副議長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

情報の管理についてということで、これは絶対ないと言い切れることはないと思います。ただ、このマイナンバー法の一番大事な目的は、社会保障にとって一番大切な、給付が本当に必要に届き、税や保険料が公正に負担されているか、このことを、いわゆる所得の把握というのがこれ一番大事なところであって、税金というのは当然払うのが前提だと思うのですけれども、払っていない人がいると。そのことがやはり国の財政、いろいろな施策にとって物すごく大きくなってきて、いわゆる給与所得者との不公平感、これが現実にあるわけなので、それをどうやって解決するかという一つの方法として国民一人一人にナンバーを与え、それによって可能な情報を集めましょうということだと私は理解をしております。

したがって、漏れないとは言えないと思いますし、それに対して余りに安易でないかと言いますけれども、これは今の世の中でどれほど情報のセキュリティーを頑張っても、漏れているというのは事実なわけですから、それが漏れたら漏れるからだめだということと、この制度の目的とどちらが大事なのかと考えたときにはやはり、これ税金は払ってもらうのが前提なのですよ。ただ、払わない人が実際にいるということです。だから、結局その税金が集められないから、社会保障に必要なお金が集まらないということで、それがどうやって解決するかということの中で出てきている話でありますから、私はやはりその目的といいますか、税の公平感というほうがもっともっと大事なことだと思っております。

国の責任ということに関して言いますと、これは国がやることだから、国が全部責任を持つということになるのかどうかといいますと、現実的な技術レベルの話として、本当にそれが国として可能なことなのか、情報漏えいがないということは、これは情報が双方向で行くわけですから、これは無理だと私は思っております。ただ、それをできるだけ少なくする努力というのは、それは技術のイノベーションとともにやっていかないといけないと、そのように考えています。

それから、カードについては、これは申請しなくてもいいというぐあいに、今のところはなっているということで理解しております。

○副議長（菊地誠道君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

10月5日以降に番号通知カードがそれぞれ各家庭にされます。世帯ごとにそのカードの番号が付されたものが渡されます。それから、その通知カードのもとに来年1月から今度番号カード、簡単に言えば、免許証みたいな、銀行カードみたいなカードなのですけれども、ハードカードですけれども、それはそれに通知カードに添付されている申請書がございます。それに基づいて申請をされるということで、番号カードが交付されます。申請手続の仕方はそれぞれ番号通知カードに添付されて送付されますので、それぞれ個人が申請されるということになります。そのことによってそれぞれの自治体から交付の手続をいただきまして、後ほどそのハードカードが交付されるという手続になりますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 深見君。

○4番（深見 迪君） だから、I Cチップ付き番号カードということですよ。それは要らない人は要らないでいいですよ、それは当然。

それで、僕は、さっき町長は漏えいしない情報はないというようなことを言いましたけれども、社会状況から考えると、それは何か納得させられるような気分になってしまうのですが、ただ、このマイナンバーというのは今までとは比較にならないほどの情報が詰め込まれるのですよ、順次、これから先。それはもう当然ご存じだと思いますけれども。だから、自分の預貯金も含めて、つまり国に対して全ての国民が丸裸にされてしまうという、そういう個人監視のそういう性格を持っているという点からいうと、私は憲法にもこれ触れるような内容だと。町長言われるように、個人情報の漏れがないと言い切れないと言いますけれども、今までも大変だったですよ、年金とかベネッセとか。だけれども、今回のマイナンバーはそれとは比較にならないような個人の情報が詰め込まれるということですから、この点、しかも赤ちゃんも含めて全国民に番号が振られるわけですから、この点についていえば、この情報が漏えいされたら、これがまたどこかの取引、商売に使われたら、とてつもない住民に対する被害になるのではないかと、そのことを心配しているので、他の情報の漏えいとは比較にならないよということを私はさっき言ったのですよ。だから、その点についてどうなのかというのがまず1点です。

それから、さっき言いましたけれども、国は責任を持たないでないかと、業者というのはJ-L I S（ジェイリス）というのですか、正しくは。J-L I Sという業者に頼むのですよね。今回のこの予算書の中にも書いてありますけれども、交付金はそのJ-L I Sに行くのですね。一覧表が全部出ています。J-L I Sを検索したら、全国の市町村の一覧表が出ているのです。標茶の交付金の額がここでは279万7,000円になっているのですけれども、J-L I Sの交付金も279万7,000円で、ぴったりと一致しているのですね、それはそのはずだと思うのですが。これがJ-L I Sという業者に入ると。全部合わせてとりあえず今年度は443億1,891万4,000円というお金がこのJ-L I Sという業者に入るので。非常に巨額なお金が入ると。こういうところに委託して、そしてこれをやっていくわけですよ。そうすると、年金もそうだったですけれども、これ民間と言えば、民間だと思うのですけれども、こういうところに委託すると

いうことになると、情報漏えいの危険性はさらに強まるのでないかなと、大変なことになるのではないかなというふうに思うのですが、その2つの心配についても一度見解を伺いたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

システムの関係ですので、私のほうから若干内容等について説明をさせていただきます。

1点目のそれぞれ今回の制度によって情報管理がどういう形になるかということだと思えます。実際に国がそれぞれ各関係省庁、いろんな社会保障、税、それから防災、災害対策についてのそれぞれ情報ですけれども、個別に情報管理は今してございます。実際にこれからその管理が一元化されるという捉え方をされる方が多いのですけれども、これまでどおり各機関がそれぞれ情報を管理するというシステムでございますので、1カ所が漏えいされた部分について芋づる式に全部漏えいされるかという形にはならないシステムということでご理解いただきたいと思えます。

それから、2点目のJ-L I Sの関係ですが、マイナンバー制度に法案が通りまして、25年通りまして、横文字でJ-L I Sというのですけれども、ちょっと資料、全国地方公共団体、国が法律で定めた団体ということで指定してございます。ですから、民間団体という形にはならないということでご理解いただきたいと思えます。そのJ-L I Sの細かな資料をちょっと……

（「今ありません」の声あり）

○総務課長（島田哲男君） 法律に定めた団体ですので、決してその団体が扱うという法律上決めた団体ですので、その辺は民間あるいはほかの団体と違うことでご理解いただきたいと思えます。

○副議長（菊地誠道君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 地方公共団体情報システム機構ですね、正しくは。出資金1億3,400万円ですよ。そうすると、いかに公的な機関で、確かに委員もいますよ、外部から集めた委員もいて何回か議論しているようですけれども、しかし、この団体がやっぱりこれから先ひとり歩きしていくということだって考えられるのではないかと思うのです。だから、そういう意味では、個人情報の漏えいというのは、私は町としても担保できないのではないかというふうに思うのですね。そうでなければ、新聞にそういう不安な声がどんどん載るわけがないのであって、そのことについて私はそういうふうに説明されても、それは払拭されないという気持ちでいます。

ただ、今、私がこう言って、課長がそういうふうに答えて、これきつと言ってもそこから先へ進まないと思えますので、これはこの辺でいかに私でも切らなければならないかなというふうに思うのですけれども、こうですよ。「マイナンバー 不安拭えず」というのが9月2日の新聞ですよ。9月2日の新聞で、まだマイナンバー不安拭えずと。「情報流出への対策急務」と

書いてあるのですよ。一般の新聞がこれだけのことを9月2日の時点でまだ言っているぐらいですから、そういう意味では、もう暮らしの個人の情報に対する影響というのは本当に大変だというふうに思います。

最後に、さっき8月号、9月号でそれコピーしてきたのですが、これは法定受託事務でそのとおりのことを載せましたと言っていますし、下に行きましたら、パンフレットも置いてありますね。だけれども、これを読んでも私でも、いや、私でもと言ったらいかにも私が頭いいみたいですけれども、本当に理解しづらい中身なのです。一体どうなるのということを、これとあわせて、さっき私、一番最初に議会軽視でないかと、議会の条例の審議もしないうちということ、言いかえれば住民の周知徹底がやっぱり物すごく大事なのに、議会が決めてもいないのに、新年度の当初予算にも予算のついていますよね。これは一体どうなのかという心配があるのですよ。だから、そういう点では住民への周知徹底はどうされるのか、危ないからICチップなんかもらうんでないよって私は言って歩きたいぐらいなのですが、住民の周知徹底について、これは今後どういうふうに考えていますか。これ、この連載で終わるのですか。

○副議長（菊地誠道君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。それぞれ住民周知の関係ですので、担当の私のほうから説明させていただきます。

初めに、誤解されては困る部分がございますけれども、カードのICチップのついたもの、実際には4項目しかそのカードの中には入ってございません。氏名、住所、生年月日、性別、それ以外は入ってございません。あと、裏のほうにそれぞれ個人の番号カードが記載されてございます。そのことでそのカードを使って、実際には情報はそれぞれ先ほど申し上げた各関係機関が情報を管理するという形になりますので、そちらに行く場合についてそのカードを持っていることによって、それを依頼されたところがそれぞれアクセスするという形になりますので、ご理解いただきたいと思います。

それで、住民周知の関係ですが、8月号からそれぞれ私どもで広報に載せてございます。実際に一番うちのほうで心配していたのが、なかなか国の情報が出ていなかったということがございます。ただ、法律が通ってから、施行する日にちがそれぞれ政令で定められたことでございまして、10月5日という部分は政令で定めた部分であります。3年半以内でということで法律で決まっていますので、その中で10月政令で10月5日以降ということになりました。

うちのほうで、なるべく早くそれぞれ細かな部分で混乱の起きないような形をそれぞれ進めていきたいということもございましたし、10月5日からですので、そんなに期間がないので、うちでできる部分は、なるべくわかりやすくということで書いたつもりですけれども、なかなか私どもも非常にかみ砕いて言うのも、いろんな、幅広いものですから、議員のおっしゃるとおりにわかりづらい部分もありますけれども、これをどんどん情報をなるべくわかりやすく進めていきたいというふうに今後も考えていますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 深見君。

○4番（深見 迪君） まとめになります。さっき町長が行政の仕事を効率よくすると、それから税の不公平感をなくする。税の問題で言えば、所得隠しだけでなく、そもそもが不公平な税体制になっているということがバックにありますから、私は必ずしもそうは思わないのですけれども、とにかく先ほど来私言っているように、国民へのメリットの説明が不足している、もしくは、私はメリットはないと思っているのですが、それからシステム構築の投資対効果、これが何がいいのかという、どこがどうよくなるのがまだ不明確だと。それからシステム調達能力の実力、この役場も一生懸命やっていると思うのですが、かなり不透明な部分があります。このまま総務経済委員会に付託されると思うのですが、これらのことが十分わかった上でなかなか審議できない性格のものもあるのではないかなというふうに思います。

それから、民間利用への拡大を含めて個人情報保護の措置が私はやっぱり依然として、町長はああおっしゃいましたけれども、不十分だということなので、これをぜひ丁寧な説明と絶対便利だからどんどん活用してくださいみたいな、そういうような町の姿勢を持って住民に相對しないでほしいなど。町がまだ情報が不十分な部分はそれはそれとして正直に住民に言って、そして不安感をなくしていくというか、慎重に事を運んでほしいなどということ、私はこれは反対ですけれども、最後に申し述べまして、3つ目の質問に入りたいと思います。

3つ目の質問は、地方創生の問題です。

私これ大分一生懸命勉強させていただきましたけれども、ずっと去年から町長が議場でおっしゃっていたことが、このごろ、そのときもわかっていましたけれども、ようやくそうだよなという、すっと落ちるようなことが出てきています。

それで、質問に入りたいと思うのですが、平成27年6月30日、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」が閣議決定されました。地方創生基本方針は2015年度を地方版総合戦略策定の年と位置づけていますが、本町の総合戦略策定の進捗状況を伺います。

また、策定に当たって広く住民の意見を反映する状況にありますか。私はそのようにはなっていないと思いますが、安易にコンサルタントに任せるのではなく、地域の実情に合わせて自治体が自分の頭で考えてつくっていくことが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目に、地方創生基本方針では、3つの指標や地方創生の深化に基づき地方創生の4つの政策分野の具体化を自治体に求めています。これと本町のまちづくりのかかわりについての町長の所見を伺います。

同時に、まち・ひと・しごと創生基本方針2015に対する町長の基本的な考えを伺います。

3つ目に、地方創生の深化のための新型交付金について、このような手法はさまざまな問題点を含んでいると考えますが、しかし、同時にこれを獲得、活用することも一方では重要と考えます。町長はこれをどのような考え方で総合戦略に位置づけているか、具体的なものがあれば伺いたいと思います。

本町のような小規模自治体は、連携中枢都市圏あるいは定住自立圏のどちらにも属せず北海道の行政サービスの補完により、本町で担当できない分野を維持していくことになると思いま

すが、具体的な計画はありますか。

また、想定している内容があれば伺います。

この地方創生は、地方再編成を進めるための競争的環境整備、予算獲得競争の性格を根強く持っており、下手をすれば地域崩壊につながりかねず、もろ手を挙げて賛成できるものではありません。

しかし一方では、活用できる予算は大いに活用すべきと考えます。ただ同時に、グローバリズムから地域を守り、町民参加の自治体行政、コミュニティーを発展させることに依拠したまちづくりが今後重要と考えますが、町長の所見を伺います。

以上です。

○副議長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の国が進める地方創生をどう評価し、どう取り組むべきかのお尋ねにお答えをいたします。

1点目の総合戦略の策定状況ですが、本年7月中に標茶町人口ビジョン素案及び標茶町創生総合戦略骨子案を作成し、8月には職員への説明と、標茶町総合計画審議会への説明及び意見交換を実施したところであります。現在、各所管課に対して対象となる施策及び事業について集約中であります。

なお、本計画の策定については、総合計画の策定同様に、コンサルタントへの発注はせずに、担当課において各方面からの意見を参考に策定することといたしております。

2点目の「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」の基本的な考え方についてであります。本基本方針では地方創生の深化に向けて4つの考え方に沿って取り組みを進めていくこととしており、1つ目は「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、2つ目は「地方への新しいひとの流れをつくる」、3つ目は「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、4つ目は「時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」というものであります。

本町では、既に昭和38年ごろをピークに人口減少が始まっており、この4つの項目については重要なことと認識しており、人口減少対策としてどれ一つ欠けても難しいものと思っておりますので、このことが本町が策定する総合戦略の基本的な部分になるものと考えております。町としてこれまでもこれらのことに取り組んでまいりましたが、国として市場経済発展を最優先に推し進めてきた結果ではないかとの思いもあり、ようやく国として取り組むことになったことは大きな前進であると受けとめております。

まち・ひと・しごと創生基本方針に対する考え方につきましては、これは国が策定した総合戦略に基づき定めた基本方針であり、全国的な展開方針となっておりますので、この方針が全ての市町村における現状と方向性と一致しているとは考えておりませんが、この方針を基本とし、標茶町に合った戦略の策定に向け努力をしたいと思っております。

3点目の新型交付金の活用についてであります。まち・ひと・しごと創生基本方針では、

地方への財政支援として新型交付金を創設するとされていますが、現在のところ具体的な制度設計は示されておりません。この方針の中では官民協働や地域間連携の促進、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成等の観点で先駆性のある取り組みや地方みずからが既存事業の隘路を発見し打開する取り組み、先駆的・優良事例の横展開を積極的に支援することとされており、本交付金を活用できるよう考えているとのことですが、あくまで登載する施策、事業がこのことに合致するかどうかは政府による選定となるため、今後出される情報を参考に考えてまいりたいと存じます。

4点目のお尋ねであります。釧路市を中心とする釧路定住自立圏に本町は平成23年6月に協定を締結してきて参画をしてきております。この中ではまだ具体的な話にはなっておりませんが、今後、釧路定住自立圏に参画する市町村において検討されていくものと考えております。

また、北海道においても振興局単位で広域に連携する施策、事業を検討している状況にありますので、具体的な内容については、今後、意見交換を行う中で絞られていくものと思われま

す。

5点目のお尋ねであります。頑張った市町村に重点的に予算という考えには私も納得はしていませんが、可能な限り活用できるよう模索していくべきと考えております。

標茶町は第4期総合計画において町民の皆さんとともに進める協働のまちづくりを基本理念とし、今後におきましても「住んで良かった、これからも住み続けたいと思えるまち」を目指して、まちづくりに取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○4番（深見 迪君） 具体的な計画がまだ国から示されていないというか、新型交付金の中身についてもということで、これ以上議論するあれもないわけですが、幾つかについてちょっと確かめたいのですが、総合計画とあわせてこの総合戦略を、今、庁舎内でもつくっているということなのですが、これできるのはいつごろと考えていますか。

その計画がいつごろできるのかということ、それから10カ年の総合計画もありますけれども、その計画の中にさっき町長が読み上げられました4つの政策分野の内容がこれは当然盛り込まれると思うのですが、盛り込まれるのでしょうか。具体的に。その2つだけ聞きます。

○副議長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 日程的なものについてであります。最終的には12月中を目途としております。

それから、総合計画の3カ年の計画も今現在取り組んでおりますので、当然戦略との突き合わせはあると思います。

それから、4つの政策分野につきましては、これは国が示しております、まち・ひと・しごと創生基本方針2015の言葉でありますので、中身につきましては一々総合計画の中でも同じような項目でうたってございます。その整合性もとれると考えております。

○副議長（菊地誠道君） 深見君。

○4番（深見 迪君） それで12月中につくる、できるのだろうということなのですが、議会にはいつそれが明らかになるのか、あるいはまた、これ総合戦略でありますから、議会の参画というか、それとのかかわりとかというのは余り考えていないのでしょうか。

○副議長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

この後、お時間をいただいて全員協議会の中で内容等についてはお示しをしたいと思いますし、議会の皆様方のご意見を伺う場としては、もしその後必要であれば。

ただ、私何回も申し上げますように、これは私どもの町の総合計画と、言葉は違いますが、ほぼ同じなわけです。私は、やはりそれぞれの町はいろいろな形で総合計画というのを持ってあって、人口減少というの先ほど申し上げましたように昭和30年代からもう我々は始まっている。子育て支援、安心・安全のまちづくり、産業振興等々については、総合計画の中で十分町民の皆様のご意見を承って計画を策定しているわけであります。それで、国のほうでそういった国の考え方を示されたわけなので、私どもとしてはその総合計画との整合性、そして時間的なギャップが若干ありますので、そこら辺を踏まえた中で本町にとってやはりまちづくりの基本となる政策だということで、国から言われたわけではなくて、やはり今までのまちづくりの延長線としてこの総合戦略というものを捉えてまいりたいと思っておりますので、必要があれば、何回でもいろいろな議論する場というのは、お話を伺う場というのは考えたいと思っておりますけれども、基本的にはそういうことで総合計画というぐあいに私は庁内にも申し上げておりますので、それと今日的な課題をどう出していくのかという、そういうスタンスで本町の場合は取り組んでおりますので、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

○4番（深見 迪君） 終わります。

○副議長（菊地誠道君） 以上で4番、深見君の一般質問を終了します。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（発言席） 通告してあります2件についてご質問申し上げますが、通告の2件とも昨年の議会において取り上げている問題でありまして、特にフッ化物洗口につきましては3度目ですので、しつこいというふうにきつと思っていらっしゃるのではないかなというふうに思いますが、調べれば調べるほど私は安全性に疑問を感じておりますので、どうしても取り上げざるを得ません。そういうことから、ご質問を申し上げたいというふうに思います。

虫歯予防については私は全く否定するものでもありませんから、ご理解をしていただきたいというふうに思います。

フッ化物洗口の実施は安全性に問題があることから見送りを求めるものです。

昨年6月第2回定例会、12月第4回定例会の一般質問で、安全性に疑問があるため、保育園、幼稚園で実施しているフッ化物洗口の中止を求めました。

また、今年度から実施予定されている小学校に対しても、見合わせるべきとの質問をいたしました。

北海道教育委員会が2017年度全道全ての小学校での実施を求めたことを受けて、本町教育委員会が本年2学期から実施するため、保護者説明会を行いました。

昨年12月、第4回定例会で教育長は、保護者の同意が得られた場合、実施に向けた検討をしていくとの答弁をしております。

そこでまず、次の点について伺います。

保護者説明には何世帯中、何世帯が、参観日の後に懇談されたというふうに思いますが、出席をされましたでしょうか。

そして、そこでどのような説明をされましたか、伺います。

さらに、出席できなかった保護者へは、どのように説明をされたのか。

そして、洗口に使用する薬剤は、園児についてはミラノールを使用しておりますが、児童はフッ化ナトリウムを使用するというふうに聞いておりますが、なぜでしょうか。

フッ化ナトリウムの公共用水域への排出基準は8ppm以下となっておりますが、洗口液は1人当たり10ミリリットル、その濃度は900ppmと聞いています。排出基準を大きく超えているものを口の中に入れることは本当に安全と言えるのでしょうか。

保護者の同意が得られた場合とは、十分な説明がされて理解がされることだと私は思います。よく病院と医者言葉に使われますインフォームド・コンセントをどのように考えておりますか。

北海道教育委員会発行のフッ化物洗口ガイドブックには、フッ化物洗口の安全性、つまり危険性についての説明は一切ありません。虫歯予防の効果についての報告だけがされていますが、北海道教育委員会が言う幼児期から11年間、つまりは中学3年生までですよね。実施することによる薬物の残留や体内への蓄積などの検証はあるのでしょうか。効果だけを強調した説明で保護者に判断を求めることは、やはり問題があるというふうに私は思いますし、慎重を期する上からも小学校での実施を見送るべきと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（菊地誠道君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 9番、鈴木議員のフッ化物洗口の実施は安全性に問題があることから見送りをという質問にお答えいたします。

1点目の保護者説明会への出席世帯数のご質問でありますけれども、対象学校の4校全校で263世帯中85世帯が出席されております。約32%程度です。

それから、2点目の説明会ではどのような説明をされたかのご質問であります。説明内容につきましては本町児童の虫歯の状況、フッ化物洗口の必要性、効果・有効性、安全性、学校での実施方法、今後の実施スケジュール等について説明いたしました。

3点目の出席できなかった保護者へはどのように説明されたのかのご質問ですが、出席されなかった保護者の方に対しては、改めて説明会等を開催する対応はしていませんが、議員ご

承知のとおり、本町におきましては平成24年度から町内全ての保育園と幼稚園の4歳児、5歳児の希望者にフッ化物洗口を実施しており、現在、小学3年生までの児童の約97%が希望しておりますので、その児童の保護者におかれましては、保育園、幼稚園の実施の段階で同様に説明会を開催していることから、一定の理解がされているものと判断しているところでございます。

また、保護者説明会や実施希望調査に係る保護者宛て文書においても、本町児童の虫歯の状況、フッ化物洗口の必要性や効果などについて周知しているところであります。

4点目のフッ化ナトリウムを使用するのはなぜか、使用するメーカーはどこかのご質問ですが、フッ化物洗口の実施に当たっては、薬剤の計量、希釈等を学校薬剤師の協力をいただき実施することとしておりますので、市販の医薬品と比べ安価であり、添加物等が含まれず、アレルギー反応の心配がないフッ化ナトリウム試薬を使用することといたしました。使用するメーカーにつきましては、今後ご協力いただく学校薬剤師と相談し、決めることといたします。

5点目の安全性のご質問ですが、学校での実施につきましては、週1回法でフッ化ナトリウム濃度が0.2%、フッ化物濃度が900ppm、洗口液の量は10ミリリットルであります。仮に誤って飲み込んだりすると、9ミリグラムのフッ化物を摂取したことになりますが、急性中毒、軽度の不快症状等ですが、発生する量は体重1キログラム当たり2ミリグラムとされており、30キログラムの小学生の場合、急性中毒量は60ミリグラムとなります。週1回法の洗口液10ミリリットルに含まれるフッ化物量は9ミリグラムでありますので、六、七人分以上を一度に飲み込まない限り、急性中毒量には達することはありません。

フッ化物洗口はうがいをし、吐き出すものです。実施に当たっては事前に真水でうがいの練習を行い、上手にうがいができるようになってから開始することとしておりますので、安全性に心配はないものと考えております。

6点目のインフォームド・コンセントをどう考えているかのご質問であります。基本的には3点目のご質問でお答えしたとおりであります。実施に当たっては保護者から同意を得るのではなく、保護者の希望により実施することとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

7点目の薬物の残留や体内への蓄積などの検証はあるのかのご質問ですが、フッ化物は本来、自然界に広く分布しているもので、お茶や野菜などに含まれており、市販の歯磨き粉の約9割に配合されています。フッ化物洗口を実施した後に口の中に残るフッ化物の量は、緑茶や紅茶一、二杯に含まれる量とほぼ同じと言われております。体内の蓄積につきましては、子供の場合、骨の成長、歯の形成にフッ化物で利用されるため、尿中に排出されるフッ化物は約60%と大人に比べ少なくなっていますが、成長期を過ぎると大人と同様にほとんどのフッ化物を排出するため、フッ化物は体の成長に合わせて生理的にコントロールされている元素と言われております。

8点目の効果だけを強調した説明で実施は見送るべきと考えるがどうかのご質問ですが、保

護者説明会におきましては、効果・有効性について説明するとともに、安全性を不安視する声があることも説明させていただきました。保護者からも安全性について質問がございましたが、安全性の部分につきましては丁寧に説明をさせていただき、ご理解をいただけたものと判断しているところであります。

○副議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） まず、1点目の何世帯中というのは32%、実は私も標茶小学校と沼幌小学校の父母懇談会、説明会に出席をさせていただきました。ですから、正直言って、説明を私も受けております。そういう意味でなお疑問がありましたので今回取り上げさせていただきましたけれども、32%ですね。説明は総合振興局の職員の歯医者さんが、フッ化物洗口、虫歯予防、このパンフレットを保護者に配って、これに書いているとおりに説明をしております。そして、フッ素の効果は親の質問に対して50%ぐらい予防できるという、そういう説明をされております。メモを書いておりますから、間違いありません。ですが、親は、先ほど幼稚園で97%の子供たちが実際に受けていたので、十分理解をされているというふうにおっしゃいましたけれども、そのときの説明、後戻りはしたくありませんけれども、そのときも私は昨年質問したとおりに、十分な説明は正直言ってされていないです。虫歯予防の効果があるからフッ化物洗口をしたいから希望をとりますというふうにして説明をされていたというふう聞いております。

そういう意味では、私は、あのとき町長にもお話ししましたが、リスクについても同意をとるのであれば、安全性や危険性、お互いに説明をした中で親の判断を仰ぐのが必要でないかというふうに私は言った記憶がありますが、今回もそのような道からの説明であって、全く疑問に持たれている安全性についての説明はありませんでした、私が受けて2カ所ではですよ。そういうことです。

それから、そういうことですけれども、まず一つ一つ聞くということなのですが、さらにはフッ化物洗口のフッ化ナトリウムを学校としては取り上げると、ミラノールは保育園でやっておりますけれども。なぜ私はこのことを伺ったかという、メーカーさんによっては試薬はあくまでも試薬であってというふうにならうたっているメーカーがあるのですよね。試薬使用の問題ということで、あるこれはメーカーさんですよ。それがあったものですから、書かれていたものですから、あえて伺ったのです。試薬だということですね。そして、「試薬とは、試験、研究の目的に使用されるもので、『医薬品』『食品』『化粧品』『家庭用品』には使用できません」というメーカーさんのコメントが出されております。ですから、教育長が言う薄めるから安全だということには、私はやっぱり成り立たないのではないかなというふうに考えます。その辺はいかがでしょうか。

それから、先ほども言った、要するに川と公共水域に流す基準、これも少量だから、そして吐き出すから大丈夫だと。

でも、保育園児、幼稚園児もそうですが、特に何ぼ練習したとしても、低学年、特に小学校の一、二年生、今度は10ミリですよ。私は前回7ミリ、プリンの瓶に入れてお示ししましたがけれども、10ミリの水溶液をお口の中で1分間です。この間、学校で保護者に対しても職員さんが練習をさせました。はい、右のほっぺでぶくぶくしてください。はい、左のほっぺでぶくぶくしてください。そうやって1分間の練習をさせました。大人だからできるではないですよ。お口の中に入れる安全性を私は求めているのですね。そして、特にお口の中での例えば傷があったり、そういうときに影響があるのではないかというふうにも考えますが、いかがですか。

それを飲まないから大丈夫だ、薄めているから大丈夫だというふうに言えるのでしょうか。

それと保護者の同意です。実は参加されなかった方にはこれからの説明会は開かない、先ほど言ったように幼稚園で実施されてきているからというお答えがありましたけれども、実際にこれは標茶小学校に配られた希望調査です。ここにやっぱりただ「安全性や予防効果にすぐれた永久歯の虫歯予防方法ですので、お子様がフッ化物洗口に参加されるようお勧めします」というふうに載っております。そして、切り取り線として、洗口調査票、フッ化物洗口を希望します、2、フッ化物洗口を希望しません、希望変更がある場合はお申し出くださいという調査票を配って、そしてもう小学校は回収をしております。

そういう状況で行おうとしているのですが、教育委員会も含めて北海道が出している「北海道フッ化物洗口ガイドブック」、これには導入に当たって「関係者の理解と合意」というふうにうたわれております。理解の中で要するに、施設職員や教員を対象とした勉強会などを開催して、共通理解を図りますと。そして、それが理解が得られたら保護者の理解と合意ということと言われておりますけれども、今回、小学校4校実施、そのことは残りの学校もありますよね。そこでは要するに教職員の合意が得られなかったと。そうすると、その姿勢というのは崩さないでいけるのか、要するに、まずは教職員の合意ですから、教職員の合意が得られなかったらやらないという姿勢に変わらないのかも確認をしておきたいというふうに思います。

やっぱり常に私は安全性が第1だというふうに言われておりますから、どんなに、自然界にあるものに関しては避けられませんから、これはやむを得ないですし、道教委、道のほうでも体にフッ素をつくることは必須だというふうに言っております。しかし、飲む方法ではなく吐き出す方法ですというふうに言っていますから、では、必要だとすれば飲むということも可能かなというふうに思ったりするのです、体につくることは必要だとすれば。そうすると、やっぱり吐き出すというのが安全性ではないからではないかなと疑わざるを得ない、そのこともです。

それと、昨年申し上げましたが、なぜ学校で集団ですのかと。保護者が自己責任だから自分のご家庭ですればいいではないかというふうに考えますが、道のこの間の説明では、保護者、すればいいのだけれども、持続性が家庭ではできないから集団ですのだというふうに説明がありました。そうではないでしょう。お母さん、お父さん、あるいは保護者の方々が本当に子供の虫歯予防のことを考えたとすれば、それはご家庭の中で持続するのではないですか。それ

を集団的にするというを保健法第2条でやれるからするのだということには私はならないというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

先ほども申したように、効果だけを説明する。やっぱり安全性に対しての効果・安全性、要するにリスクですね、リスクについてもしっかりと説明をして、町長は以前のときにどこまでリスクを説明すればいいのだというふうに述べられました。だけれども、やっぱり疑わしきは使用せずですよ。だとすれば、きちっとそれがお医者さんで言っているようなインフォームド・コンセントでないでしょうか。そして、親がきちっと選択する。だから、自己責任で選択させるのではないですか。親がリスクをしょってでも子供にこの方法がいいのだということをやらすのならそれは自己選択ですから、やむを得ない。私は何も言うことはないです。しかし、きちっとした説明もされないで、私が言うようなリスクもきちっと、笑わないでください、教育長。真剣です、私は。子供の健康の問題です。そして、健康障害というのは、やっぱり今すぐ出ないのです。検証しましたかと伺いましたけれども、将来出たときに、それは放射能と同じく因果関係がないで済まされるのではないのでしょうか。そして、最終的にはあなたは受ける同意をしましたでしょうということに行き着くのではないですか。私はそういうことは避けてほしいのですよ。そういう意味でしつこいというふうに思われるでしょうけれども、何度も伺っております。保護者の理解と合意、そこまで説明をいたしましたか。私はされていないというふうに思っておりますし、以前の質問でもお話ししましたように、私の質問を取り上げて、えっ、そんな説明は受けていない。子供にやらせてしまって失敗だったというお母さんもいるのですよ。ですから、本当に自己責任・選択で親にやらせたいのだったら、リスクもきちっと説明をさせるべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○副議長（菊地誠道君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

かなり長かったので、答えになっていなければまたご指摘いただきたいと思うのですけれども、まず第1に、安全性がどうかという、リスクが相当あるというような言い方をされていまずけれども、先ほど答弁申し上げましたけれども、実際に口に含むのは10ccなのですね。そして900 p p mということで、先ほど公共水域に放出する8 p p mのことのお話がありましたけれども、あれは事業所とかそういったところが大量に放出する場合についての排出基準でありまして、50トン以上の水をそういったフッ化物が入ったものを放出する場合についてはそういった規制があるということで、口の中に入れてうがいをするというのは、先ほど言いましたように、その10ミリリットルの希釈液を一般的に1回全部飲んでしまっても、そういう中毒症状が起きるのではなくて、7倍から8倍、9倍程度のそういった量でうがいをさせるということです。ですから、安全性については、おっしゃられていることについては我々は当然子供たちに危険なものをわざわざ使って子供たちにやろうなんていう考え方は一切ございません。だから、それなりの安全性が確保されているということで、それを実施するということ。

これ新潟県ではもう40年ほど前からやっております、実際に新潟県は虫歯の率が1人当た

り0.6本ですね。北海道は今のところ1.8でワースト2。一番多いのが沖縄の2.4。全国平均でいきますと1.05本なのです。

ちなみに本町の状況をお話ししますと、1歳6カ月、この子供たちにつきましては大体0.12本から0.3ぐらいなのです。ところが、3歳児になると相当本数がふえまして1.5から3、12歳になりますと、管内的には2.5本、本町では大体4本ぐらいの虫歯の罹患率があるということです。これは本当に議員もご案内のとおりだと思いますけれども、虫歯になるということは歯周病等にもつながってきまして、結果的に80年生きていく間に自分でそしゃくできなくなるということは、例えば認知症になったり糖尿病になったりとか、すごい大きなリスクをしょうことになるのです。

だから、極力子供たちに今の現状を見ますと、第一義的には親の責任だというのは、それは重々わかります。学校につきましても歯磨き等、生活習慣の指導もしていますけれども、現状がこういう状態でありますから、希望される保護者の皆さんにこういった状況でありますけれども、フッ化物洗口に同意されますかということで、それで同意書をつくって、実施しているということでもありますから、ぜひそういった意味では我々は子供たちにリスクを背負わせるためにそういうことをやっているわけではなくて、将来も自分の歯でしっかりと食生活ができるような、そんな環境をつくるためにこういった事業を進めているということをご理解をいただきたいと思っておりますし、残りの学校は教職員の合意を得てからでないかとやらないのかという言い方があったのですけれども、これは前の議会でも話しておりますけれども、しっかりと段階を追って、そして説明をして、その理解のもとに進めていっているということで、今回についてもごり押ししているわけではないし、保護者に無理やりインフォームド・コンセントをとってやるという、これは説得して受けさせるということではないですから、あくまでもこういった状況で、このようなフッ化物洗口ですから、受けるのであれば同意書をいただいて実施いたしますという、そういう進め方をしていますので、ぜひ御理解をいただければなと、このように思っています。

○副議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 私自身もやめるべきだも含めて8点についてご質問いたしましたけれども、ばらばらばら述べてしまって教育長の答弁で漏れているかどうかもちよっとあれなのですが、予防のためというふうに言われますが、予防の手法はほかにもあるということをお前は申し上げました、以前にも。ですから、そのことを徹底すれば、そのことのほうが保護者に対してしっかりと説明するほうが、あえて安全性でないというふうに言われているものをお口の中に入れる必要はない。ましてや、教育長は安全性だからするのだというふうに言われますけれども、では、なぜ日本中で反対運動起こっていますか。私、最近、携帯みたいなあれで、ネットで見ることができるようになりました。ようやくと開くことができました。それで……

（何事かいう声あり）

○9番（鈴木裕美君） スマホ、スマートフォン、それで見ることができたら、薬害オン

ブズパーソンとかのいろいろありますし、それと、これは道教委が進めていますよね。私は北海道教育大附属小学校にも伺いました。昔は国立でしたから、国が進める8020運動についてどう思うかを伺いました。今は附属小学校は北海道教育大は独立行政法人になりましたから国の手から離れましたけれども、まだ全くの動きはないというふうに聞いてきました。国の機関だった学校も、国が決めたことに本当にいいならば率先してやるべきではないかというふうに私は思うのです。それが全く動きもない。あるいは保護者に対しても、そういう話がこの一、二年で動きがあるのか、親たちあったかいと聞いても全くありませんというふうに言われております。独立行政法人もまだ動きがない。

それから、先ほど深見さんも新聞の切り抜きを持ってきましたよね。私も切り抜きはあります。ことしの6月21日の北海道新聞の記事です。教育長ごらんになっているというふうに思いますが、「フッ化物うがい導入進まず 教育現場など『健康への影響不安』」という見出しで、実施の小学校は4割。ここの記事にも書いておりますが、「とくに道内の小学校の18%がある札幌市では、204校すべてが行っていない」。このように書かれております。私このことも伺いました。道教委と札幌市教育委員会には何かいろんな事情があるようです。しかし、事情はあるけれども、一方ではやっぱり保護者の反対が根強いと、そういうふうに伺いました。政令都市である札幌でも動いていない。

だから、道教委がやるからそのままうちの町でも、説明会では歯医者さんだった職員さんが町村179町村中160町村が実施しているから、だから標茶町もという言い方をするのはですよ。でも、教育長、これをしないことによって、道からのペナルティーがあるのですか。私はないというふうに思うのですね。それだったら、教育長の判断一つで、うちの町はやらないのだという判断ができるのではないのでしょうか。そこを伺いたい。

○副議長（菊地誠道君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 予防の方法についてはいろいろあるというのは、それは重々承知しておりますし、日ごろから全てそういった意味では進めていますし、まず第一義的に保護者がしっかりと生活習慣上で虫歯予防をするということは大切なことなですよ。ということは何かといたら、定期的にしっかり、例えば甘いものを食べるにしても、時間を決めて、だから食べないとか、必ず食後の後は歯磨きをするとか、そういったものを進めていくということは、これ第一義的に必要なことなですよ。先ほど申しましたけれども、保育園へ行ったり、あるいは学校へ上がっていても、どんどんどんどんこの虫歯率が上がっていくということは、どういうことかということなですよ。そこが問題なですよ。

だから、そういう方法もありますのでということで、これは実際に保育園も幼稚園も全部子供たち進めてやってきているのですね、もう、ご案内のとおり。その後もしなければせっかく今までやってきた2年、3年の効果がなくなってしまって、結果的にまたもとのもくあみになってしまうという、そんな感じで来てしまうのですね。だから、結果的に虫歯の率が莫大に高くなっていくということがありますから、だから、その辺が我々も学校でお昼にご飯食べた

後の歯磨きの指導は必ずしていますし、生活科の中ではそういった生活習慣のことも全て子供たちに先生から教えたりとかというのはしていますけれども、結果的にそういうことになっているということもありますので、教育委員会といたしましても、合意をいただいた、子供たちに対しては進めていきたいなど。

ただ、これは先ほどから言いますように、説得して進めていくということではないですから、あくまでも同意をとって進めていきますということでもあります。

それと、ペナルティーはあるのかという言い方がありましたけれども、これもペナルティーはありません。だから、これは今までもずっと実施してきている検証結果を見て、我々もこれは効果があるのだということで今回も、先ほども同じような言い方をしましたけれども、幼稚園、保育園が進めていますので、継続して小学校6年まで進めることによって効果が上がってくるという判断をして私ども進めているということで、ぜひご理解いただきたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 虫歯の率が上がってきているというふうに教育長は押さえているのだろうというふうに思いますが、私自身は上がってきているというふうに、たまたまといえますか、調査をしたら標茶の子供たちの虫歯の本数は高かったというふうなのは、何年前でしたか、調査をしたらやったというふうですが、虫歯の数というのは減ってきているのですよ。それはフッ化物をやったからではないのです。それはやっぱり保護者の方々が子供の虫歯に対する関心が非常に強くて、しっかりとうがいをさせて、そして歯ブラシをしっかりとさせて、おやつについても、のべつ幕なし与えるのではなくて、例えば今教育長が言ったように、時間を決めて与えるというふうに、むしろ親のほうが一生懸命子供の虫歯をさせないようにという努力をしているからですよ。お孫さんたちいる人もご存じかというふうに思いますが、お母さんが子供に対して一生懸命、子供がやった後の、低学年の子供たちがやった後、さらに親が歯ブラシで磨いてあげているというのが今の現状です。そういうふうに親がしっかりと虫歯させないようにというふうに関心を持っているのです。フッ化物をやったから虫歯が防げるというものではないのです。ましてや、そのように減ってきているのです、虫歯は。そこをあえてやらなければならないのかと。

何度も申し上げますけれども、保護者の合意をもらうからと言いますけれども、合意を得るためにはしっかりと説明をして、そこで選択させる、そのことが一番重要だというふうに考える。もう一度その辺を確認します。

それと、先ほど言ったように、ここでガイドブックで示されているように、職員がまず職員の説明会を開いて職員の合意が得られたら、その次のステップとして保護者への説明会を開くということに道教委のガイドブックにはなっていますが、では職員の合意が得られなかったらということ、その姿勢は説明に行った担当課長がそのように申ししていたということも伺いました。ですから、そのようなことで理解してよろしいのか、その辺も伺って。

それから、当時の説明で、何かがあれば、実施後のフォローは保健所ですというふうに言

われたのです。その何かというのは何なのでしょう。私は傍聴で参加しましたから一言も、黙って聞いていました。行った担当職員は逐一覚えていないかもしれませんが、私はそのフォローは保健所ですというフォローというのは万が一急性中毒が出たときにフォローするという意味だったのか、その辺も確認をしておきたいなというふうに思います。

4年間実施してきて、有害実証は4年で一度もないというふうに答えています。参加した親は、ああ、そうかと思うのは当たり前ではないでしょうか。リスクというのはやっぱりしっかりと説明をするべきですし、当時の学校教育課長は、前もお話ししましたが、合成洗剤も分かれています、安全性は賛否両論があります。ネットといいますか、全国的に合成洗剤追放運動が展開をされております。それを受けて私も議会でご質問したときに、学校給食の調理場での合成洗剤は今使われておりません。それはやっぱり反対運動と同じく、安全性に疑問があったから石けんを使用されているのではないかというふうに私は思うのです。それと同じではないでしょうか。危険性が伴うようなものを、子供の健康をむしばむようなことを私は絶対に避けていただきたい、そのように思いますけれども、しつこいようですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（菊地誠道君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えします。

説明が十分でないのではないかというお考えでありますけれども、私どもとしましては、その点は専門の方を交えて、そして保護者のほうに十分に説明をしているつもりであります。

それと、職員への説明、その段階を追っての考え方は変わらないのかといいますけれども、これは前のときにも話しておりますけれども、そういう手法で進めてきておりますので、これを変えようという考え方はございませんので、ぜひご理解いただきたいと思います。

それと、説明会で保健所がフォローするという、それについてはちょっと趣旨がわからないので、お答えできないのですけれども、いずれにいたしましても、先ほどから申し上げておりますけれども、子供たちにリスクあるようなことを我々があえてやるというふうな考え方は持っておりませんので、ぜひその辺をご理解いただければと思います。

○副議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

私も保護者説明会、全て出席させていただきました。

それで、今、議員ご指摘の保健所の方が何かあったらフォローしますということについてのお尋ねですけれども、これは特別危険があったからフォローしますということではなくて、何かこのフッ化物洗口に当たって疑問なりいろいろな部分がありましたら、教育委員会あるいは保健所のほうに問い合わせしていただければ説明はしますという趣旨でお話しされたとは私は理解しております。

○副議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 担当課長はそうに理解されたのだというふうに思いますが、私は

逆にそう理解しなくて、危険が伴ったらというふうにしたのです。

それともう一つ、保護者は十分に理解をしてといいますが、何か説明がされた後に何か質問ありませんかと聞かれても、質問のしようがないと言っていました。どうやって聞いていいかわからないと、これだけの説明では。だから、私はやっぱりきちっと両方の説明をするべきだということで、何度も申し上げますけれども、親たちは本当にわかっていないです。そのことを教育長、しっかりと理解していただきたいというふうに思います。

それから、今までの手法は変えることはないということになりました。

それでは、次の質問に変えさせていただきます。

この件につきましても質問しておりますので、でも動きがあったので、もう一度質問させていただきます。

高レベル放射性廃棄物、核のごみ全ての施設の受け入れに反対をする立場を求めるものです。フッ化物と同様に、昨年12月の第4回定例会の一般質問でもただしております。

国は難航する核のごみの処分選定について、国が前面に立ち自治体への情報提供を緊急に行うなどとした基本方針を5月22日に閣議決定をいたしました。

札幌で開催された説明会には、釧路市が参加予定と新聞報道がありました。2012年、自民党資源・エネルギー戦略調査会の小委員会の中で、その場に招かれた講師から処分場建設に適した地域の一つとして根釧海岸地域が挙げられて、反対としての市民運動が展開されておりますし、さらにまた、昨年9月には厚岸町議会では「最終処分場はらない宣言」が決議をされております。札幌での説明には、釧路市が参加をされたと思われませんが、その後、町村長会議や開発期成会の中で、この核のごみ処分地選定についてどのような議論がされたのでしょうかを伺います。

事故が起きてしまうと、長期にわたりあらゆる生命に対し甚大な影響を与え続ける放射能です。私たちは、豊かな自然があるからこそ、その自然の恩恵を受けて生かされています。私たちの命と未来の命を壊すことになる核、道東の地に一切の核廃棄物を持ち込まないよう反対し、期成会としていかなる核の施設設置にも反対する決議をするべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

○副議長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番、鈴木議員の高レベル放射性廃棄物、核のごみ全ての施設の受け入れに反対をのぞねにお答えをいたします。

議員がご指摘のとおり、国は高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する新しい基本方針を閣議決定し、自治体の応募を待つ方式から国が科学的な有望地を示して、複数の候補地域に地下構造など選定に向けた調査を申し入れる方式に変更いたしました。

札幌市で開催された説明会に釧路市が参加したか否かは不明ですが、これまで町村長会議等においてこのことが議論になったことはありません。

現在、高レベル放射性廃棄物は国内に1万7,000トンが保管されていると言われており、国

総体として解決しなければならない課題ではありますが、このことは各地方公共団体の考えもあると思いますし、ここでの言及は避けたいと思います。

本町といたしましては、さまざまな角度からの検討が必要でありますし、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例もありますことから、それらも含めて今後の動向を注視してまいりたいと存じます。

なお、本件に関して総合開発期成会として反対決議すべきとのご指摘であります。本期成会の設置目的を鑑みた場合にそぐわないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 開発期成会の中での目的からいってそぐわない、そういうものなのかなというふうに正直言って残念に思いますが、前回の答えの中で町長は町民の声をやっぱり尊重したいというふうにご答弁されましたけれども、町村会でもそのようなことがないとするならば、町長の考え方をここで伺っておきたいというふうに思います。うちの町の町長として、この問題についてどう思うかを伺っておきたい。

○副議長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 町長としてどう考えるかということであれば、昨年もお答えをいたしましたけれども、町民の皆様のご意向を最大限尊重するというのが私は町長としての立場であろうと、そのように考えております。

ただ、昨年もおこれは申し上げたと思いますけれども、では、本当にそれでいいのでしょうか。私がいつも申し上げているのは、未来は若者のものです。始末できない大量のごみや多額の借金は未来に残すべきではないということを申し上げています。この核の問題に関して言うと、ごみを出した国が自国内で処分すべきというのが、これが世界の常識であります。実際に核のごみの処分方法について実際に処分地が決定しているのは、ご案内のように、スウェーデンとフィンランドだけの話であります。

では、実際に何でもこういうことになっているのかということ、科学に対する、科学の知識というのはまだまだ不確実であるということは、これはやはり大震災、それから原発事故を見ても、明らかなわけです。地下深く貯蔵することが安全とは、これは誰もわからないわけです。1万年後まで安全を確保できるかというのは、これは誰もわからないし、実証することは困難です。でも、それは一つの理由として、過去にアフリカのガボンで地下数百メートルの地点で確認された天然原子炉現象が、地下に核分裂性ウランが多く含まれていた約20億年前に自然に核分裂が生じたがそのまま封印されていたと考えられると、このことから唯一の根拠として地下にという話になっているわけです。でも、このことにしても実証するのは不可能なわけです。

でも、先ほど申し上げましたように、ごみがあるのは事実ですから、これをどうやって処分をするかということに関して言うと、これは当然科学の知見は不確実ではあるけれども、科学者

とそれとやっぱり一般市民がお互いに話をして場所を決めるしかないと思います。それを、場所が決まらない、うちは反対だからみんな反対だということになれば、このごみはどうしろということに。私どもが使ってきたわけですから、このごみの処分というのは、私たちの世代でやっぱり考えなければいけないのではないのかなと私自身は思っています。

ただ、それは私自身はそういうように思っておりますけれども、先ほども申し上げましたように、私は町長としてこれに対してどう考えるかといえば、これは町民の皆様の意向を尊重することになるわけですから、とても今の感覚で言えば、それは賛成なんていう話には当然ならないと思います。

ただ、いずれにしても、日本のどこかでこの問題を解決していかなければ未来にどうしようもないごみを残すということになるわけですよ。子や孫、子は大丈夫かもしれませんが、孫やひ孫のときにどうなるかということを考えたときに、この原子力のもたらしたいろいろな繁栄を享受していたのは我々の年代なわけですから、このことはやはり私は一人の人間として真剣に考えるべきではないのかなと、そのように考えております。

○副議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 後段の部分につきましては、私も同様の考えであることを述べまして、終わらせていただきます。

○副議長（菊地誠道君） 以上で9番、鈴木君の一般質問を終了します。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君）（発言席） 質問いたします。1番、櫻井であります。私は、通告に示した質問書に従って質問をしていきたいと、こう思うわけであります。

件名でございます。社会保障・税番号制度を施行するに当たり、対応はできているのかという質問でございます。

その質問内容。

平成27年10月より順次導入が始まり、やがて全国民一人一人に12桁の番号が通知されることになったが、年金の個人情報流出問題で国民の不安が強まったことは新聞等々でご承知のことと思う。とはいえ、不安を抱えながらもこの制度の導入は避けることができないものであると、このように私は思うのであります。

また、多くの町民もその不安を払拭できずに現在いると思うのですが、この不安を払拭したく、私は町の姿勢を問いたい、このように思います。

1つ、本町における情報セキュリティ対策は十分できたのかをお伺いしたい。

2つ目、情報を管理する高度なシステムの導入、例えば指紋による認識、認証のそういう導入、また、リスクの回避等の検討は十分されているのか、この2点をお伺いしたい。

また、これについては深見先生も事前に質問されておりますので、重複する箇所が多々あるかと思いますが、そこは町長の賢明なる判断で削除していただきたいと、こう思います。

以上。

○副議長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1番、櫻井議員の社会保障・税番号制度を施行するに当たり、対応はできているかとお尋ねについてお答えをいたします。

まず、1点目の本町における情報のセキュリティー対策についてであります。深見議員への答弁と重複する部分もありますが、法で定められている例規の整備あるいは取り扱い等を規定した安全管理措置、また情報を取り扱う職員については、業務における情報管理の確認及びパソコンの情報の管理、システム改修など、現在、本町がとり得る対策について全庁挙げて取り組みを進めているところであります。

2点目の情報管理あるいはリスク等の検討についてであります。町民の個人情報を含めた財産を守ることは行政の使命であり、ご心配いただいております情報管理につきまして、国や関係機関からの情報や電算管理の委託会社と打ち合わせ等を重ね、準備を進め、対策を講じておりますので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 新聞等で話に出ている、総務省で各自治体の情報管理、これに対する支援を検討していますと。そして、その内容については地方自治体の情報セキュリティー強化を財政支援する、そういうためでもあり、具体的には個人情報を扱う基幹サーバーとインターネットに接続するパソコンの分離を促進するための金額その他の情報を、これをアドバイスしていきたいと、このようなことを書いてございます。このような総務省の見解があるのですが、町長としてはこの点について積極的にそこらを取り入れていく所存でございましょうか、お伺いいたします。

○副議長（菊地誠道君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 櫻井議員のご質問はシステムの関係ですので、私のほうから説明をさせていただきます。

櫻井議員のおっしゃるとおり、総務省から情報管理についてそれぞれのセキュリティー対策を強めろという話でございまして。年金問題から発しまして情報管理がこれまでと違っていて、今まで情報ネットワーク、いわゆるインターネット側と今回の基幹系システム、今これから使うシステムの系統ですけれども、理論的には別に扱おうと。その部分で同じラインで情報を共有するということにはならないということの、今、総務省のほうで各自治体に進めてございます。それで、システムの中でそれぞれうちのほうで国の指導、それからうちで行っている情報システムの改修、今その部分で検討を進めているところでございます。どうかその方向で理論的には一定程度の分離をした形での運用をどうかしていくということで、今、進めている最中ですので、ご理解いただきたいと思っております。

○副議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今、総務省のそういうシステムの支援あるいは情報支援というものを

受け入れて進めたいということでございますが、町民に対して、今8月、9月号と、このマイナンバー制、これについての情報発信をしていたようですが、今後この安全性について同じく本町の情報誌で皆さんに周知していく考えがあるのか、町長にお伺いしたい。

以上です。

○副議長（菊地誠道君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 先ほどちょっと1点ほど答弁漏れがありましたので、つけ加えさせていただきます。

先ほどの情報管理のシステムで、国からの財政支援の関係ですけれども、今時点でこの部分でどれだけ財政支援するかという形にはまだ示されてございません。ただ、セキュリティー対策だけは先行して、それぞれ進めようということですので、うちのほうでシステム改修の部分でそれぞれ、今、進めている最中でございます。施行までは間に合うような形で今取り組んでいる最中でございます。

それから、町民への情報管理の安全性についての周知でございますけれども、いろんな情報がたくさんございまして、住民に直接かかわる、あるいは安心をするような形を含めて、どうかわかりやすいような形で広報を出していきたいというふうに考えていますので、いろんな方の部分をご意見いただきながら表現の仕方、なかなかどういう部分で表現したら理解されるかということもありますけれども、なるべく表現をやわらかくした形で進めていきたいというふうに思います。

○副議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 大変よくわかりましたので、もう時間も押し迫ってございますので、早く2本目に参りたいと、こう思うわけでありまして。

2つ目の質問でございます。これは塘路漁業協同組合、これにおけるふ化、そして養殖事業の休止問題、これについてのお伺いでございます。

質問の内容でございます。

塘路漁業協同組合は、本町にある内水面漁業法に基づく唯一の組合であり、生産されるワカサギのつくだ煮やいかだ焼き等は、本町を代表する商品として広く町民に利用され、全国にも販売している。

しかし、近年になり採卵並びに稚魚の養殖が困難になり、資源は減少の一途をたどり、組合の存続が心配されるのが現状であります。したがって、以下について質問をいたしますので、お答え願いたい。

1つ、採卵事業が休止に追い込まれた主たる原因は何と思われるか、お伺いしたい。

2つ目、自立採卵、養殖事業の再開に向けて町としての対応、これをどのようにお考えか、この2点について伺うものであります。

以上。

○副議長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1 番、櫻井議員の塘路漁業協同組合におけるふ化養殖事業の休止についてのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、塘路湖におけるワカサギのふ化放流事業は放流計画5,000万粒に対し、26年度1,000万粒、25年度は実績なし、24年度5,000万粒となっており、近年は厳しい状況となっております。これは異常気象等で全国的にもワカサギの地場産卵や移入卵の確保が困難な状況にあり、塘路漁協最大の購入先である西網走漁協においても同様であったことも要因と考えられます。

また、地元における従来の氷下漁での親魚捕獲も、春の気候の変化等によりここ数年困難になったことも要因と伺っております。

次に、ふ化放流事業の再開に向けた本町の対応とのお尋ねであります。本年弟子屈町屈斜路湖に注ぎ込む尾札部川においてワカサギの大量遡上が確認をされ、一筋の光明を見たところでもあります。町といたしましても、漁協からの要請を受け、地元弟子屈町、釧路総合振興局とも協議し、試験的な捕獲を行いました。その結果、放流計画5,000万粒を達成したと伺っております。

今後につきましても、ワカサギ等ふ化放流事業補助を引き続き行うとともに、湖水環境に意を配してまいりたいと存じますし、屈斜路湖のワカサギにつきましても円滑に進めることができますよう漁協をはじめ関係機関と協議、連携を図りながら努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○1 番（櫻井一隆君） 町長より再三にわたる細かなご答弁をいただきまして、大変うれしく思うところでございます。

塘路漁協については、いろいろと内水面法等の規制もあり、大変な思いをしながら今日まで業務を遂行しておるところであります。そしてまた、ことしの春、雪解けと同時に町長がおっしゃったように、ワカサギの採卵を弟子屈町にお願いし、このようにいろいろと雑誌にも出していますが、成功されたということでございますが、ただ、釧路にある湖は火山湖であります。四十数年前までは魚がおらなかった湖なのであります。そういう湖が自然の中で浄化され、そういう酸性の水がとまり、そして真水が流れ込み、今あの魚が住めるような川になり、また、弟子屈も挙げてその養殖事業にも取り組んできた、という経過がございます。

だが、皆さんご承知のとおり、火山活動も活発になり、またあの湖がいつ硫黄水を吹き上げるかわからない状態にあると。いつまでも本町のワカサギ産業を塘路漁協はそこに頼り切ることとはできないと私は思うのであります。したがって、早い段階でこのワカサギの放流事業が再度自立で採卵、そして養殖ができるような形になるよう指導していただきたい、こう切に願います。

これについて本来ならばまだあるのですけれども、ちょっと控えたいと思いますが、町長の

答弁をいただいて、自立に向けて進めていくという答弁をいただきたいと思います。よろしく  
お願いいたします。

○副議長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

この間の経過等については議員も十分ご理解をいただいていると思っておりますし、私ども  
としては、何より漁協さんのどのようなことを希望されているか等々を最重要として、その  
希望に沿うような形でできるものについては取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご  
理解を賜りたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） この件についてはまだ解決が全部できていないと私は思っております  
ので、今後、町長が言われたような結果が出るか注視しながら、次の質問の機会を求めていき  
たいと、こう思います。

私の質問は、これにて終わります。

以上です。

○副議長（菊地誠道君） 以上で1番、櫻井君の一般質問を終了します。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

#### ◎報告第8号

○副議長（菊地誠道君） 日程第5。報告第8号を議題といたします。

本件について、趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 報告第8号についてご説明いたします。

本件につきましては、平成27年度標茶町一般会計補正予算（第2号）の専決処分でございます。

内容につきましては、8月10日から11日にかけての大雨による災害復旧費の補正でございます。

なお、本件につきましては、8月17日をもって専決処分をさせていただきました。

ご承認の程お願い申し上げます。

議案の1ページをお開きください。

報告第8号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分し  
たので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次のページです。

専決処分書（写）

平成27年度標茶町一般会計補正予算（第2号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下内容につきまして説明いたします。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

平成27年度標茶町一般会計補正予算（第2号）

平成27年度標茶町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,420万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億5,673万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

8ページへまいります。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略）

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただ今までの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

○副議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、第1条、歳入・歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） なければ、歳入・歳出予算の補正、歳入の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第8号は、承認されました。

◎報告第9号

○副議長（菊地誠道君） 日程第6。報告第9号を議題といたします。

本件について趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 報告第9号の趣旨についてご説明いたします。

本件につきましては、本町が出資しております「株式会社標茶町観光開発公社」の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

この経営状況説明書につきましては、本年6月22日に開催されました第37期定時株主総会において承認され、本町に対し報告がありました資料に基づくものであります。

概要につきましては、売上収入等が1億1,276万8,566円で、仕入れや一般管理費などの支出を差し引いた当期純利益は、33万4,966円の黒字決算となったところであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

報告第9号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社標茶町観光開発公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出するものであります。

次のページです。

株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書

第37期事業年度営業報告及び決算

第37期は、広島県での土砂災害や御嶽山、箱根の噴火、道内でも今冬の道東地方は猛吹雪に見舞われる等、全国各地で自然災害による影響が多数あった年であり、また、消費税率引き上げ一年目であったことから客足への影響が懸念されておりました。

その中であって、利用状況につきましては、宿泊がインターネット予約の利用も多く前年同期と比較して14.6%増の6,050人（売上高8%増）、一般入浴客は5.6%減の4万9,310人でしたが、売上高としては昨年入浴料金の改定もあり5.8%増となりました。

その主なものとしては、日帰り宴会の売上げが昨年同期7%減に対して今期7%増、弁当・オードブル等の仕出しにつきましては、今年も好調な伸びとなり12.6%増、野外バーベキューは11%増などとなっております。

総売上高は前年比で6.7%の増収となり、経費につきましては一般管理費が5.7%増となったものの売上高合計で700万円ほど上回ったこともあり、最終的には33万4,966円の黒字決算となりました。

しかしながら、今後の消費税率改正に伴う消費の冷え込みも懸念されることから、今後も健全な経営環境の構築に努めてまいりますとともに、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます、第37期の事業報告といたします。

次のページです。

1・会議関係、2・監査の状況、3・株式の状況、4・公社役員の状況、5・従業員の状況につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略をさせていただきます。

6ページです。

6・決算状況、貸借対照表です。

はじめに資産の部です。流動資産は現金・預金から商品までで、339万3,254円。固定資産は有形固定資産から無形固定資産、投資その他の資産で861万2,779円。資産の部の合計は、1,200万6,033円であります。

次に、負債の部であります。流動負債は買掛金から未払法人税等までで、812万874円で、負債の部合計も同額となっております。

純資産の部。株主資本は資本金に利益剰余金を加えた388万5,159円で、繰越利益剰余金につきましては、若干欠損金が減少しマイナス2,611万4,841円となっております。純資産の部合計は388万5,159円で、負債・純資産の部合計は1,200万6,033円であります。

次のページです。

損益計算書です。

費用の部。売上原価は2,786万7,308円。販売費及び一般管理費は8,430万3,107円。営業外費用は24万6,240円。特別損失、法人税等充当額は30万5,010円で当期純利益については33万4,966円となったところであります。

収益の部です。売上高は1億1,276万8,566円。売上総利益は8,490万1,258万円で、営業利益は59万8,151円となっております。営業外収益は28万8,065円。経常利益は63万9,976円で収益の部、費用の部それぞれの合計は1億1,305万6,631円となっております。

8ページです。

販売費及び一般管理費についてであります。上段の旅費から下段の雑費までの合計で8,430万3,107円となっております。

9ページです。

利用状況についてであります。

日帰りは4万9,310人で、前年との比較で2,931人の減。宿泊につきましては6,050人で、前年に比べて772人の増となっております。宿泊者の比率につきましては、その他道内市町村で45.55%、道外で37.62%となっております。

10ページにまいります。

第38期事業年度営業計画についてで、総括であります。

前期は17年ぶりに消費税率が引き上げられることで、一般消費が冷え込むことも予想していましたが、幸い原油価格が値下がりが続けたということにより救われた一年になった思いがします。そんな事情もあり今期については御来客の足が鈍る可能性があるかもしれないという不安もございます。

会社設立から37年が経過し建物の老朽化が進む中で、今年11月には耐震改修工事による1ヶ

月間の休館を予定しております。営業推進対策（戦略）としては好調なインターネット予約を中心とし、一人でも多くの方へ魅力的あるプランの考案と情報発信に努め、採算性を高めるよう努めてまいります。

また、宿泊・日帰り宴会につきましては前期より微増であります。『源泉掛け流し温泉』や『自然』をセールスポイントとして推し進めてまいります。料理につきましても日頃より創造と工夫を凝らし、お客様の要望に合わせた対応をしております。

また、お客様に満足していただきつつも健全な会社経営の構築に向け、コストダウンや課題を追求し、社員一人一人が経営者である気概を持って取り組んでまいります。

以上のことを踏まえ、町民はもとより多くの利用者に愛される施設となるよう邁進していくことを基本方針とします。

重点事項として、社員全員が「経営者」と同じ認識に立ち『利益創出』を基本テーマとし、

- ① 清掃及び整理整頓の徹底。
- ② 道内屈指の泉質であることに自信を持ってPRする。
- ③ 常に原価率に拘るコスト意識の向上。
- ④ 宿泊・日帰り共に魅力あるプランの作成と情報の発信の4点を重点事項として

しております。

11ページです。

収支計画。

収入の部、収入合計で1億878万円を見込んでおります。支出の部につきましては、材料購入費で2,450万円、管理費合計で、8,116万3,000円。営業外費用の合計で支出額計では、1億591万3,000円としております。

結果、当期、第38期の利益につきましては286万7,000円を見込み、計画といたしました。

以上で、報告第9号の内容説明を終わります。

○副議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 会社の収支につきまして、実は今年の決算も前段で少し見させていただきました。本年度の決算が出ていますようにかなり状況の厳しい中で、かなりの営業努力があったなというように認めたところであります。2点お聞きしたいのですが、9ページの利用状況の中で、道外とかいろいろございます。ただ私ことし8月ですか、塘路のカヌーのところに行ったときにですね、非常に観光バスが停まっていた。その関係で宿泊のほうが、インターネット等々でということと報告で伝えておりますけれども、そういう団体客との利用状況がどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

もう1点はですね、11ページの今年度の計画の中で例えばですね支払手数料とか通信交通費が昨年度と比べて多少金額が、バランス的にかなり違ったように思っておりますので、この2

点について、37期と38期の違いを教えてくださいたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 団体客の関係でございますが、具体的に詳しくは把握してございませんが、施設のキャパもございますので、それなりに小規模な団体客が入っているのは承知しておりますが、塘路の観光バスの関係が憩の家に泊まっているかどうかというのは現在承知はしておりません。申し訳ありません。

それから支払手数料の関係につきましては、昨年に比べて84万円ほど増加しております。特に大きなものにつきましては、総合旅行雑誌というのですか、「じゃらん」のほうの手数料ですとか、あとカード決済に係る手数料それから会計処理を会計事務所のほうにお願いしておりますので、そういった事務手数料が主な内容となっております。

○副議長（菊地誠道君） 本多君。

○11番（本多耕平君） 特にですね、支払手数料が昨年よりかなり下がっていますね。何か特別に去年は多かったのか、それともことしが何か特別に少ないのか、その点もちょっとおききしておきたい。

○副議長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 支払手数料ですが、一つ一つ読み上げていけば答えになるのですけれど、総体の中でどれがどうこうということではありませんので、大きな数字につきましては、「じゃらん」のネット手数料で170万円ほど、それから会計事務処理手数料が76万円ほど、それからカードの手数料が55万6,000円ほどというような主な内容となっております。

○副議長（菊地誠道君） 本多君。

○11番（本多耕平君） 去年の手数料が418万円くらい、ことしの計画が250万円くらいなので、どうしてことしはそのように下がっているのか、一つ一つ具体的に言えというのではないのです。

○副議長（菊地誠道君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。第38期の分の一般管理費の中で手数料が増額になっている理由ということでございますも、これにつきましては先ほど第37期のところでも言いましたが、ネットでの予約というのが非常に伸びていまして、その分が宿泊として伸びている要因となっております。それに伴いまして管理する側として、一般管理費の中でこの手数料等が増加しているというふうにご理解していただければと思います。

○副議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

以上で、報告第9号を終了いたします。

◎延会の宣告

○副議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思いをます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議ないものと、認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 3時27分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会副議長                      菊 地 誠 道

署名議員 4番                      深 見 迪

署名議員 5番                      黒 沼 俊 幸

署名議員 6番                      松 下 哲 也

## 平成27年標茶町議会第3回定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

平成27年9月9日（水曜日） 午前10時09分開会

- 第 1 議案第53号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
- 第 2 議案第54号 工事請負契約の変更について
- 第 3 議案第55号 工事請負契約の締結について
- 第 4 議案第56号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議案第57号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 議案第58号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 5 議案第59号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第60号 標茶町勤労者会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第61号 標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第62号 標茶町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第63号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第64号 標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第11 議案第65号 平成27年度標茶町一般会計補正予算
- 議案第66号 平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
- 議案第67号 平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第68号 平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第12 認定第 1号 平成26年度標茶町一般会計決算認定について
- 認定第 2号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
- 認定第 3号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
- 認定第 4号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
- 認定第 5号 平成26年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 認定第 6号 平成26年度標茶町病院事業会計決算認定について
- 認定第 7号 平成26年度標茶町上水道事業会計決算認定について
- 第13 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第14 議員提案第3号 標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第15 意見書案第18号 「安全保障関連法案」の今国会成立に反対し廃案を求める

意見書

- 第16 意見書案第19号 マイナンバー制度の施行中止・撤回を求める意見書
- 第17 意見書案第20号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書
- 第18 意見書案第21号 義務教育費国庫負担制度堅持等2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 第19 意見書案第22号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 第20 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第21 議員派遣について
- 追加 議案第65号 平成27年度標茶町一般会計補正予算  
議案第66号 平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算  
議案第67号 平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算  
議案第68号 平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号審査特別委員会報告)

○出席議員（11名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君  | 2番 後藤勲君   |
| 3番 熊谷善行君  | 4番 深見迪君   |
| 5番 黒沼俊幸君  | 6番 松下哲也君  |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君  |
| 9番 鈴木裕美君  | 11番 本多耕平君 |
| 12番 菊地誠道君 |           |

○欠席議員（2名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 10番 平川昌昭君 | 13番 館田賢治君 |
|-----------|-----------|

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |        |       |
|--------|-------|
| 町長     | 池田裕二君 |
| 副町長    | 森山豊君  |
| 総務課長   | 島田哲男君 |
| 企画財政課長 | 高橋則義君 |

企画財政課参事	常陸勝敏君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
保健福祉課長	佐藤吉彦君
住民課長	松本修君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	狩野克則君
水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
教育長	吉原平君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	村山裕次君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(副議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○副議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員11名、欠席2名であります。

(午前10時09分開議)

◎議案第53号

○副議長(菊地誠道君) 日程第1。報告第53号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長(島田哲男君)(登壇) 議案第53号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、「標茶町表彰条例」に基づく平成27年度の被表彰者の決定について、議会の同意を求めるというものであります。

本年度の被表彰者は、教育文化功労表彰2名、在住功労表彰63名、善行表彰1名、勤続表彰5名の方々を11月3日の文化の日に表彰しようとするものでございます。

なお、8月24日開催の標茶町表彰審査会において、審査をいただいておりますことを、ご報告いたします。

以下、内容についてご説明いたします。

標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

平成27年度被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めます。

次のページへ移ります。

標茶町表彰条例に基づく被表彰者

はじめに、1 功労表彰(ア)教育文化功労です。地区名、氏名、年齢、事績の順に読み上げます。

虹別、吉田米成さん、90歳、永きにわたり虹別中学校の将棋部の外部指導者として、青少年健全育成に寄与された。また再生資源を活用したエコバックを考案し、地域の方に提供するなど地域文化の発展に寄与されたものです。

続きまして、オソベツ、加藤 明さん、76歳、永きにわたり文化団体の役員として尽力され、本町の文化振興の発展に寄与されたものです。

次に、(イ) 在住功労です。地区名、氏名、年齢、事績の順に読み上げます。

常盤、伊藤裕子さん、70歳、50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み町の発展に寄与されたものです。

以下、事績については同じでありますので、省略をさせていただきます。

常盤、高野順二さん、74歳。常盤、高橋満子さん、76歳。常盤、只野 繁さん、70歳。常盤、深山 隆さん、70歳。

次のページにまいります。

常盤、山口鈴代さん、70歳。川上、大槻教子さん、78歳。川上、原 啓子さん、73歳。川上、廣川エイ子さん、74歳。開運、大島賜都夫さん、71歳。開運、木下由紀子さん、79歳。開運、中居 孝さん、72歳。旭、大堀和夫さん、74歳。旭、箱崎清治さん、77歳。旭、松田敦子さん、74歳。富士、熊谷博行さん、72歳。

次ページにまいります。

富士、若木昭治さん、71歳。桜、荒井泰子さん、73歳。桜、伊藤眞策さん、70歳。桜、齊藤トキさん、77歳。桜、酒井典夫さん、74歳。桜、筒渕勝義さん、70歳。桜、中川紀一さん、72歳。桜、宮島美智子さん、74歳。桜、油谷勝義さん、70歳。平和、小林富代子さん、71歳。平和、高山定男さん、82歳。平和、三浦 口さん、74歳。

次のページへまいります。

平和、三上和徳さん、70歳。平和、村上重徳さん、73歳。平和、村上幸子さん、73歳。平和、村山政子さん、70歳。麻生、越善 讓さん、70歳。麻生、桑嶋フサ子さん、72歳。麻生、小館キヨコさん、86歳。麻生、田尾悦子さん、70歳。麻生、成田文子さん、72歳。麻生、樋口悦子さん、70歳。麻生、舟山保恵さん、70歳。麻生、真野勝明さん、70歳。

次ページへまいります。

栄、佐藤 正さん、70歳。多和、藤巻政子さん、72歳。上多和、伊藤繁子さん、72歳。上多和、穴戸明美さん、70歳。オソベツ、木下征子さん、70歳。オソベツ、本田勝夫さん、70歳。磯分内、伊藤淳一さん、70歳。磯分内、加藤友昭さん、88歳。磯分内、熊谷智恵子さん、75歳。磯分内、下谷千壽子さん、70歳。磯分内、鈴木 強さん、73歳。磯分内、竹花末美さん、73歳。

次ページへまいります。

磯分内、多田敏子さん、74歳。磯分内、古川トシエさん、70歳。磯分内、松本光子さん、76歳。塘路、伊藤洋子さん、77歳。塘路、大沼洋子さん、74歳。塘路、土佐良範さん、70歳。久著呂、佐々木信子さん、70歳。虹別、木下シメ子さん、72歳。虹別、藤野アイさん、70歳。茶安別、在原タキ子さん、75歳。茶安別、多治見宣一さん、70歳。

次ページへまいります。

続きまして、2 善行表彰です。地区名、氏名、年齢、事績の順に読み上げます。

大分県、藤野英裕さん、80歳。公共のため土地を寄附されたものです。

続きまして、3 勤続表彰です。地区名、氏名、年齢、事績の順に読み上げます。

磯分内、勝呂信義さん、54歳。消防団員として20年以上在職されたものです。

以下、事績については同じでありますので、省略をさせていただきます。

久著呂、小川 久さん、45歳。久著呂、柳田和重さん、45歳。茶安別、加藤和由さん、46

歳。阿歴内、大谷正志さん、47歳。

以上、71名の方々を表彰するというものでございます。

以上で、議案第53号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○副議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第53号は原案可決されました。

#### ◎議案第54号

○副議長（菊地誠道君） 日程第2。議案第54号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君）（登壇） 議案第54号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年12月9日、議案第60号をもって議決いただき、契約を締結した標茶中茶安別線道路改良舗装工事（国債）であります。工事施工にあたり、ボックスカルバート工基礎の軟弱層の置換え厚、既設横断管の取り壊し、及び支障木撤去の伐根重量について、それぞれ、増量となり、それにつままして設計変更を行った結果、工事請負金額に変更が生じることとなり、97万2,000円を増額する契約金額の変更を行いたいというものでございます。

内容につきましては、

議案第54号 工事請負契約の変更について

平成26年12月9日、議案第60号をもって、議決を経て締結した「標茶中茶安別線道路改良舗装工事（国債）」の請負契約を次のとおり変更する。

契約金額5,972万4,000円を6,069万6,000円に変更するというものでございます。

以上で、議案第54号の内容の説明を終わります。

○副議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第54号は原案可決されました。

#### ◎議案第55号

○副議長（菊地誠道君） 日程第3。議案第55号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君）（登壇） 議案第55号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事の請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるところでございます。

以下内容について、議案説明資料1ページとあわせてご説明いたしますので、説明資料もお開きください。

議案第55号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的。特定環境保全公共下水道事業 磯分内終末処理場第2期工事。工事概要は、下水処理施設・工場製作型極小規模施設膜分離活性汚泥法で、処理水量は全体計画、日133立米のうち、今回は残り半分の66.5立米を増設するものであります。工事場所は、前回同様の標茶町字熊牛原野14線東2-10でございます。

2 契約金額 5,745万6,000円

3 契約の方法 指名競争入札

参加業者の状況は、池田暖房工業株式会社、総合設備株式会社、太平洋設備株式会社、株式会社近藤設備工業、永昌・フジクリーン特定建設工事共同企業体の5社で、入札執行日は平成27年8月25日。竣工予定日は平成28年2月29日でございます。

4 契約の相手方 永昌・フジクリーン特定建設工事共同企業体。代表者、川上郡標茶町平和8丁目23番地。株式会社永昌工業。代表取締役、中村裕司。構成員、札幌市清田区真栄328の1。フジクリーン工業株式会社札幌支店。支店長、小路敏弘。

新規・継続の別は継続で、予定価格は5,943万3,200円で事前公表をしております。

以上で、議案第55号の提案の趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○副議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第55号は原案可決されました。

#### ◎議案第56号ないし議案第58号

○副議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第56号、議案第57号、議案第58号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第56号及び議案第57号及び議案第58号の提案趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案につきましては、「北海道市町村職員退職手当組合」の構成団体において、一部事務組合が解散することによって6団体の脱退および新たに1団体の加入が生じること、それから北海道町村議会議員公務災害補償等組合の構成する団体において、解散による6団体の脱退および新たに1団体の加入、それから組合規約の一部変更によって文言整理を行っていること、

それから議案第58号の北海道町市村総合事務組合の構成する団体において、一部事務組合解散による6団体の脱退、および新たに1団体の加入を生じたことによって、あわせて事務の共同処理をする団体においての非常勤消防団員に係る損害賠償に関する事務について5団体の脱退、18団体の加入、また非常勤職員の公務・通勤の災害補償に関する事務について6団体の脱退、1団体の加入が生じたことによって組合同約の一部を改正するという内容になります。それぞれ各組合の内容について説明をしたいと思います。

議案第56号の北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてであります。

この規約変更にあたっては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、組合組織団体の協議が必要であり、よって本規約の一部変更について議会の議決を求めるという、提案でございます。

北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について

北海道市町村職員退職手当組合同約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものであります。

次ページのほうへまいります。

北海道市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合同約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

なお、改正にあたり、議案説明資料2ページのほうをご覧くださいと思います。

組合同約の変更する箇所を抜粋した新旧対照表を添付してございます。それぞれ参照していただきながら改正文のほうを提案したいと思います。

それでは、改正の本文のほうに移ります。

別表の一部事務組合（石狩）の項中「道央地区環境衛生組合」を削り、同表の（渡島）の項中「南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表の（十勝）の項中「西十勝消防組合 北十勝消防事務組合」及び「東十勝消防事務組合 南十勝消防事務組合」を削り、「北十勝2町環境衛生処理組合」の下に「とちかち広域消防事務組合」を加える。

附則としまして

（施行期日）

1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表の（十勝）の項の改正規定（「とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は平成28年4月1日から施行する。

（規約の左横書き）

2 変更後の北海道市町村職員退職手当組合同約は、左横書きに改める。この場合において、漢数字は、固有名詞の全部又は一部をなす場合又は熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に、号の番号は、横括弧で囲んだものに、第5条の表中「同上」を「同左」に、表及

び別表の構成は、変更前の規約における右方は変更後における上方と、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とし、促音として用いる「つ」の表記が大書きのものは、小書きに改める。

次に、議案第57号の説明をいたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次ページへまいります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

改正にあたっては、議案説明資料4ページのほうにそれぞれ新旧対照表を添付してございます。参照いただきながら、改正文を説明したいと思います。

第1条中「併せて、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによって、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。」を削り、「議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」を加える。

別表第1中「道央地区環境衛生組合」、「東十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」及び「南渡島青少年指導センター組合」を削り、「とかち広域消防事務組合」を加える。

附則といたしまして

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行する。

続きまして、議案第58号に移ります。

北海道市町村総合事務組合理約の変更について

北海道市町村総合事務組合理約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものであります。

次ページへまいります。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合理約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

改正にあたり議案説明資料には6ページにそれぞれ新旧対照表を掲載してございます。参照いただきたいと思います。それでは改正文に移ります。

別表第1（第2条関係）石狩振興局（16）の項中「(16)」を「(15)」に改め、「道央地区環境衛生組合」を削り、同表渡島総合振興局（17）の項中「(17)」を「(16)」に改め、「南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表十勝総合振興局（28）の項中「(28)」を「(25)」に改め、「東十勝消防事務組合」及び「北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「とちかち広域消防事務組合」を加える。

別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中「白老町」の次に「音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町」を加え、「東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合」を削り、同表9の項の共同処理する団体欄中「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」、「東十勝消防事務組合」及び「北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「とちかち広域消防事務組合」を加える。

次ページへまいります。

附則としまして

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1（第2条関係）十勝総合振興局（25）の項中の改正規定（「とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）、別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2（第3条関係）9の項の共同処理する団体欄中の改正規定（「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」を削る改正規定及び「とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、議案第56号、議案第57号、議案第58号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○副議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

はじめに、議案第56号から行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） なければ、議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) なければ、議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) なければ、議案第58号の質疑を終わります。

以上で、議題3案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより議題3案を一括して採決いたします。

議題3案、いずれも原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第56号・議案第57号・議案第58号は原案可決されました。

#### ◎議案第59号

○副議長(菊地誠道君) 日程第5。議案第59号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長(武山正浩君)(登壇) 議案第59号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、平成27年度分以後の課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、ご提案申し上げるものです。

改正内容につきましては、たばこ税の税率の改正などであります。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う個人番号及び法人番号に係る規定の整理であります。

さらに、この改正に合わせ条文中の字句の修正も併せて行っております。

議案第59号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをお開きください。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正するものです。

以下、内容については議案説明資料によりご説明いたします。新たに追加するもの、大きな改正のある条文につきましては、改正文もあわせてご説明いたします。

議案説明資料の8ページをお開きください。

区分、通則、改正項目1番、用語で、条項は条例第2条第3号及び第4号。

改正内容は、番号法に対応するための規定の整理で、納付書又は納入書の記載事項に、番号法に基づく法人番号を追加するもので、第3号中「又は名称」を「（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」に改め、第4号中「又は名称」を「（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」に改めるものです。

施行につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（以下「番号法施行の日」という。）です。

次に、区分、町民税、改正項目2番、所得割の課税標準で、条項は条例第32条第2項。

改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人町民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得税法の計算の例によらないものとするもので、第2項に次のただし書きを加えるもので、「ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。」を加えるものです。

施行につきましては、平成28年1月1日。適用は平成28年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成27年度分までの個人の町民税については、従前の例によるものです。

次に、改正項目3番、町民税の申告で、条項は条例第35条の2第9項。

改正内容は、番号法に対応するための規定の整理で、町民税の申告をさせることのできる項目に、法人町民税の納税義務者には、法人番号を追加するもので、第9項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加えるものです。

施行につきましては、番号法施行の日。適用は番号法施行の日以後に行われる改正後の標茶町税条例（以下「新条例」という。）第35条の2第9項の規定による申告について適用し、同日前行われる改正前の標茶町税条例（以下「旧条例」という。）第35条の2第9項の規定による申告については、従前の例によるものです。

次に、改正項目4番、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書で、条項は条例第35条の3の3第4項。

改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化に伴い、所得税法の改正に伴う条項移動に伴う改正で、第4項

中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改めるものです。

施行につきましては、平成28年1月1日とするものです。

次に、改正項目5番、町民税の減免に係る申請等で、条項は条例第50条の2第1項第1号。

改正内容は、番号法に対応するための規定の整理で、減免を申請する際の記載事項に、番号法による個人番号又は法人番号を申請書に追加したものです。

議案の30ページをお開きください。1番下の行になります。

第50条の2第1項第1号を次のように改める

次のページをご覧ください。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

議案説明資料の9ページにお戻りください。

施行につきましては、番号法施行の日。適用は番号法施行の日以後に提出する申請書について適用するものです。

次に区分、固定資産税、改正項目6番、固定資産税の免税点で、条項は条例第60条。

改正内容は、条文中の字句の修正で、「あつては」を「あっては」に改めるものです。

施行につきましては、公布の日とするものです。

次に、改正項目7番、施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出で、条項は条例第62条の2第1項第1号。

改正内容は、番号法に対応するための規定の整理で、家屋の区分所有者の全員が協議して定めた持分の割合の補正の申出をする際に、申出書に番号法による個人番号又は法人番号を記載することとしたもので、第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改めるものです。

施行につきましては、番号法施行の日。適用は番号法施行の日以後に提出する新条例第62条の2第1項に規定する申出書について適用し、同日前に提出した旧条例第62条の2第1項に規定する申出書については、従前の例によるものです。

次に、改正項目8番、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税のあん分の申出で、条項は条例第62条の3第1項第1号及び第2項第1号。

改正内容は、番号法に対応するための規定の整理で、第1項第1号は、共用土地の持分割合が、当該共用土地に係る家屋の区分所有者全員の共有部分の割合に該当しないときに、そのあん分を申出る申出書に、番号法による個人番号又は法人番号を記載することとしたものです。

第2項第1号は、被災前に区分所有していた家屋の敷地で、共用土地に係る税額のおん分の適用をしていた土地について、被災年度の翌年度分及び翌々年度分に限り、当該区分所有家屋が滅失又は損壊した後についても、所有者の申出に応じて同様の取扱いができる申出書に、番号法による個人番号又は法人番号を記載することとしたもので、第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改めるものです。

施行につきましては、番号法施行の日。適用は番号法施行の日以後に提出する新条例第62条の3第1項及び第2項に規定する申出書について適用し、同日前に提出した旧条例第62条の3第1項及び第2項に規定する申出書については、従前の例によるものです。

次に、改正項目9番、固定資産税の減免に係る申請書で、条項は、条例第70条の2第1項第1号。

改正内容は、番号法に対応するための規定の整理で、減免の申請書に番号法による個人番号又は法人番号を記載することとしたもので、第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改めるものです。

施行につきましては、番号法施行の日。適用は番号法施行の日以後に提出する新条例第70条の2第1項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第70条の2第1項に規定する申請書については、従前の例によるものです。

次に、改正項目10番、住宅用地の申告で、条項は、条例第73条第1項第1号。

改正内容は、番号法に対応するための規定の整理で、住宅の用に供する土地については、課税標準の軽減措置がありますが、その申告書に番号法による個人番号又は法人番号を記載することとしたもので、第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改めるものです。

施行につきましては、番号法施行の日。適用は番号法施行の日以後に提出する新条例第73条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第73条第1項に規定する申告書については、従前の例によるものです。

次に、改正項目11番、被災住宅用地の申告で、条項は、条例第73条の2第1項第1号。

改正内容は、番号法に対応するための規定の整理で、住宅が災害により滅失した場合で、他の建物、構築物の用に供されていない土地は、翌年度、翌々年度の2年間に限り住宅用地として取り扱われるもので、その申告書に番号法による個人番号又は法人番号を記載することとしたもので、第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改めるものです。

施行につきましては、番号法施行の日。適用は番号法施行の日以後に提出する新条例第73

条の2第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第73条の2第1項に規定する申告書については、従前の例によるものです。

次に区分、軽自動車税、改正項目12番、軽自動車税の減免で、条項は、条例第88条第2項第2号。

改正内容は、番号法に対応するための規定の整理で、軽自動車税の減免の申請書に、番号法による個人番号又は法人番号を記載することとしたもので、第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び第90条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改めるものです。

施行につきましては、番号法施行の日。適用は番号法施行の日以後に提出する新条例第88条第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第88条第2項に規定する申請書については、従前の例によるものです。

次に、改正項目13番、身体障害者等に対する軽自動車税の減免で、条項は、条例第90条第2項第1号。

改正内容は、番号法に対応するための規定の整理で、身体障害者等に対する減免の申請書に、番号法による個人番号を記載することとしたもので、第2項第1号中「及び氏名」を「住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改めるものです。

施行につきましては、番号法施行の日。適用は番号法施行の日以後に提出する新条例第90条第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第90条第2項に規定する申請書については、従前の例によるものです。

次に区分、特別土地保有税、改正項目14番、特別土地保有税の減免で、条項は、条例第138条の3第1項及び第2項第1号。

改正内容は、条文中の字句の修正と番号法に対応するための規定の整理で、条文中の字句の修正は、第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、番号法に対応するための規定の整理は、特別土地保有税の減免の申請書に、番号法による個人番号又は法人番号を記載することとしたもので、第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改めるものです。

施行につきましては、第1項の規定は公布の日、第2項第1号の規定は番号法施行の日。適用は、第2項第1号について、番号法施行の日以後に提出する新条例第138条の3第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第138条の3第2項に規定する申請書については、従前の例によるものです。

次に区分、入湯税、改正項目15番、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告で、条項は、条例第146条第1号。

改正内容は、番号法に対応するための規定の整理で、鉱泉浴場を経営しようとする者が、経営日の前日までにしなければならない申告に、番号法による個人番号又は法人番号を申告することとしたもので、第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改めるものです。

施行につきましては、番号法施行の日。適用は番号法施行の日以後に行われる新条例第146条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第146条の規定による申告については、従前の例によるものです。

次に区分 町民税、改正項目16番、納期限の延長に係る延滞金の特例で、条項は、条例附則第4条第1項。

改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、内国法人が確定申告書の提出期限を延長することができる規定を、外国法人にも準用する条項が法人税法の改正に伴い、条の移動があったもので、第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改めるものです。

施行につきましては、平成28年4月1日とするものです。

次に区分、固定資産税、改正項目17番、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、条項は、条例附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号。

改正内容は、番号法に対応するための規定の整理で、新築された住宅は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年間、その住宅に係る固定資産税額（120平方メートルを超える住宅にあつては120平方メートルに相当する固定資産税額）の2分の1に相当する額を減額するものとされておりますが、その申告書に番号法による個人番号又は法人番号を記載することとしたもので、第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改めるものです。

施行につきましては、番号法施行の日。適用は番号法施行の日以後に提出する新条例附則第10条の3各号に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第10条の3各号に規定する申告書については、従前の例によるものです。

次に区分、たばこ税、改正項目18番、たばこ税の税率の特例で、条項は、条例附則第16条の2。

改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、旧3級品の特例税率を、法改正にあわせて廃止するものです。

施行につきましては、平成28年4月1日。適用は、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税については、従前の例によるものです。

次に、区分固定資産税、改正項目19番、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等で、条項は、条例附則第19条第1項第1号及び第3項第1号。

改正内容は、番号法に対応するための規定の整理で、東日本大震災により滅失又は損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）のうち、平成24年度から平成33年度の賦課期日において、家屋又は構築物の敷地としていない土地について、住宅用地として固定資産税の軽減を受けられるための申告書に、番号法による個人番号又は法人番号を記載することとしたもので、第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改めるものです。

施行につきましては、番号法施行の日。適用は番号法施行の日以後に提出する新条例附則第19条第1項に規定する申告書、新条例附則第19条第3項に規定する申出書について適用し、同日前に提出した旧条例附則第19条第1項に規定する申告書、旧条例附則第19条第3項に規定する申出書については、従前の例によるものです。

附則でございますが、資料の16ページをお開きください。

附則、16ページのたばこ税第5項第1号（1）と書いてあるところですがここをご覧くださいと思います。

たばこ税につきましては、先ほど、改正項目18番のところ旧3級品の特例税率の廃止についてご説明いたしました。この旧3級品のたばこ税については、いきなり本則（第94条）の税率（5,262円）に戻るのではなく、4年間で本則に戻るという規定と手持ち品課税について、この附則の中で規定しておりますので、ご説明をいたします。

次の附則第5項第1号ですが、段階的に税率が引き上げられ、平成28年4月1日から平成29年3月31日までは1,000本につき2,925円、平成29年4月1日から平成30年3月31日までは1,000本につき3,355円、平成30年4月1日から平成31年3月31日までは1,000本につき4,000円で最終的には平成31年度に本則（第94条）の税率（5,262円）になるものです。

附則第5項第2号ですが、米印のところをご覧ください。以下の説明も同じところをご覧くださいと思います。

たばこ税の申告書の様式は、旧3級品に係る部分については、本則に戻る平成31年度までは、改正前の第48号の5、第48号の6、第48号の9様式（旧3級品の様式）を使用するものとするものです。

附則第5項第3号は、平成28年4月1日前に売り渡したたばこについては、手持ち品課税が行われるため、1,000本につき430円（2,925円（平成28年度の税率）と2,495円（平成27年度の税率）の差額）を課すものです。

附則第5項第4号は、第3号の申告は、平成28年5月2日までにしなければならないものです。

附則第5項第5号は、第4号の申告をした者は、平成28年9月30日までに納付しなければならないとするものです。

附則第5項第6号は、手持ち品課税に係る分の期限後納付に係る延滞金、修正申告に係る延滞金、不申告に係る過料、不足税額の納付についての規定を読み替えるものです。

附則第5項第7号は、手持ち品課税をしたものの返還を受けた場合は、品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付して申告書を提出しなければならないとするものです。

附則第5項第8号は、平成29年4月1日前に売り渡したたばこについては、手持ち品課税が行われるため、1,000本につき430円（3,355円（平成29年度の税率）と2,925円（平成28年度の税率）の差額）を課すものです。

附則第5項第9号は、第8号の規定については、第4号から第7号までを準用するもので、第4号の平成28年5月2日は平成29年5月1日、第5号の平成28年9月30日は平成29年10月2日などと、読み替えるものです。

附則第5項第10号は、平成30年4月1日前に売り渡したたばこについては、手持ち品課税が行われるため、1,000本につき645円（4,000円（平成30年度の税率）と3,355円（平成29年度の税率）の差額）を課すものです。

附則第5項第11号は、第10号の規定については、第4号から第7号までを準用するもので、第4号の平成28年5月2日は平成30年5月1日、第5号の平成28年9月30日は平成30年10月1日などと、読み替えるものです。

附則第5項第12号は、平成31年4月1日前に売り渡したたばこについては、手持ち品課税が行われるため、1,000本につき1,262円（5,262円（平成31年度の税率）と4,000円（平成30年度の税率）の差額）を課すものです。

附則第5項第13号は、第12号の規定については、第4号から第7号までを準用するもので、第4号の平成28年5月2日は平成31年4月30日、第5号の平成28年9月30日は平成31年9月30日などと、読み替えるものです。

そのほかの附則につきましては、先ほどの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

これで、議案第59号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○副議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） ちょっとわからないので質問したいです。標茶町議会第3回定例会議案の説明資料、その19ページの下から2行目、1,000本につき1,262円から始まるこの項目のうち、この4,000円のところございますね、その前にマイナスの4,000円なのか、このバーは一体なんなのかちょっとお聞きしたいのですが。

○副議長（菊地誠道君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） これは算数でいうところのマイナスの記号です。ここをみていただきたいのですが、1,000本につき1,262円を課すことになるのですが、その根拠をですね平成31年度の税率の5,262円から平成30年度の税率4,000円を引いたものを課すものということの記載をしたもので、バーは引くという、四則演算のマイナスという意味です。ですから5,262円引く4,000円が1,262円になるということの記載の仕方をしたものです。わかりづらい書き方をしたことについてはお詫びいたします。

○副議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○4番（深見 迪君） 1つはですね、この番号法というのはマイナンバー制度に基づく内容だと思うのですが、正しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を略して番号法ということによろしいのか。

それから今後これについては番号法という呼称を使ってすべて表していくのかということが第1点です。

それから8ページの町民税の申告のところの最後のところに、「寮等の所在」の次に、「法人番号」を加える。この必要性といいますか、これを説明していただきたいことと、寮等の等というのはほかにどんなものがあるのか説明していただきたい。それからこの番号法に対応するための規定整理の多くは減免に関する申請に適用されるということで、減免に関するあらゆるものについてこの番号を使いなさいということなんですね。これによって減免申請がきつくなれないかという心配があるのですが、それはいかがなものでしょうか。それからたばこ税のことなのですがずいぶん値上げするんですね。経過措置はあっても。この理由はどういう理由によるものなんでしょうか。これについてのコメントというのはしづらいつと思うのですが。結局、経過措置が終わった段階でかなり上がりますよね、結構な収入になる。それはどのくらい収入が増えると計算しているか。それは考えられないということであればそれはそれでよろしいのですけれど。

以上です。

○副議長（菊地誠道君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。番号法の定義でございますがこれはあくまでも今回提案しているところで、皆様にわかりやすく、いちいち長く言うのではなく一応番号法と定義させていただいたということですので、この番号法は行政手続におけ

る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律ということで、以下番号法ということで記載しているということをご理解をいただきたいと思います。今後も使うのかという部分ですが、税については略して番号法という言い方は今後も使わせていただくことになると思います。

寮等の次になぜ法人番号を入れるのかというご質問であったかと思うのですが、この35条の2の規定がですね、法人の町民税に係る申告に関する規定になっております。この前がちょっとはしょって言いますけれど、はしょらないで言いますか、町長が町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては新たに第23条第1項第3号、又は第4号のものに該当することになった日から10日以内にその名称・代表者・又は管理人の氏名、主たる事務所または事業所の所在、当該町内に有する事務所・事業所又は寮等の所在。ここで今回法人番号を言ったのですが、この次に当該、該当することとなった日、その他必要な事項を申告させることができるという文面になっているのですが、この中に法人番号というのを追加したということの規定でございます。それと減免申請はきつくないのかということでございますが、現状もですね軽自動車であれば身体障がい者の方、それと町民税・固定資産税等については生活保護に該当する方からいただいております、私どもの事務は特段変わるという部分ではございません。他の市町村に住まわれて固定資産を持っている方についても、一度、生活保護の受給状況を確認してタイムラグが生じているわけですが、この個人番号を使うことによって生活保護の受給状況がすぐわかるということで、税額の減免の適用が早くなるだとか、そういう部分はございますので、該当するか該当しないかは時間がちょっとかかっても今までも慎重にきちんと精査して該当させていますので、その辺についてはきつくないということでは考えてはおりません。

それとたばこ税についての値上げの理由はということでございますが、この旧3級品がですね、俗に言う高いたばこではなくてですね、旧3級品の定義なのですけれども紙巻きたばこ旧3級品というのがですね、昔の専売納付金制度下において3級品とされていた、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマの6銘柄とされております。バイオレット、ウルマについては沖縄限定品でございます、北海道においては流通はしておりませんが、昨今のたばこ税の値上げでですね、この部類の今言いましたエコー、わかば、しんせい、ゴールデンバットの売り上げが伸びてきていると。そこにちょっと着目したということですね、この旧3級品についてはもともと安い税率で、今は1,000本につき2,495円ということだったのですが、この附則の16条の2で特例税率を設定していたわけなのですが、この特例税率を廃止することによって本則、今普通のたばこについては5,262円課税されているわけですが、これに戻すと。売り上げが大変伸びてきているので、そちらでもって税収を少しでも増やそうという考えに基づくものではないかと理解しております。

それとどのくらい収入を見込んでいるかというご質問でございますが、大変申し訳ございません。今回、過去の本数からそこまで整理するには至っておりませんでしたので、収入

がどのくらい伸びるかというのは、いま時点ではお答えすることができませんので、申し訳ございませんがご理解いただきたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○4番（深見 迪君） たばこのほうは当然金額をはじき出すなんて言うのは無理だと思うのですが、そこに着目して税収を伸ばすという狙いはあるのですね。

○副議長（菊地誠道君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） そう理解してもよろしいかと思います。

○副議長（菊地誠道君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 8ページの区分町民税の改正項目2番、所得税割の課税標準。この改正内容の中の中段に、所得税における国外転出時課税の創設に伴いとあります。これは日本国民が海外に転出するときに税金を、どういう形にするのかわかりませんが新たに創設されるということで、これをちょっと説明いただきたいのと、9ページの町民税の改正項目4番ですね、公的年金等受給者の扶養親族申告書とあります。改正内容の中間に日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化とあります。これもちょっと詳しく教えてください。

それから9ページの一番下のところからずっとなんですが、基本的にマイナンバー、マイナンバーと略して言いますが、全国民・全企業に付与されると思っていましたが、括弧書きで個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称とあります。これはどういうことなのか知りたいのが一つ。それから12ページの一番下、16番、町民税の納期限の延長に係る延滞金の特例の部分で、ここも内国法人で国内法人ですね、その提出期限を延長することができる規定を、外国法人にも準用する条項が法人税法の改正に伴い、新しくできたという理解でいいのですか。

以上です。

○副議長（菊地誠道君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） まずですね、改正項目2番、所得割の課税標準に関するご質問でございますが、これについては株式等のキャピタルゲインというのがあります。キャピタルゲインというのは債券や株式などの資産の譲渡によって得られる利益のことなんですけれども、このキャピタルゲインについては実現時課税であります。一応租税条約上、株式等を売却した者が居住している国に課税権があることとされていまして、こうしたことを利用し、巨額の含み益を有する株式を保有したまま、シンガポールや香港などのキャピタルゲイン非課税国に出国し、その後その非課税国において売却することにより、課税逃れを行うことが可能であるという現状があります。それを今ですねこうした税回避に対応するために、米国や英国等の先進諸国においては、出国する際、まだ売ってはいないのですが出国するときに未実現、まだ実現していないキャピタルゲインについて特例的に課税するという措置をと

っております。

それを今回の平成27年度税制改正においてですね、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和に向けた取組みという難しい中身にはなっているのですけれど。これにおいても、国税において課税するというふうに決められました。ただしですね、町民税においては翌年の1月1日に住所があるところにおいて課税される税でありますから、年の途中で国外に出国したもののについては税金がかからないわけなんですよ。それが実際に株式を売ってでていったとしても、1月1日に住所がなければ課税されません。この部分で未実現の株式の譲渡とみなして課税することも町民税は叶わないわけなので、一応検討することとはなっているのですけれども、所得税は出国した時点で課税することができるのですけれど、町民税のいまの規定上でいくと、1月1日現在に国内に住所がないので、どこでも課税されないということで、この所得税法の規定を適用しないということの規定をわざわざ盛り込んだものです。

それと公的年金ですが、現行制度においてですね、所得税及び町民税の扶養控除についてはですね日本国外に居住する親族についても控除の対象となっております。一方納税者はですね、扶養控除の適用を受けるにあたって、納税者の親族であることを確認できる書類や、納税者がその親族の生活費等に充てているための支払いを行っていることを確認する書類を提出する、要するに確認することが義務付けられていなかったわけです。これは平成26年の11月7日にですね、会計検査院から内閣に送付した平成25年の決算検査報告で一応それは問題であるという指摘がされて、今回それらに関する書類の添付を義務付けたということでございます。特段規定を変えたという訳ではなくて、今までも扶養にはとってはいたのですが、その扶養にするためにきちんと確認する書類をとりなさいという規定になったということでご理解をいただきたいと思います。

番号を有しない者ですが、これがなかなか大変難しい質問でございまして、法の適用が平成28年1月1日から施行されます。一応個人の方には市町村において所有している住民票コードから生成されるものから個人番号を生成して個人に通知するということになっております。しかしながら最近皆さんもよくご存じだとは思いますが、DVや何かで住所地におられない方だとか、住所をそこに置きっぱなしにしてどこかいなくなっている方等で、この時点で個人番号を通知はされているのでしょうか、書留か何かで送られてくると思うので、相手の受け取りがない場合は郵便局でたぶん持って帰ると思うのですけれど。通知がされない方だとかがいるかもしれません。法人番号については国税局でふることになっているのですけれども、法人登記されている本店法人のみに番号がふられておりまして、支店法人にはふられていないわけです。ですから支店でもっているものや何かだとか、ちょっと番号法の関係の書類を持ってはいないのですけれど、そのほかでもふられないものが若干出てくる可能性もあるので、もしかすると申請書が出た時点で、そういった部分では個人番号及び法人番号で把握していないとか持っていないものが出てくる可能性があるということの書き方ではないかなというふうに考えております。

法人町民税の納期限の延長の場合の延滞金があるのですが、条例の第52条で7.3%となっております。特例基準割合が7.3%に満たない場合の期間は特例基準割合としているわけなのですが、商業手形の基準割引率が年5.5%を超えて定められている期間内に申告期日の到来する町民税に係る延滞金については、年7.3%と商業手形の基準割引率が年5.5%を超える部分について0.25で除して0.73を乗じて得た割合との合計額（12.775%が上限）とされているものです。この規定は、確定申告書の提出期限の延長の特例（1か月間）を受ける場合についても準用するものであり、その法人税法の引用条文に外国法人も認めるということで、条項の移動が生じたということで145条から144条の3から144条の13までに変更されて、今回は144条の8に改められたということでございます。

○副議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第59号は原案可決されました。

#### ◎議案第60号

○副議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第60号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第60号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、標茶町勤労者会館条例の一部改正でありまして、勤労者会館使用料の区分から大会議室を削除する内容の改正でございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第60号 標茶町勤労者会館条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町勤労者会館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページです。

標茶町勤労者会館条例の一部を改正する条例

標茶町勤労者会館条例（昭和53年標茶町条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、議案説明資料21ページでご説明申し上げます。

21ページの右側、改正前であります。別表、区分、大会議室、夏期、昼間午前1,200円、午後1,200円、夜間1,600円、1日2,700円。冬期、昼間午前1,600円、午後1,600円、夜間2,400円、1日3,700円を削除するというものであります。

議案にお戻りください。

附則につきましては、公布の日から施行する。

以上で、議案第60号の内容説明を終わります。

○副議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○4番（深見 迪君） すみません。これはいつ完成予定ですか。それだけです。

○副議長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 工期は10月7日までありますが、工事そのものは完了いたしております。

○4番（深見 迪君） わかりました。

○副議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第60号は原案可決されました。

◎議案第61号

○副議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第61号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第61号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部改正でありまして、地域総合整備資金貸付要綱が改正され、貸付対象事業、貸付額の拡充が行われことから、本町におきましても融資制度の充実を図るため、同内容での条例の一部改正についてご提案申しあげるものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第61号 標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について  
標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページです。

標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例

標茶町地域総合整備資金貸付条例（平成4年標茶町条例第13号）の一部を次のように改正する。

議案説明資料の22ページもあわせてご覧ください。

第3条第2号の貸付対象事業の「新たな雇用人数」について「5人以上」が対象でありましたが、これを「1人以上」に改めています。

同じく第3号の対象費用の下限について「2,500万円以上」を「1,000万円以上」に改めました。

改正文です。

第3条第2号中「5人以上」を「1人以上」に改め、同条第3号中「、2,500万円」を「、1,000万円」に改める。

第5条第1項の1件当たり貸付額の下限について「500万円以上」を「300万円以上」に改めるものでありまして、改正文につきましては

第5条第1項中「500万円」を「300万円」に改める。

附則といたしまして、

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第61号の内容説明を終わります。

○副議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第61号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 0時58分

#### ◎議案第62号

○副議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8。議案第62号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長(島田哲男君)(登壇) 議案第62号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、平成25年5月、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」が施行され、すべての国民一人ひとりに付番される個人番号を活用して、社会保障、税、災害対策等の分野における国民の利便性向上と行政運営の効率化を図るしくみ「マイナンバー制度」が創設されました。

「個人番号」は、「個人情報」に該当し、標茶町個人情報保護条例の規定が適用されますが、番号法は、「個人番号」をその内容を含む「特定個人情報」及び「情報提供等記録」について、より厳格な保護措置を講ずることとしており、地方公共団体に対し、番号法の規定趣旨を踏まえた必要な措置を講ずることを求めています。

これを受けて、特定個人情報等の取扱いについて、同様に定めるため、本町の「個人情報保護条例」の一部を改正いたしたく、本案を提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

標茶町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものであります。

内容説明にあたり、施行期日が違う内容となっており、条立てで改正しておりますので、わかりやすくするために初めに改正内容を別紙議案説明資料により説明し、その後、改正本文を提起したいと思います。

それでは議案説明資料24ページをお開きください。

標茶町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

左欄が改正後条文で、網掛け部分が改正箇所となっております。

24ページ、第2条（定義）の規定中、番号法による取扱いを明確に表すため、新たに第2号「特定個人情報」及び第3号「情報提供等記録」の定義規定を設けてございます。また、第2号、第3号条文に挿入したため、改正前の第2号から第4号まで繰り下げる移動としてございます。

次に、25ページ 第7条（収集の制限）及び第7条の2（特定個人情報の収集等の制限）についての規定であります。現行の第7条で個人情報の収集の制限が規定されておりますが、番号法では特定個人情報の収集・保管ができることとされており、現行条文規定とは別に「条例第7条の2」として（特定個人情報の収集等の制限）について規定を設けてございます。

次に同じページ、第8条（利用及び提供の制限）及び26ページの第9条の2（特定個人情報の利用の制限）、9条の3（特定個人情報の提供の制限）の規定についてですが、特定個人情報については個人情報より更に厳格な利用及び提供の制限がなされるため、現行条文規定第8条（利用及び提供の制限）とは別に「第9条の2、第9条の3」そして（特定個人情報の利用・提供の制限）について規定を設けてございます。

次に、26ページ、第10条（電子計算組織を結合する方法による提供の制限）についてであります。現行規定では保有個人情報のネットワークシステムによるオンライン結合の禁止について定めておりますが、番号制度では、オンライン結合が前提とされているため、保有する特定個人情報を除く規定を改正しております。

次に、第14条であります。（自己に関する個人情報の開示の請求）についてであります。開示請求、訂正請求、利用停止請求は現行規定では本人のほか、法定代理人について認めてございます。これに対して番号法では、個人情報に関する本人参加を容易にするため任意代理人も認めています。この趣旨を踏まえまして、保有特定個人情報の開示等請求については任意代理人による請求も認める規定改正をしております。

なお、これ以降に第15条、第16条、28ページの第28条、30ページの第35条の規定で「法定代理人」の表記を「代理人」に改正してございます。

次に27ページ、第23条（事案の移送）及び28ページ、第32条（事案の移送）についてであります。内容が同じでありますのであわせて説明をさせていただきます。現行規定では、開示請求、訂正請求に係る個人情報が他の行政機関から提供されたものであるときなどは、他の行政機関と協議した上で、開示請求の事案を移送することとされてございます。番号制

度においては、情報提供等記録についての個人情報の適用を排除されておりますことから、事案移送における情報提供等の記録を除いての改正としてございます。

次に28ページ、第26条第2項（費用の負担）についてであります。番号法では経済的困難その他特別な理由がある場合は開示手数料を減額又は免除できると規定してございます。整合性を図るため規定の追加をしてございます。

次に、資料29ページ 第33条（個人情報の提供先等への通知）についてであります。「情報提供等記録」は、情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものであることから、番号法は、訂正を実施した場合にこれらの主体へ通知しなければならないこととしており、町も通知することが求められることから、第2項としてその旨を通知する規定を追加してございます。

次に、第34条（自己に関する個人情報の利用停止の請求）についてであります。番号法の「情報提供等記録」は、情報提供ネットワークシステム上、自動的に保存されるものであります。利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、自己に関する個人情報の利用停止請求の取扱いから除外しております。また、特定個人情報の収集・利用・及び提供・ファイルの作成について違反しているときの利用停止請求の取扱いに追加してございます。

次のページ、30ページ第45条（法令等の規定による開示等）についてであります。番号法制度では、特定個人情報等を閲覧できるシステム「マイナポータル」を利用し、自己の個人情報を閲覧できるようになり、番号法において他の法令等によりこのシステムより開示を求めるため、特定個人情報については除外している規定でございます。

次に、附則としまして、施行期日については番号法の施行として、政令で定めた特定個人情報の提供開始日「平成27年10月5日」を改正条例の施行日としております。

ただし、「情報提供等記録に関する規定」については、「番号利用法附則第1条第5号に規定する施行日」としており、具体的には番号法の公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日となります。

それでは、次に議案の改正条文に戻ってまいりたいと思います。

議案の51ページにお戻りください。

#### 標茶町個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 標茶町個人情報保護条例（平成17年標茶町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）特定個人情報 個人情報であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。

第7条第1項中「、個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同

じ。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の収集等の制限)

第7条の2 実施機関は、特定個人情報を収集するときは、あらかじめその利用の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、番号法第20条に該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

第8条第1項中「以外に個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条及び次条において同じ。)」を加える。

次のページに移ります。

第9条の次に次の2条を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、第7条の2第1項の規定により明確にされた目的(次項において「利用目的」という。)以外に特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第10条第1項中「用いて、個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第14条第2項中「法定代理人」の次に「(特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下この節から第4節までにおいて「代理人」という。)」を加える。

第15条第1項第1号及び第2項並びに第16条第1項第1号中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第26条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前項の規定により費用を負担する者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その者が負担すべき費用の額を減額し、又は免除することができる。

第28条第1項第1号中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第34条第1項第1号中「第7条」の次に「若しくは第7条の2」を加え、「又は第8条」を「第8条若しくは第9条の2」に改め、「いるとき」の次に「、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成さ

れた特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第2号中「第8条」の次に「若しくは第9条の3」を加える。

第35条第1項第1号中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第45条中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。）」を加える。

第2条 標茶町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

次ページへまいります。

（3）情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第9条の2第2項中「特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第23条第1項及び第32条第1項中「個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第33条の見出しを「（個人情報の提供先等への通知）」に改め、同条中「基づく個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

第34条第1項中「関する個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）」を加える。

附則としまして

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

以上で、議案第62号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○副議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 53ページの一番上、2の項目、減額又は免除をするというその費用の負担に関するところなんです、その費用を負担するものとは具体的にどのようなものかというのですか。

○副議長（菊地誠道君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。個人情報それぞれ役所が持っている場合に個人情報に係る情報開示の請求ができます。その請求のときにですね、費用負担、開示請求をする場合写したとかそういうものを請求する場合に費用がかかります。その分の費用の負担を、いままで手数料でとっている部分をですね、この部分で経済的困窮者、そういった方々について減額あるいは免除することができるという規定を追加してございます。

○副議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） ちょっとわからないので。いままでこの個人情報というのは自分も自分の情報を取れるということなのですか。そして僕が生活に困っている保護世帯だとかというときには減額もしくは免除するという意味に捉えてよろしいのでしょうか。

○副議長（菊地誠道君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。個人情報それぞれ各機関、役場であったり教育委員会であったり、そういったそれぞれ各機関がいろんな情報をそれぞれ所有してございます。それに関して、本人がその情報を見たいあるいはその写しが欲しい個人情報について請求をされる部分がございます。そういう部分について開示請求というのですけれど、その部分について負担が手数料としてかかる部分がございますけれど、その部分を軽減あるいは免除という規定を設けてですね、所得制限、所得の低い方についてはですねその規定を設けることで対応したいということの項目を追加してございます。

○副議長（菊地誠道君） 櫻井君

○1番（櫻井一隆君） となりますとその減免するにあたる、値する数値とかそういうものの具体的な補則とか説明というのはどこにございますか。

○副議長（菊地誠道君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 規則で別に定めるわけなのですけれども、いろんな減免規定あるいは減額規定をする場合に別に定めますけれども、細かな部分は一応これから基準とか生活保護者、そういった所得の制限だとかそういった部分がございますからその辺の基準を規則でこれから定めたいと思いますので、細かな部分で詳細についてはいま時点では決めておりません。

○副議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○4番（深見 迪君） 本文52ページですね、成年被後見人の法定代理人とは誰のことを指すのか具体的に。どういう例がありますか。52ページ、14条第2項ですね。

○副議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。後見人制度というのを皆さんご存じかと思うのですけれども。原則としては家庭裁判所に後見人の申請をしてその人の状況により、後見・補佐といういろいろなランクがあるのですが、その方の代わりになる人間を家庭裁判所が権限を代行する人はこの人ですよという形で指名された人のことを言います。基本的に

は例えば財産がたくさんある人には専門資格を有する弁護士あるいは司法書士、最近非常に注目されているのは、市民後見人という形で標茶町でもこれから権利擁護が始まりますけれども、そういう方々が法定代理人に選任されていくということでございます。

○副議長（菊地誠道君） 深見君。

○4番（深見 迪君） その補佐人も含めて市民後見人もこれに入ることになりますよね。そうすると心配なのは結構事件がおこっていると、悪いことをしているというようなことで、家庭裁判所がバックについてその市民後見人の管理をする人がついていっているわけなんだけれども、そうなるといま町でも・・・ 社協ですか。市民後見人を幅広く作ろうとしているわけなんです、その点ではこの番号がその人たち、もちろん後見人だから補佐人であっても信頼してかからなければいけないわけなんです。役場を離れてそういうところの人たちにも、この番号が開示されるということがあり得るということなんですね。ここで言っているのは。

○副議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います、現在行われている後見人制度の中でも、いま深見議員からご指摘があったような例えば実際に弁護士である方々が、個人の財産を違法に取得をしたり、そういう事件が起きていることが通例です。専門職であってもそうですから、特に家庭裁判所がその辺を非常に危惧しているということで、市民後見人については、複数の方で後見人になるというケースがいま一般的になっています。それは後見の中身にも財産の管理を後見するほうと、例えば身体の、介護の関係ですね。どういう形のこの人に介護が必要とか、そういった権利関係がだいたい大きく分けると二つに分かれるのですが、そういう形で複数制をとる形です、そういうことに遭わないような体制をつくりつつあるというような状況でございます。

今回の番号法については以前から言われているように、番号があってもそれぞれの必要な業務については別なセキュリティがかかっているということは昨日からの説明でありましたので、ただ、誰かが代わって後見人の必要な方の権利をですね守るのが一番の目的でありまして、悪いほうのことを考えるとですねこういったものは一切進まないという、逆にこういう方々の権利が守られないとか、そういうことを防ぐために後見人制度がありますので、善意に考えて法定人の良識ある判断を期待して、仕組みとしてはいま立ち上がってきているということですのでご理解をいただきたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） ほかにご質問ございませんか。

本多君。

○11番（本多耕平君） 説明資料の25ページです、収集の制限ということで、2回、公正な手段により収集しなければならない。さらに2の5のところ、第7条の2のところ、公正な手段により収集しなければならないというふうに、公正な手段ということで2回使われておりますけれども。公正な手段というのはどのようなことを指しているのかお聞きをしておきたいと思っております。

さらに28ページですね、先ほどの櫻井議員の質問の関連ですけれども、経済的困難その他特別の理由があると認められるときはというふうにあります。誰がそれを認め、根拠はどのようなことから特別な理由ですとかあるいはまた、経済的困難はわかりますけれども、その他特別な理由というのは何かあいまいといえますか、グレーゾーン的なものがちょっと見えますので、どういうことなのかお聞きしておきたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 適正、それから公正という定義だと思いますけれども、私ども地方公共団体で取り扱う部分についてはそれぞれ法に基づいて行っているわけでありまして。適正というのはある規定に基づいてそれを逸脱しない、その取り扱いの基準の中でそれぞれ判断をし、行うということになりますからこのような表現という形でご理解いただきたいと思います。それから先ほどの経済的な特別な事由ということでございます。先ほども申し上げましたけれどもそれぞれ判断基準というのは規則で定めるわけなんです、実際にはその基準を定めるにあたって本人からの申請行為がございまして。その申請行為の書類によって判断をするということになりますから、その基準をいま時点では詳細について決定しているわけではございませんのでその辺はご理解いただきたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第62号は原案可決されました。

### ◎議案第63号

○副議長（菊地誠道君） 日程第9。議案第63号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第63号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」に規定する個人番号カードについて、初回交付する手数料等については、国からの法定受託事務として取り扱い、国庫補助対象となっていることから、住民の負担にはなりません。カードを紛失等により「再交付」となる場合の交付手数料経費については国庫補助の対象にならないことが国から示されております。このため、カードの紛失等による再交付を希望する場合、交付手数料を徴収するための条例改正が必要であることから、本案を提案するものであります。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第 63 号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

なお、改正にあたり議案説明資料31ページのほうに改正新旧対照表を添付してございますので参照いただきたいと思います。

次ページへ移ります。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例

標茶町手数料徴収条例（平成12年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2項中の改正内容ですが、個人番号カード再交付について、1件800円の手数を追加する改正であります。その際、平成28年1月の個人番号カードの交付開始以降、住民基本台帳カードは発行されないため、別表から住民基本台帳カードを除いております。

改正文のほうに移ります。

別表第2項中「戸籍、住民基本台帳」の次に「、個人番号」を加え、同項第18号を次のように改める。

(18) 個人番号カード再交付手数料 1件につき800円

附則といたしまして

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前において、この条例による改正前の標茶町手数料徴収条例別表第2項第18号の規定により徴収すべきであった住民基本台帳カード交付手数料については、なお従前の例による。

以上で、議案第63号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○副議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○4番(深見 迪君) ちょっと初歩的な質問で本当に申し訳ないんですが、住基カードが消えるわけですよね。これ何年間で、何件くらいの発行の実績がありますしたか。たいした多くないと思うのだけれども。

○副議長(菊地誠道君) 住民課長・松本君。

○住民課長(松本 修君) 現在のところ91件、住基カード発行されております。

○副議長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○9番(鈴木裕美君) 住基カードが500円ということですが、800円にした根拠を単純なんですけど伺いたい。

○副議長(菊地誠道君) 総務課長・島田君。

○総務課長(島田哲男君) お答えいたします。この手数料の金額ですけれども、全国でこのカードを作るわけなんですけれども、委託先の作っているところが全国プールで計算しております。ですからこのカードを委託先全国で一律で800円という形での金額になりますから、町村ごとに金額が違うということにはなりませんので、そのことで国からのほうで示された金額でございます。

○副議長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○1番(櫻井一隆君) そうすると、ある会社がこういうものを作るにあたってこれだけのお金がかかったから、再交付につき800円だすということは、落とさなくても我々もらうときに800円原価がかかっているということなんですね。

○副議長(菊地誠道君) 総務課長・島田君。

○総務課長(島田哲男君) お答えいたします。今回、通知カードはそれぞれ個人に番号で通知されます。来年、1月1日以降に番号カード、ハードの顔写真のついた申請によって作られるカードが、最初は国の負担で無料で配布されます。希望者には無料で配布されます。それで配布を希望した方には配布するのですが、それを紛失あるいはなくしたとか、もう一回カードを発行していただきたいという場合にはこの800円をいただくということでご理解をいただきたいと。ただ補足説明しますが、いま現在最初の交付それぞれ申請者には無料ということになっていますが、国の部分での予算措置が全国民の部分の予算措置はまだしていないようです。ですからいつ時点まで最初の交付が無料というのは明確にされてございませんので、その辺はあと何年後に無料がなくなるかというのは、私もいま答えられない部分ではございますから、そういういま時点での情報になっております。

○副議長(菊地誠道君) 櫻井君。

○1番(櫻井一隆君) いま生きている人間、0歳から始まって無料で配られると。これから

産まれてくる人間についていつまで配られるか無償なのかわからないというふうに、いま僕直感的に理解したのですけれどそういうことですか。

○副議長（菊地誠道君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。国から示されているのは初回は申請者にはそれぞれ無料で配布するということでもあります。ただ永久的にするかという部分は私どももまだ聞いてございませんので、1回目と2回目がどこでという部分は私どももまだできないので。ただ1月1日以降に配布する初回の申請者については無料ということでご理解いただくしかないなと思います。

○副議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） これで3回目ですから。もう一つ大事なことは。まあ3回ですからいっぺんに質問しないとならないね。1つはなくした場合におけるさっきの53ページで示す低所得者並びに何か障がいのあるものという減免措置はここにはないのかというのが一つと、再交付にあたって標茶町として手数料をそこで800円の中に含まれているのかそこをお聞きしたい。

○副議長（菊地誠道君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） この手数料についての再交付については減免規定は設けてございません。ですから再交付、個人の管理のもとで一回目はそれぞれ発行されますから2回目以降は自己負担という形でご理解いただきたいと思います。

（何事かいう声あり）

○副議長（菊地誠道君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 失礼いたしました。今回国の示された部分ですけれども実際に自治体で交付の事務を行うわけですから、行う上で私どもが窓口で行いますから、地方自治体の受託事務としてうちのほうがそれぞれ事務を行うわけですから、その手数料として同じことをうちの条例でも規定しなければならないわけですから、うちで条例を規定しなければならない。それがないと交付ができないということでご理解いただきたいと思います。

○副議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案可決されました。

#### ◎議案第64号

○副議長（菊地誠道君） 日程第10。議案第64号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第64号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、平成28年1月から、いわゆる「マイナンバー制度」利活用が始まります。

本制度は、法に定められた「社会保障・税及び災害対策に関する事務」でのみ、個人番号の利用又は特定個人情報の提供が認められております。

また、法と同様の趣旨において、地方公共団体の条例に規定することにより、それぞれ自治体が行っている独自サービスにおいてもマイナンバーを利用する旨を規定しております。個人番号を町の独自の事務に利用する場合、同一機関内（例えば課と課の間）で特定個人情報の授受を行う場合、及び同一地方公共団体の他の機関、例えば町の課と教育委員会との間で特定個人情報の授受を行う場合は、その旨を条例に規定する必要があります。

現状においては、ほかの課等の業務で収集した情報は利用することができないため、複数の行政機関の間はもちろん、同じ役場内においても個人情報のやり取りに制限がかかり、同じ内容の情報を本人から直接又は承諾後に取得または各種申請時の添付書類（例えば納税証明書等）をそのつど提出していただくこととなっております。また、複数の行政機関の間で保有している情報が同一のものであるか確認することに加え、誤りが発生しやすい弊害も懸念されることから、行政の効率化や住民の利便性、負担軽減を図り、公平・公正な行政サービス提供をするため、本案を提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第64号 標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について  
標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく

## 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第1条は、本条例の趣旨について規定してございます。

番号法第9条第2項に基づいて、法に規定されていない事務であって、本町独自で実施しているサービスや独自加算措置等において利用するための規定及び複数の機関の間で特定個人情報の授受を行うための庁内連携に関しての規定内容であります。

第2条は、本条例に出てくる定義についての規定をしてございます。

(個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者、情報提供ネットワークシステム)の規定説明をしてございます。

第3条は、町の責務についてです。

個人番号の利用や特定個人情報の提供を行うとき、これらを適正に取り扱うために必要な措置をし、国との連携を図り、本町の特性に応じた施策を実施する内容規定であります。

第4条は次のページに移ります。

第4条、個人番号の利用範囲です。

第1項は、個人番号の独自利用を行う事務について、規定しております。

本条例の別表第1の表に掲げる事務、それから別表第2の表に掲げる事務で保有する特定個人情報ファイルを同じ機関内の別の事務に利用する事項を規定してございます。のちほど別表については説明をいたします。

第2項は、別表第2の表に掲げる事務を執行する機関は、庁内連携、役場内連携による他機関からの特定情報を利用ができるとする規定内容であります。

第3項については、法に定める別表2、いわゆる他の行政機関等との特定個人情報の連携について定めている内容であります。これを本町の同一機関内、課と課の間とかの庁内連携です。これで行いたい場合は、その事務についても条例化が必要であります。第2表で包括的に規定して事務内容を、同一機関内で利用することを可能とする規定となっております。

なお、第2項、第3項について、法による情報ネットワークシステムによる提供を受ける場合は、この分から除いてございます。

第4項については、別表第2の表に掲げる事務を執行する機関が、庁内連携によって他の機関からの特定個人情報を利用できる場合、他の条例、規則等によって、同一内容の情報を提出する義務(例えば申請書等に添付する証明書など)こういった書類は、提出したこととみなす規定であります。

第5条は特定個人情報の提供についてであります。

第5条第1項は、同一地方公共団体内の他の機関へ特定個人情報を提供する場合(町の機関から教育委員会などへ)には、番号法第19条第9号に基づいて、別表3のほうで事務を規定してございます。その規定ができるという内容でございます。

次の61ページに移ります。

第2項、別表3の特定個人情報の提供があった場合は他の条例、規則等で、同一内容の情

報を提出されている書類は、提出とみなすということの規定でございます。

第6条については、委任であります。

この条例の施行に際して必要な事項は規則で定めるとする内容です。

附則として

この条例の施行日は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日から施行するものであります。

番号法の附則第1条第4号については、公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定めるという規定になってございます。

次に別表のほうの説明をいたします。

別表第1（第4条関係）ですが、先ほど4条についてこの内容について説明しましたが、本町が個人番号の独自利用する事務の規定であります。表の左に事務を執行する機関、それから右側に事務の欄がありますけれども、こちらが独自事務の内容を記載してございます。

本町が独自事務として、規定します事務内容についてそれぞれ申し上げていきたいと思っております。執行機関についてはそれぞれ省略をしますが、

1. 避難行動要支援者名簿の作成に関する事務。
2. 学資金の貸付けに関する事務。
3. 乳幼児等に係る医療費の助成に関する事務。
4. 重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る医療費の助成に関する事務。

62ページに移ります。

5. 町立幼稚園の保育料、又は入園料の減免に関する事務。
6. 従業員住宅の管理に関する事務。
7. 国民健康保険税の減免に関する事務。
8. 特定公共賃貸住宅の管理に関する事務。
9. 障害児等の保護者に対する施設訪問に要する旅費の助成に関する事務。
10. 老人日常生活用具の給付等に関する事務。
11. 高齢者等住宅改造費の助成に関する事務。
12. 高齢者又は重度身体障害者（児）に係る日常生活動作を補う自助具の給付に関する事務。
13. 障害者用自動車改造費の助成に関する事務。
14. 在宅寝たきり老人等家族介護用品の支給に関する事務。
15. 家族介護慰労金の支給に関する事務。
16. 低所得者に係る訪問介護利用援助費の支給に関する事務。
17. 精神障害者に係る社会復帰施設等通所交通費の助成に関する事務。
18. ホームヘルプサービス事業の実施に関する事務。

19. ほっとらいふ制度に実施に関する事務。
20. 福祉電話の設置に関する事務。
21. 障害児に係る児童障害福祉サービス等事業所通所交通費の助成に関する事務。
22. 徘徊高齢者等に係る位置情報検索機器の使用費用の助成に関する事務。
23. 一般住宅の管理に関する事務。
24. インフルエンザワクチン接種費用の助成等に関する事務。
25. 障害者又は障害児に係る医療的ケア支援事業の実施に関する事務。
26. 高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種費用の助成に関する事務。
27. 特定不妊治療費の助成に関する事務。
28. 緊急通報システムの運営に関する事務。
29. 子育て支援医療費等還元事業の実施に関する事務。
30. 要保護又は準要保護児童生徒の認定に関する事務。

次ページへまいります。

次に、別表第2（第4条関係）であります。これは個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携において、番号法別表第2に規定されている事務以外、例えば他の行政機関等との特定個人情報の連携について定めている内容を個別に規定した表であります。

表の左から、執行機関、事務の内容、その事務に係る特定個人情報の内容を記載してございます。事務内容とその利用に係る特定個人情報について申し上げます。

1つ目は、避難行動要支援者名簿作成に関する事務については、特定個人情報は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、知的障害者に関する情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報についての特定個人情報についてであります。

次に、特別児童扶養手当の支給に関する事務。この部分に関しては、生活保護関係情報、それから次のページに移って、児童扶養手当関係情報、この部分についての特定個人情報についてでございます。

3点目は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務についてですが、生活保護関係情報それから児童扶養手当関係情報、住民票関係情報の部分の特定情報であります。

4点目は、地域生活支援事業の実施に関する事務についてであります。生活保護関係情報、それから地方税に関する情報。

次は5点目で、子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務についてですが、地方税に関する情報と住民票に関する情報であります。

66ページ、6点目です。児童等に係る医療費の助成に関する事務は、1点目は生活保護関係情報、それから2点目地方税関係情報、3点目住民票関係情報、4点目は中国残留邦人等支給給付等関係する情報、それから5点目は重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る医療費の助成に関する情報であります。

7点目は、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る医療費の助成

に関する事務であります。1点目生活保護関係情報、それから地方税関係情報、住民票関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、5点目で乳幼児等に係る医療費の助成に関する情報であります。

8点目、従業員住宅の管理に関する事務については、1つ目障害者関係情報、生活保護関係情報、3点目地方税関係情報、4点目住民票関係情報であります。

9点目は、国民健康保険税の減免に関する事務については、生活保護関係情報であります。

10点目、特定公共賃貸住宅の管理に関する事務については、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報であります。

11点目、障害児等の保護者に対する施設訪問に要する旅費の助成に関する事務については、地方税関係情報であります。

68ページに移ります。

12点目、老人日常生活用具の給付等に関する事務については、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報。

13点目、高齢者等住宅改造費の助成に関する事務については、生活保護関係情報、地方税関係情報であります。

14点目、高齢者又は重度身体障害者（児）に係る日常生活動作を補う自助具の給付に関する事務については地方税関係情報であります。

15点目、障害者用自動車改造費の助成については、地方税関係情報であります。

16点目、在宅寝たきり老人等家族介護用品の支給に関する事務については、介護保険給付等関係情報であります。

17点目、家族介護慰労金の支給に関する事務については、医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であります。それから生活保護関係情報、地方税関係情報の3点となっております。

18点目は、精神障害者に係る社会復帰施設等通所交通費の助成に関する事務については、生活保護関係情報であります。

19点目は、ホームヘルプサービス事業の実施に関する事務については、生活保護関係情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報であります。

20点目は、ほっとらいふ制度の実施に関しての事務については、生活保護関係情報、地方税関係情報であります。

21点目、福祉電話の設置に関する事務、生活保護関係情報それから地方税関係情報であります。

22点目、障害児に係る児童障害福祉サービス等事業所通所交通費の助成に関する事務については、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報であります。

23点目、徘徊高齢者等に係る位置情報検索機器の使用費用の助成に関する事務については、生活保護関係情報、地方税関係情報であります。

24点目、一般住宅の管理に関する事務については、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報であります。

25点目、インフルエンザワクチン接種費用の助成等に関する事務については、生活保護関係情報、地方税関係情報であります。

26点目は、障害者又は障害児に係る医療的ケア支援事業の実施に関する事務については、地方税関係情報であります。

27点目、高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種費用の助成に関する事務については、生活保護関係情報、地方税関係情報。

28点目、特定不妊治療費の助成に関する事務については、地方税関係情報であります。

29点目、緊急通報システムの運営に関する事務については、介護保険給付等関係情報であります。

30点目、子育て支援医療費等還元事業の実施に関する事務については、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、乳幼児等に係る医療費の助成に関する情報、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る医療費の助成に関する情報であります。

次に、別表第3（第5条関係）についてであります。特定個人情報の提供についてであります。

同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を提供する場合の事務について規定してございます。表の左から、情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報というふうに記載してございます。

1つ目が、情報紹介者が教育委員会、それから情報提供者が町長、町長部局というふうに理解いただきたいと思います。事務の内容についてですが、医療に要する費用についての援助に関する事務。これについては教育委員会から町側への照会で、町側は住民票の関係情報を提供するというこの表の内容となっております。

以下、照会事務に係る特定情報について申し上げます。

2点目、育英資金貸付基金条例による学資金の貸付けに関する事務については、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報についてそれぞれ照会・提供というふうになります。

3点目は、乳幼児等に係る医療費の助成に関する事務、これについては学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報。

4点目は、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る医療費の助成に関する事務については、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であります。

5点目は、町立幼稚園の保育料又は入園料の減免に関する事務の場合は、生活保護、地方税に関する情報であります。

6点目は、子育て支援医療費等の還元事業の実施に関する事務であります。これは学校保健法による医療に要する費用についての援助に関する情報であります。

7点目は、要保護又は準要保護児童生徒の認定に関する事務、この分については生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報であります。

以上で、議案第64号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○副議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました、議案第64号は総務経済委員会に付託のうえ閉会中継続審査とすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題となりました議案第64号は総務経済委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時23分

#### ◎議案第65号ないし議案第68号

○副議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11。議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号を一括議題といたします。

議題4案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第65号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成27年度標茶町一般会計補正予算（第3号）でございまして、保健衛生対策、道路維持補修対策、教育振興対策などに資するため、歳入歳出それぞれ1億4,503万2,000円を追加し、総額を119億176万5,000円といたしたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、合併処理浄化槽設置費補助として625万円、麻生17線整備事業2,100万円、道路維持補修工事で3,500万円、教員住宅建設工事で1,900万円などを計上

いたしました。

他会計への繰出金につきましては、介護保険事業特別会計へ204万2,000円を追加いたしましたところであります。

一部事務組合への負担金につきましては、川上郡衛生処理組合への負担金で103万3,000円の減額を行なったところであります。

一方、歳入につきましては、それぞれの特定期源を見込み、さらに地方交付税の増額及び前年度繰越金を充当し、収支バランスをはかったところであります。

また、地方債で1件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の一般会計補正予算書1ページをお開きください。

平成27年度標茶町一般会計補正予算（第3号）

平成27年度標茶町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,503万2,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億176万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

11ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ・3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正であります。

起債の目的、4 臨時財政対策債、補正前の限度額2億8,150万円に2,483万5,000円を追加し、補正後の限度額を3億633万5,000円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じであります。

合計で申し上げます。補正前の限度額13億3,420万円に補正額2,483万5,000円を追加し、補正後の限度額を13億5,903万5,000円とするものであります。

20ページにまいります。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。合計額で申し上げます。当該年度中の起債見込額、補正前の額13億3,420万円に補正額2,483万5,000円を追加し、補正後の額を13億5,903万5,000円とするもの

であります。当該年度末現在高見込額であります。補正前の額106億1,163万5,000円に、補正額2,483万5,000円を追加し、補正後の額を106億3,647万円とするものであります。

以上で、議案第65号の内容説明を終わります。

○副議長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第66号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）で、平成26年度退職者医療の療養給付費等交付金の額が確定したことに伴う交付金の精算返還で、平成26年度退職者医療療養給付費交付金について、当初の見込みよりも退職者の療養給付費等が小額であったことにより返還金が生じたものです。その財源は平成26年度繰越金で充当するものであります。

なお、本案につきましては、8月25日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）

平成27年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,926万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に基づきご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページへお戻りください。

「第1表歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第66号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第68号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で、平成26年度の被保険者の所得の更正により減額があったことから、保険料の還付が生じたものです。

歳出の補正の内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金の減額と保険料還付金の追加であります。

以下、別冊の補正予算書に基づき、ご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成27年度標茶町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

以下、歳出補正予算事項別明細書に基づき説明いたします。

5ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページへお戻りください。

「第1表 歳出予算補正」は、ただ今までの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第68号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○副議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第67号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）で、保険事業勘定の補正予算でありまして、歳出では、主なものとしましては、介護職員初任者研修参加の受講費補助金、平成26度の実績によります介護給付費負担金、地域支援事業交付金、介護事業費補助金の精算に伴う返還金を計上いたしました。

歳入では、介護保険料の第1段階が低所得者対策として0.5から0.45に減額を行ったことに伴い、介護保険料の歳入の減額を行い、下がった分が公費負担となることから、一般会計から繰入金の充当を行い、また、返還金の財源としては前年度繰越金を充当したものであります。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

別冊補正予算書をお開きください。

平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,971万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,901万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明いたします。

9ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページからの保険事業勘定歳入歳出予算補正は、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第67号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○副議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題4案は、直ちに、議長を除く11名で構成する「議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題4案は、議長を除く11名で構成する「議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 4時19分

#### ◎認定第1号ないし認定第7号

○副議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12。認定第1号・認定第2号・認定第3号・認定第4号・認定第5号・認定第6号・認定第7号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました認定7案は、議長・監査委員を除く11名で構成する「平成26年度標茶町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました認定7案は、議長・監査委員を除く11名で構成する「平成26年度標茶町各会計決算審査特別委員会」に付託し、閉会中継続審査とすることに決定いたしま

した。

◎諮問第2号

○副議長（菊地誠道君） 日程第13。諮問第2号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 諮問第2号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、議会の同意を求めるといふものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づいて議会の同意を求めるといふものであります。

住所は、川上郡標茶町字塘路32番地39。氏名は、石窪しのぶ。生年月日は、昭和22年5月3日であります。

お手元に配付いたしました経歴書の詳細につきましては説明を省略させていただきますが、氏は平成25年から豊富な経験を基に人権擁護委員としてご尽力をいただいております、引き続きお願いをいたしたく推薦いたすものであります。

以上で、諮問第2号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○副議長（菊地誠道君） 本案の審議を行います。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案の答申は「適任と認める」意見といたしたいと思っております。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、本案の答申は「適任と認める」意見とすることに決定いたしました。

◎議員提案第3号

○副議長（菊地誠道君） 日程第14。議員提案第3号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君）（登壇） 議員提案第3号。標茶町議会会議規則の一部改正についての提案趣旨並びに内容をご説明申し上げます。

会議規則第2条において、欠席の届出を規定しておりますが、その欠席理由について女性議員の出産を事故とは別扱いとし、さらに事前の届け出をできるように改正したいというものであり、標準町村議会会議規則についても同様の改正がされております。なお、準用規定については条項錯誤の訂正であります。

以下、内容についてご説明いたします。

標茶町議会会議規則の一部を改正する規則

標茶町議会会議規則（昭和63年標茶町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第61条中、第56条を第57条に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

以上であります。

○副議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

議題となりました議員提案については会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案については質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第3号は原案可決されました。

◎意見書案第18号

○副議長（菊地誠道君） 日程第15。意見書案第18号を議題といたします。  
お諮りいたします。

議題となりました意見書案第18号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第18号の趣旨説明は省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第18号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第18号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第18号を採決いたします。

意見書案第18号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第18号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（菊地誠道君） 起立少数であります。

よって、意見書案第18号は原案否決されました。

◎意見書案第19号

○副議長（菊地誠道君） 日程第16。意見書案第19号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第19号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第19号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第19号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第19号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第19号を採決いたします。

意見書案第19号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第19号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(菊地誠道君) 起立少数であります。

よって、意見書案第19号は原案否決されました。

#### ◎意見書案第20号

○副議長(菊地誠道君) 日程第17。意見書案第20号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第20号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第20号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第20号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第20号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第20号を採決いたします。

意見書案第20号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第20号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(菊地誠道君) 起立少数であります。

よって、意見書案第20号は原案否決されました。

#### ◎意見書案第21号

○副議長(菊地誠道君) 日程第18。意見書案第21号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第21号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第21号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第21号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第21号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第21号を採決いたします。

意見書案第21号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第21号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(菊地誠道君) 起立少数であります。

よって、意見書案第21号は原案否決されました。

◎意見書案第22号

○副議長(菊地誠道君) 日程第19。意見書案第22号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第22号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第22号の趣旨説明は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第22号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第22号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第22号を採決いたします。

意見書案第22号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第22号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○副議長（菊地誠道君） 日程第20。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○副議長（菊地誠道君） 日程第21。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

11月20日に、浜中町で開催されます、釧路町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に、全議員を派遣することにいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程の追加

○副議長（菊地誠道君） ただいま、議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第65号ないし議案第68号

○副議長（菊地誠道君） 議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○副議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、それぞれ起立により採決いたします。

議案第65号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第65号は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第66号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、議案第66号は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第67号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、議案第67号は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第68号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長（菊地誠道君）起立全員であります。

よって、議案第68号は委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○副議長（菊地誠道君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○副議長（菊地誠道君） 以上をもって、平成27年標茶町議会第3回定例会を閉会いたします。

(午後 4時41分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会副議長

菊 地 誠 道

署名議員 4 番

深 見 迪

署名議員 5 番

黒 沼 俊 幸

署名議員 6 番

松 下 哲 也